

(参考)

復興の取組と関連諸制度

平成30年6月8日



新たなステージ 復興・創生へ

目次

1 復興庁の体制等2

- 1-1 東日本大震災の概要
- 1-2 復興庁の体制
- 1-3 福島対応体制の強化
- 1-4 避難区域等に対する政府の対応体制
- 1-5 「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針

2 復興の取組7

＜被災者支援関係＞7

- 2-1-1 被災者の健康・生活支援
- 2-1-2 義援金、災害弔慰金、被災者生活再建支援金の実績

＜住宅再建・まちづくり関係＞10

- 2-2-1 「復興施策に関する国の事業計画及び工程表」の見直しと目標達成状況の確認
- 2-2-2 住宅再建・復興まちづくりの加速化の取組
- 2-2-3 住まいの復興給付金
- 2-2-4 交通関係
- 2-2-5 国営追悼・祈念施設(仮称)整備事業

＜産業・雇用関連＞17

- 2-3-1 産業の復旧に向けた取組
- 2-3-2 産業の復興に向けた取組
- 2-3-3 被災事業者に対する資金繰り対策

- 2-3-4 雇用に関する取組
- 2-3-5 人材確保に向けた取組
- 2-3-6 企業連携の推進

＜広報関連＞29

- 2-4 復旧・復興の進捗情報の「見える化」

＜多様な担い手による連携＞30

- 2-5-1 被災地での人材確保対策
- 2-5-2 ボランティア・公益的民間連携
- 2-5-3 復興と男女共同参画
- 2-5-4 「新しい東北」の創造に向けて

＜原子力災害関係＞39

- 2-6-1 福島復興に向けた取組
- 2-6-2 個別課題への対応

3 復興関連諸制度等56

- 3-1 復興関係予算
- 3-2 福島関係予算
- 3-3 被災自治体に対する東日本大震災に係る復旧・復興事業における主な財政的支援
- 3-4 復興特区制度
- 3-5 復興交付金
- 3-6 東日本大震災に係る「取崩し型復興基金」
- 3-7 福島復興に向けた制度
- 3-8 これまでの主な動き

1-1 東日本大震災の概要

※我が国の観測史上最大規模の地震、世界的にも1900年以降4番目の規模の地震

項目	データ	
発生日時	平成23年3月11日 14時46分	
震源および規模 (推定)	三陸沖(北緯38.1度、東経142.9度、牡鹿半島の 東南東130km付近) 深さ24km、モーメントマグニチュード Mw9.0	
震源域	長さ約450km、幅約200km	
断層のすべり量	最大20～30m程度	
震源直上の海底 の移動量	東南東に約24m移動、約3m隆起	
	震度7	宮城県北部
	震度6強	宮城県南部・中部、福島県中通り・ 浜通り、茨城県北部・南部、栃木県 北部・南部
	震度6弱	岩手県沿岸南部・内陸北部・内陸南 部、福島県会津、群馬県南部、埼玉 県南部、千葉県北西部
	震度5強	青森県三八上北・下北、岩手県沿岸 北部、秋田県沿岸南部・内陸南部、 山形県村山・置賜、群馬県北部、埼 玉県北部、千葉県北東部・南部、東 京都23区、新島、神奈川県東部・西 部、山梨県中部・西部、山梨県東部・ 富士五湖

(気象庁資料・海上保安庁資料による)

被害状況等

(平成30年3月1日現在)

出典: 緊急災害対策本部公表資料、復興庁等)

(1) 人的被害

ア 死者	19,630名
(うち震災関連死(※2) 3,647名)	
イ 行方不明	2,569名
ウ 負傷者	6,230名

(2) 建築物被害

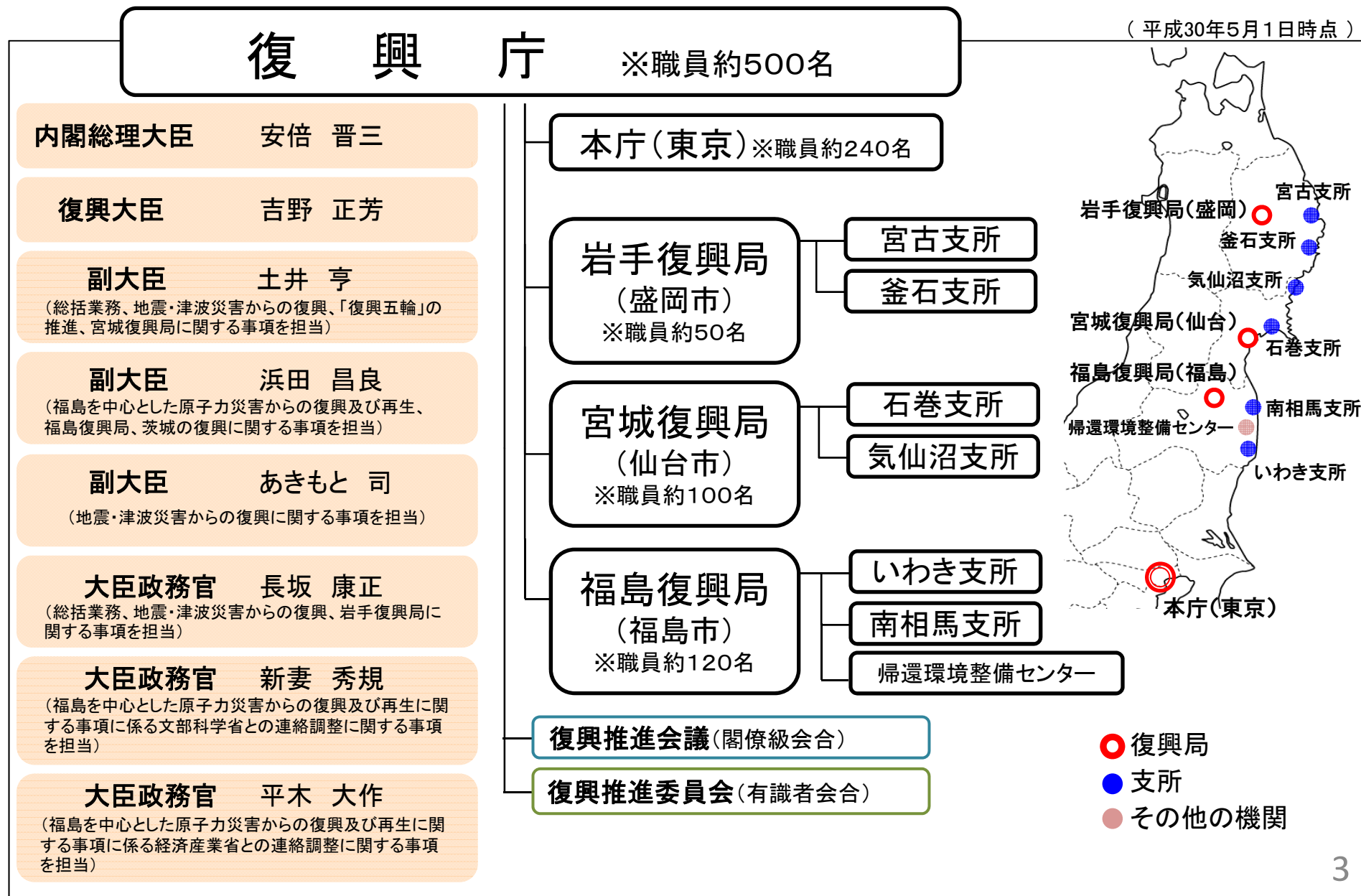
ア 全壊	121,781戸
イ 半壊	280,962戸
ウ 一部破損	744,530戸

※ 未確認情報を含む。

※ 平成23年4月7日に発生した宮城県沖を震源とする地震等の被害を含む。

※2 「震災関連死の死者」とは、「東日本大震災による負傷の悪化等により亡くなられた方で、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、当該災害弔慰金の支給対象となった方」と定義(実際には支給されていない方も含む。)。復興庁等調べ(平成29年9月30日現在)。

1-2 復興庁の体制



※ 職員数には非常勤職員等を含む。

1-3 福島対応体制の強化

総理指示に基づき、平成25年2月に「福島復興再生総局」を設置。
復興大臣トップの、いわゆる『福島・東京2本社体制』により、福島の復興を強力に推進。

福島復興再生総局（福島）

総局の長 吉野 復興大臣（福島原発事故再生総括担当大臣）
【構成員】 浜田 復興副大臣
武藤 原子力災害現地対策本部長（経済産業副大臣）
伊藤 環境副大臣

事務局

内閣官房参与（事務局長）
復興庁・環境省参与
復興庁事務次官
復興庁統括官、福島復興局長
原子力災害現地対策本部副本部長（経済産業省）
福島環境再生本部長（環境省） 等

福島復興局

福島地方環境
事務所

（除染、廃棄物対策）

原子力災害
現地対策本部

（区域運用、見直し等）

福島復興再生総括本部（東京）

本部長 吉野 復興大臣（福島原発事故再生総括担当大臣）

関係省庁（局長クラス）

復興庁、警察庁、内閣府原子力被災者生活支援チーム
消費者庁、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省
経済産業省、国土交通省、環境省、原子力規制庁 等

主な取組

①福島復興再生総局幹部会合の開催

原子力災害からの福島の復興に関連する施策に関して、
現地での実施機能を強化し、被災地の現場において施策
を迅速に判断するため、福島において福島復興再生総局
を設置し、福島復興再生総局幹部会合を開催。

→ 現地において即断即決できる支援体制の強化、
省庁横断的な課題に対する連携が可能に。

②福島復興再生総局事務局会議の開催

毎週、現地三事務所の長及び担当管理職等が参集し、
情報交換や課題の整理等を行う福島復興再生総局事務
局会議を開催。

→ 事務方トップクラスが総局に在勤し、総局事務
局会議や現地訪問等を通じて、現場主義を徹底。

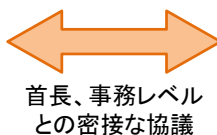
③実務者連絡会議の開催

関係省庁で、各省庁の取組状況や、各自治体の状
況・課題を報告・共有する実務者連絡会議を東京で開
催。

→ 現地の状況・課題を共有するとともに、関係省
庁の諸施策を総括。

1-4 避難区域等に対する政府の対応体制

- ・福島県
- ・双葉町、大熊町、富岡町、浪江町、楢葉町、葛尾村、川俣町、飯舘村、南相馬市、田村市、川内村、広野町



復興庁

- ・全体方針の策定（福島特措法基本方針、住民意向調査、避難解除等区域復興再生計画 等）
- ・帰還に必要な政策等の全体工程管理

政府一丸となった包括的な取組

原発事故・放射線対策

（平成24年12月）

主要課題	(1) 放射性物質汚染に 関する安心・安全の確保 (健康リスクに係るリスク コミュニケーションを含む)	(2) モニタリング	(3) 区域見直し等	(4) 賠償 (・円滑な賠償の実施等 ・賠償指針、ADR等)	(5) 除染(含む中間貯蔵施設)	(6) 廃棄物対策	(7) 長期避難者対策 (含む町外コミュニティ 住民意向調査)	(8) インフラ、 公共サービス復旧	(9) 農林水産業の再開	(10) 産業振興 雇用対策
まとめ省庁 全体取り	環境省	環境省	原災T	文科省 経産省	環境省	環境省	復興庁	復興庁	農水省	厚労省 経産省
主たる 関係省庁	文科省 厚労省	農水省 厚労省 原災T※ 文科省	警察庁 消防庁			国交省 農水省 厚労省	国交省 厚労省 総務省 文科省 原災T 経産省 環境省	国交省 文科省 厚労省 原災T 環境省 農水省		

※原災T:内閣府原子力被災者生活支援チーム

1-5 「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針

<趣旨>

- 東日本大震災復興基本法第3条に基づき平成23年7月に策定した現行の基本方針については、集中復興期間終了前までに見直すこととされている。
- 見直しにあたっては、既存の方針や復興の進展等を踏まえつつ、後期5か年の「復興・創生期間」(平成28~32年度)において、**重点的に取り組む事項を明らかにする。**

<概要>

1. 基本的な考え方

- **地震・津波被災地域では**、平成28年度にかけて多くの恒久住宅が完成。10年間の復興期間の「総仕上げ」に向けた新たなステージにおいて、多様なニーズに切れ目なく、きめ細かに対応
- **福島においては**、平成29年3月までに避難指示解除準備区域・居住制限区域について避難指示を解除できるよう環境整備に取り組む。福島の復興・再生は中長期的対応が必要であり、「復興・創生期間」後も継続して、**国が前面に立って取り組む**
- 人口減少等の「課題先進地」である被災地において、**被災地の自立につながり、地方創生のモデルとなるような「新しい東北」の姿を創造**

2. 各分野における今後の取組

- | | |
|--------------------|--|
| (1) 被災者支援(健康・生活支援) | ・ 避難生活の長期化に伴う心身のケア 、住宅・生活再建支援など、 ステージに応じた切れ目のない支援 |
| (2) 住まいとまちの復興 | ・ 住宅再建 の計画通りの進捗、 医療・介護提供体制の復興 、 被災地発展の基盤となるインフラ整備 の推進 |
| (3) 産業・生業の再生 | ・ 観光振興 、 水産加工業 の販路開拓支援、 農業の大規模化など創造的な産業復興 |
| (4) 原子力災害からの復興・再生 | ①事故収束(廃炉・汚染水対策)、②放射性物質の除去等、
③避難指示の解除と帰還に向けた取組の拡充等、④中長期・広域的な被災地の発展基盤の強化、
⑤事業・生業や生活の再建・自立に向けた取組の拡充 |
| (5) 「新しい東北」の創造 | ・ 企業・大学・NPOなど民間の人材やノウハウの最大限の活用、 蓄積したノウハウを被災地で普及・展開 |

3. 復興の姿と震災の記憶・教訓 及び 4. フォローアップ等

- **東京オリンピック・パラリンピック、ラグビーWC等の機会を活用した復興の姿の発信、震災の記憶と教訓の継承**
- 基本方針の実施状況等について**フォローアップ**、**3年後の見直し**

2-1-1 被災者の健康・生活支援①

平成27年1月、避難生活の長期化や被災者の分散化などによる課題に対応するため、50の対策からなる「被災者支援（健康・生活支援）総合対策」を策定し、被災者支援の総合的な推進等に取り組むための対策を取りまとめた。

1. 仮設住宅等での心と体の健康への支援

(1) 見守り等の活動の推進

①復興特会における相談員確保の予算措置

「被災者健康・生活支援総合交付金」(H27)、「被災者支援総合交付金」(H28)を創設し、相談員の確保等を支援

②復興支援員の活用

見守りやケアと一体として行う相談業務に活用できることを明確化

③福島県の特有の課題に対応した相談員の確保

放射線不安など福島県特有の課題に対応した相談員の充実を支援

④保健師の確保の支援

「被災地健康支援事業」を延長して保健師の確保を支援

(2) 生きがいがづくり

○「心の復興」事業の実施

地域活性化等の活動への参画を通じた被災者の生きがいがづくりを支援



2. 災害公営住宅でのコミュニティ形成への支援

見守り人員や総合交付金による支援とともに、

○復興交付金による支援の弾力化

災害公営住宅の整備に伴うコミュニティ形成などを支援



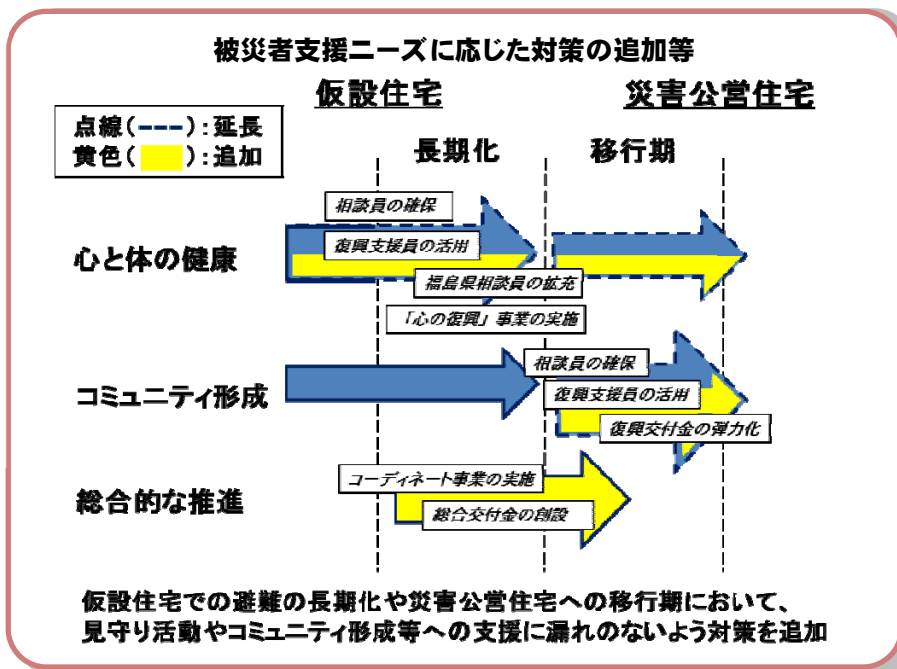
3. 支援施策の総合的な推進

(1) 被災者健康・生活支援総合交付金の創設

1つの事業計画の下で見守り・子供の支援等を総合的・弾力的に推進

(2) 被災者支援コーディネート事業の実施

①被災地域の課題及びニーズを把握、整理の上、②それに対する多様な主体による支援のコーディネート(ニーズとリソースのマッチング)、③多様な主体による協働体制の構築、④好事例、連携事例等を波及させるための発表会等を実施。



2-1-1 被災者の健康・生活支援②

被災者支援総合交付金（復興庁被災者支援班）

30年度予算額 190億円【復興】
（29年度予算額 200億円）

事業概要・目的

- 復興の進展に伴い、避難生活の長期化、災害公営住等移転後のコミュニティ形成、避難指示解除区域における生活再建など、被災者をとりまく課題は多様化。
- 被災者の生活再建のステージに応じた、切れ目ない支援の実現を図る。

<主な内容>

- ①災害公営住宅への移転等に伴うコミュニティ形成の活動を支援。
- ②被災者の生きがいをつくるための「心の復興」事業を支援。
- ③県外避難者に対して、相談支援や避難元自治体の情報提供などを実施。
- ④仮設住宅や災害公営住宅等で暮らす高齢者等に対する日常的な見守り・相談支援を実施。
- ⑤子どもに対するケア、学習支援、交流活動支援等を実施。

<重点的に取り組む項目>

- ①被災者支援に携わる方々のサポートを行う取組を支援。
- ②避難指示が解除された区域におけるコミュニティ形成支援、買い物、通院、通学などの生活支援を実施。

事業イメージ・具体例

I. 各地域の被災者支援の重要課題への対応支援

- | | |
|---------------|---------------|
| ①被災者支援総合事業 | |
| ・住宅・生活再建支援 | ・コミュニティ形成支援 |
| ・「心の復興」 | ・県外避難者支援 |
| ・高齢者等日常生活サポート | ・被災者支援コーディネート |

II. 被災者の日常的な見守り・相談支援

- ②被災者見守り・相談支援事業

III. 仮設住宅での総合相談・介護等のサポート拠点の運営

- ③仮設住宅サポート拠点運営事業

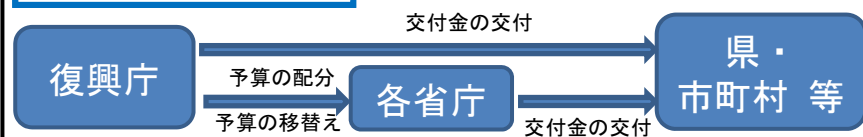
IV. 被災地における健康支援

- ④被災地健康支援事業

V. 子どもに対する支援

- ⑤被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業
- ⑥福島県の子供たちを対象とする自然体験・交流活動支援事業
- ⑦仮設住宅の再編等に係る子供の学習支援によるコミュニティ復興支援事業

資金の流れ



期待される効果

- 被災者支援の基幹的事業について、被災自治体において横断的な事業計画を策定し、交付金による一体的支援を行うことにより、各地域の実情に応じた効果的・効率的な被災者支援活動の展開が期待される。

2-1-2 義援金、災害弔慰金、被災者生活再建支援金の実績

- 日本赤十字社等に寄せられた義援金3,815億円の約97%を被災者に配付済(平成30年3月31日現在)
- 災害弔慰金の支給済件数は、20,437件(平成30年3月31日現在)
- 被災者生活再建支援金の支給世帯数は198,590世帯(平成30年4月30日現在)

(1) 義援金の配布状況(内閣府調べ、平成30年3月31日現在)

募金総額	配分			
	都道府県への送金額	うち市町村への送金額	うち被災者への配付額	配付件数
3,815億円	3,812億円	3,760億円	3,715億円	2,563,884件
	99.9%	98.6%	98.8%	

※平成23年3月14日から平成26年3月31日の間に日本赤十字社、中央共同募金会、日本放送協会及びNHK厚生文化事業団の4団体に寄せられた義援金と平成26年4月1日以降に日本赤十字社に寄せられた義援金を合計したもの。

(2) 災害弔慰金の支給状況(内閣府調べ、平成30年3月31日現在)

	支給済件数	うち被災3県	支給済額	うち被災3県
災害弔慰金	20,437件	20,228件	608億3125万円	601億3625万円
災害障害見舞金	103件	99件	1億7,125万円	1億6,500万円

※災害弔慰金:災害により死亡された方のご遺族に対して支給するもの。

災害障害見舞金:災害による負傷、疾病で精神又は身体に著しい障害を受けた方に支給するもの。

(3) 被災者生活再建支援金の支給状況(内閣府調べ、平成30年4月30日現在)

	世帯数	うち被災3県	支給額	うち被災3県
基礎支援金	198,590世帯	180,762世帯	1,598億円	1,463億円
加算支援金	141,767世帯	127,071世帯	1,901億円	1,703億円

※被災者生活再建支援金:災害により居住する住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して支給するもの。

東日本大震災財特法の一部改正により、東日本大震災に限った措置として国の補助率を50%から80%に引き上げ。

また、地方負担(20%)のための基金積み増し分について、平成23年度第2次補正予算で増額される特別交付税により全額手当。

2-2-1 「復興施策に関する国の事業計画及び工程表」の 見直しと目標達成状況の確認

○毎年度の予算成立を機に、当該年度の成果目標や事業完了予定年度等を取りまとめ、公表。

■対象事業(26事業)

海岸対策、河川対策、水道施設、下水道、交通網(道路、鉄道、空港、港湾)、農地・農業用施設、海岸防災林の再生、漁港・漁場・養殖施設・定置網、復興住宅(災害公営住宅等)、復興まちづくり(防災集団移転促進事業・土地区画整理事業等、津波復興拠点整備事業、造成宅地の滑動崩落防止、医療施設等、学校施設等)、土砂災害対策、地盤沈下・液状化対策、災害廃棄物の処理、都市公園

■対象地域

被災8県※(福島12市町村を除く) ※青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県、栃木県、埼玉県

■平成28年度成果目標に対する進捗確認の公表内容(平成29年8月1日公表)

・事業全体としては、概ね目標を達成。

※目標を達成又は概ね達成した事業(17事業)

河川対策(直轄管理区間)、下水道対策、道路(復旧(直轄区間)、復興)、鉄道、港湾、農地・農業用施設、海岸防災林の再生、漁港、定置網、災害公営住宅、民間住宅等用宅地の供給、津波復興拠点整備事業、造成宅地の滑動崩落防止、学校施設等、土砂災害対策、地盤沈下・液状化対策、災害廃棄物の処理

※目標達成が平成29年度以降にずれ込む事業(6事業)

(うち、*がついている事業は目標をわずかに下回ったもの(4事業))

海岸対策、河川対策(県・市町村管理区間)*、水道施設、道路(復旧(県・市町村管理区間))*、漁場*、都市公園*

※「空港」、「医療施設等」については、平成25年度に事業が完了している。また、「養殖施設」については、避難指示区域に指定されなかった地域において、平成25年度までに事業が完了している。(3事業)

・四半期に一度実施している「公共インフラの復旧・復興の進捗状況」の確認と合わせ、また、「住宅再建・復興まちづくりの加速化に向けた施策パッケージ」等の周知・活用等により、復興事業の円滑な実施を推進する。

2-2-2 ①住宅再建・復興まちづくりの加速化の取組

- 住宅再建・復興まちづくりは被災地復興の最優先課題。これまで、政府一丸となって5度にわたる100近い加速化措置を実施。
- さらに昨年1月、これまでの加速化措置等の実施状況を踏まえ、追加措置を加えた「総合対策」をとりまとめた。

H25.2.4 農地法の規制緩和

H25.3.7 「加速化措置第1弾」

- ① 「住まいの復興工程表」の策定
- ② 実現および加速化のための主な措置（施策パッケージ）
 - ・ 用地取得、埋文調査、発注者支援、施工確保対策 等

H25.4.9 「加速化措置第2弾」

- 用地取得手続きの簡素化や施工確保対策
 - ・ 防災集団移転促進事業における事業計画変更の簡素化
 - ・ 土地収用手続きの効率化 ・ 財産管理制度の円滑な活用
 - ・ 造成工事等の早期化 等

H25.10.19 「加速化措置第3弾」

- ① 「用地取得加速化プログラム」の策定
 - ・ 財産管理制度、土地収用制度、用地実務支援の措置の拡充
- ② 住宅再建の加速化
 - ・ 災害公営住宅分野の施工確保、入札不調対策
- ③ 加速状況の見える化
 - ・ 「つちおと情報館」など見える化のワンストップ化 等

H26.1.9 「加速化措置第4弾」

- ① 「商業集積・商店街再生加速化パッケージ」の策定
 - ・ 「被災地まちなか商業集積・商店街再生加速化指針」策定、商業施設等復興整備事業による支援、専門家派遣
- ② 住宅再建の加速化
 - ・ 東北六県における各発注機関の発注見通しを統合し公表 等

H26.1.21 「住まいのこだわり設計事例集」

H26.2.1 「用地加速化支援隊」の創設

H26.5.27 「加速化措置第5弾」

- 「民間住宅の早期自立再建支援パッケージ」の策定
 - ・ 被災者からの住宅再建具体化に向けた相談への対応強化
 - ・ 登記手続、住宅ローン実行の迅速化による早期の住宅着工
 - ・ 再建工事集中時の建設事業者の人材・資材確保支援
- 「被災地特化型用地取得加速化パッケージ」の策定 等

H26.5.30 がんばれ復興！まちづくりのトップランナー（復興まちづくり先導事例集）

H26.8.25 「工事加速化支援隊」の創設

H27.1.16 「隘路打開のための総合対策」

- これまでの加速化措置を充実・補完し総合化
 - ・ 被災3県の災害公営住宅の標準建設費の引き上げ
 - ・ 災害公営住宅の資材調達・人材のマッチングサポート
 - ・ 防災集団移転促進事業の移転元地の活用事例集の作成 等

<更なる施工確保対策>

H27.2.2 災害公営住宅建築工事におけるクレーン経費増対応（※ 共通仮設費率を1.3倍に引き上げ）

H30.3.1 公共工事設計労務単価の引き上げ（※ 被災3県全職種平均 +58.3%（対24比））

2-2-2 ②これまでの加速化措置等の成果

- 災害公営住宅や防災集団移転等の復興のステージは「計画策定」「用地取得」から「工事实施」に着実にステップアップ。
- さらに、被災自治体の個別課題に対しても、「用地加速化支援隊」や「工事加速化支援隊」を創設し、きめ細やかに支援。

復興のステージ		主な加速化措置の効果	
計画策定		「住まいの復興工程表」を策定し、被災者の方に対し、住宅再建の見通しを提示	
用地取得	「用地取得加速化プログラム」を策定		・ 用地取得率(被災3県)が上昇 48%(H25.9)⇒ 99.5%(H29.5) ・ 測量から用地取得 当初6年予定⇒3年以内で完了(釜石市鶴住居川・片岸海岸の防潮堤モデル事業) ・ 「用地加速化支援隊」により、市町村と一体となって課題を解決
	財産管理制度		・ 裁判所の審理期間の短縮(※申立時に必要書類が揃っていることが前提) ・ 全体で半年以上と懸念⇒裁判所の審理は、3週間程度でも可能に
	土地収用手続		・ モデル事業の活用による迅速化 ・ 申請書概成 約1~2年と懸念⇒約4か月(釜石)、約1か月(宮古)に短縮 ・ 事業認定手続 通常3か月⇒概ね50日に短縮
	用地取得事務	補償コンサルタント等への外注(防集事業実施 26市町村のうち24市町村で実施 (H29.6))	
	計画変更		・ 取得困難地での計画変更手続の簡素化(防集事業実施 333地区のうち320地区(届出 214地区)で区域変更 (H29.3)) ・ 東松島市矢本西地区 区域変更により約2か月短縮
埋蔵文化財発掘調査			・ 調査手法の工夫、全国から専門職員派遣等により迅速化 ・ 山田町 田の浜地区(防集) 18か月⇒5か月
発注者支援	被災自治体の発注者支援	全国の自治体からの職員派遣の更なる強化、青年海外協力隊帰国隊員や民間実務経験者の活用	
	URによるCM方式の導入		・ 設計・施工契約手続の一括化、人員・資機材の早期調達 ・ 東松島市野蒜地区で、最大1年半の工期短縮(見込み)
施工体制の確保 (技術者・技能者の確保、 資材の円滑な確保)			・ 復興JVによる落札(累積 236件 (H29.7)) ・ 主任技術者の兼任要件の緩和、発注ロットの大型化
			・ 労務単価の引上げ(被災3県 対H24年度比 58.3%増) ・ 民間、公共による生コンプラントの設置

2-2-3 住まいの復興給付金

復興まちづくりに係る区域指定や宅地造成の時期など外的な要因により被災者間で生じる負担の不均衡を避けるため、住宅再取得等に係る標準的な消費税の負担増加に対応し得る措置として、給付措置を行う。

平成30年5月末時点の申請件数は20,941件、給付件数は20,073件。

建築・購入

給付対象者

以下の要件を全てみたす者が給付対象者（原則）

- ①被災住宅を所有していた者
- ②再取得住宅を所有している者
- ③再取得住宅に居住している者



対象住宅

消費税率8%又は10%の適用を受けている期間に、建築・購入された新築住宅又は宅建業者が販売した中古住宅。

(※) 建築:13㎡以上。 購入:50㎡以上(地上3階以上の共同住宅の場合:30㎡以上)

給付額

$$\text{給付額} = \left(\begin{array}{c} \text{再取得住宅} \\ \text{の床面積} \\ \text{※} \end{array} \right) \times \left(\begin{array}{c} \text{給付単価} \\ \text{税率8\%時:} \\ \text{5,130円} \\ \text{税率10\%時:} \\ \text{8,550円} \end{array} \right) \times \left(\begin{array}{c} \text{再取得住宅の} \\ \text{持分割合} \end{array} \right)$$

(※) 給付する床面積の上限は、175㎡。175㎡以上の場合には、175㎡分を給付。

給付例(8%時)

①再取得住宅の床面積100㎡
⇒約51万円

②再取得住宅の床面積175㎡
⇒約90万円(上限)

補修

給付対象者

以下の要件を全てみたす者が給付対象者（原則）

- ①被災住宅を所有している者
- ②被災住宅の補修工事を発注した者
- ③補修した被災住宅に居住している者



対象住宅

消費税率8%又は10%の適用を受けている期間に補修工事を行った被災住宅。

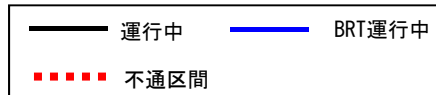
給付額

- ① 被災住宅の床面積にり災状況に応じた給付単価をかけた額
 - ② 実際に支払った補修工事費(税抜)における増税分の消費税に相当する額
- のどちらか少ない方を給付。

$$(\text{※}) \text{給付額} = \text{被災住宅の床面積} \times \text{給付単価}$$

	8%時	10%時
全壊(流出)・原災	1,680円	2,800円
大規模半壊	1,650円	2,750円
半壊(床上浸水)	1,380円	2,300円
一部損壊(床下浸水)	840円	1,400円

2-2-4 ①鉄道の復旧状況



岩手県、宮城県、福島県における被災総延長 2,350.9km

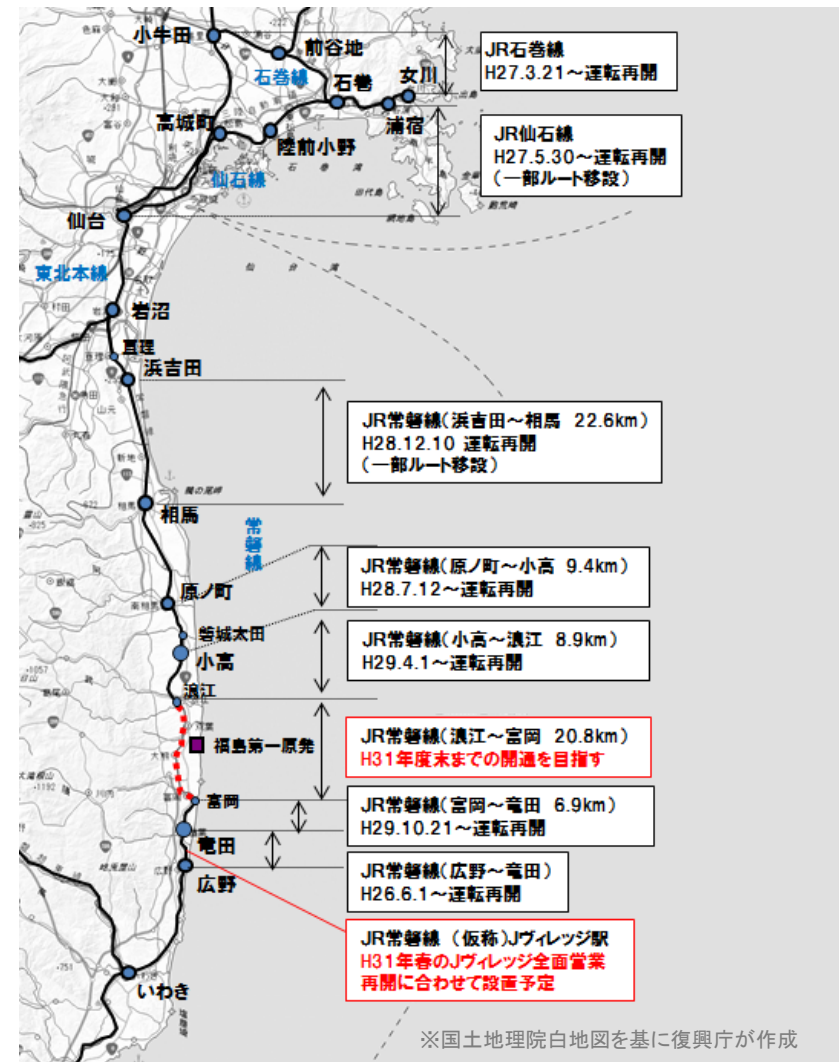
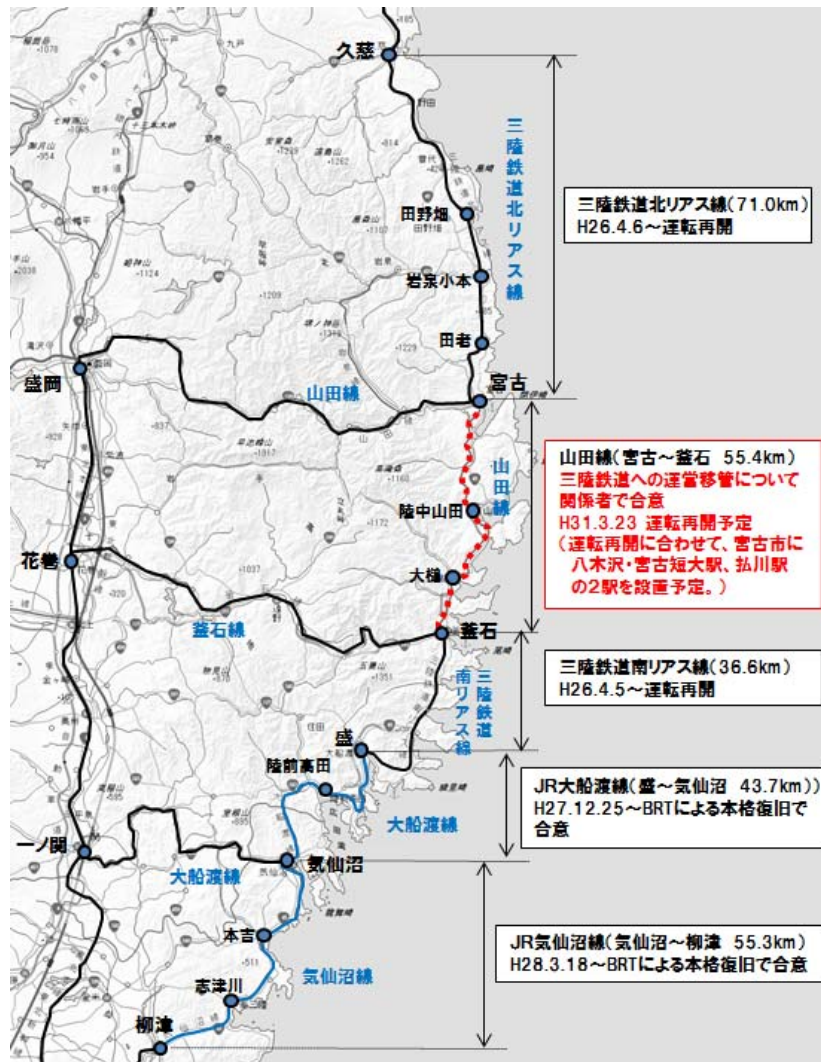
・運行再開区間 2,274.7km

うちH24.12以降の運行再開区間 228.4km

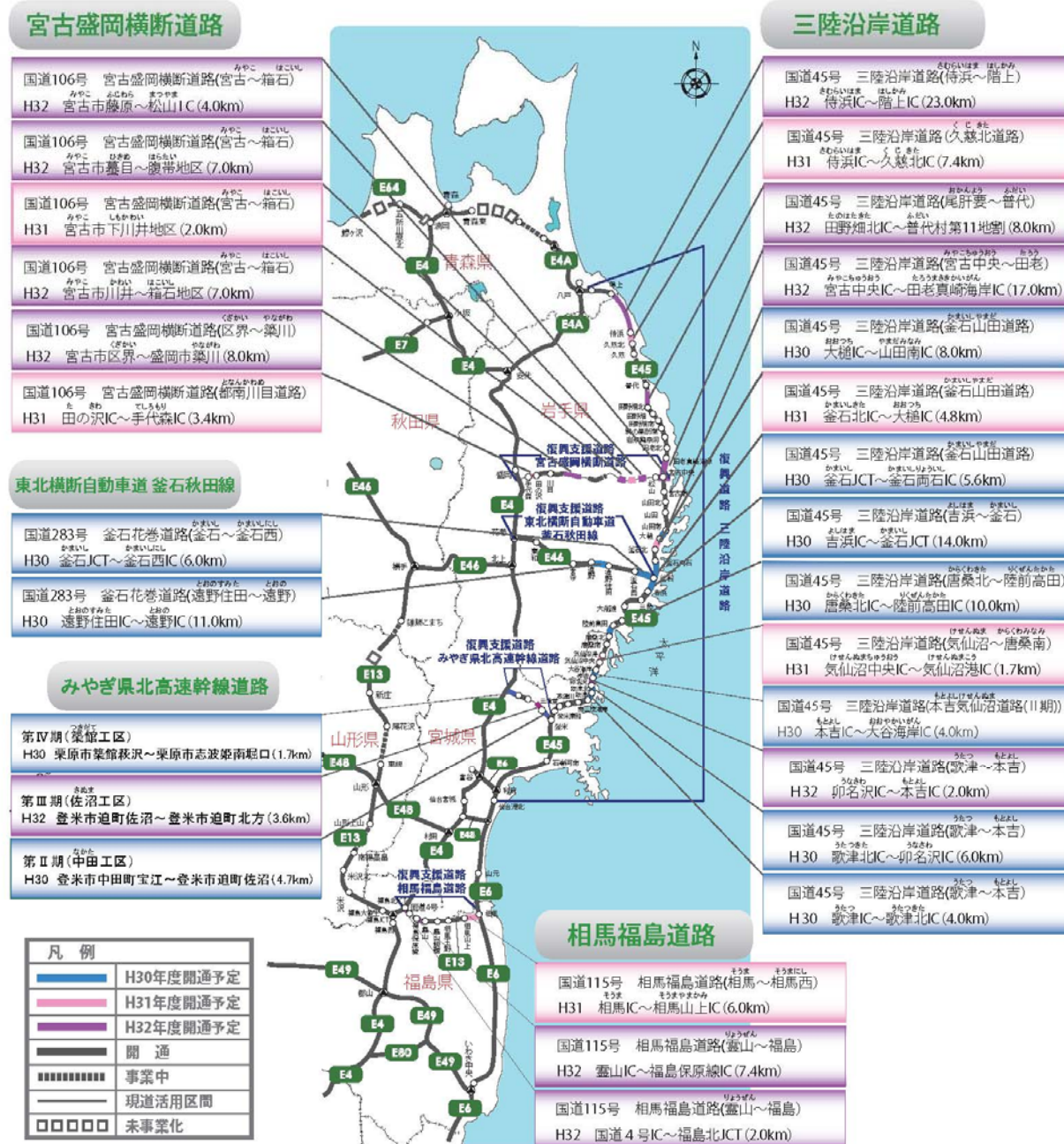
・運休区間 76.2km

※JR大船渡線・気仙沼線のBRTによる本格復旧分を含む

※平成29年10月21日現在



2-2-4 ②復興道路・復興支援道路の開通見通し



平成30年5月時点

2-2-5 国営追悼・祈念施設（仮称）整備事業

- 国営追悼・祈念施設（仮称）は、東日本大震災による犠牲者への追悼と鎮魂や、震災の記憶と教訓の後世への伝承とともに、国内外に向けた復興に対する強い意志の発信のため、地方公共団体との連携のもと、岩手県陸前高田市（高田松原地区）及び宮城県石巻市（南浜地区）、福島県双葉郡浪江町（両竹地区）に設置するもの。
- 地方公共団体が整備する復興祈念公園※の中に、国が中核的施設となる丘や広場等（約10ha程度）を整備。

※岩手県は陸前高田市、宮城県は石巻市、福島県は双葉町・浪江町にまたがる地域に復興祈念公園が整備

これまでの経緯

- H23.7.29 東日本大震災からの復興の基本方針（政府方針）
「地元発意による鎮魂と復興の象徴となる森や丘や施設の整備を検討する。」と位置付け
- H26.3.10 第10回復興推進会議において、国営の施設整備に向けた検討として、被災3県に各1か所設ける構想であり、岩手・宮城については平成27年度事業化予定、平成32年度末を目途に整備する旨を報告
- H25～28年度 陸前高田市、石巻市を対象に基本構想・基本計画の策定、基本設計・実施設計等を実施
- H28年度～ 双葉町・浪江町にまたがる地域を対象に基本構想を策定、基本計画を検討
陸前高田市（H29.3.5）、石巻市（H29.3.19）において起工式を実施

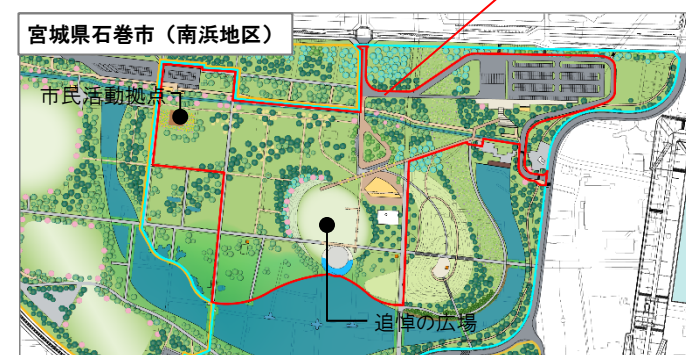
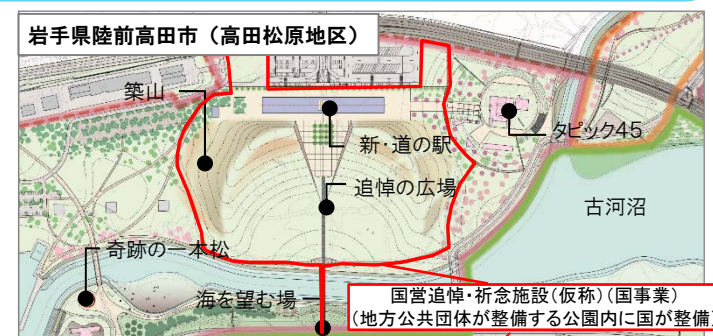
閣議決定

岩手・宮城（H26.10.31） 福島（H29.9.1）

東日本大震災による犠牲者への追悼と鎮魂や、震災の記憶と教訓の後世への伝承とともに、国内外に向けた復興に対する強い意志の発信のため、国は、地方公共団体との連携の下、岩手県陸前高田市、宮城県石巻市及び福島県双葉郡浪江町の一部の区域に、国営追悼・祈念施設（仮称）を設置する。

今後の予定

- 【岩手県、宮城県】 H32年度末を目途に整備
【福島県】 H32年度中の一部利用に向け整備



2-3-1 産業の復旧に向けた取組①（グループ補助金）

地域経済の核となる中小企業等グループの施設・設備の復旧を支援（グループ補助金3／4補助）。
～グループの要件～

①経済・社会的な基幹となり、地域の復興等に不可欠な企業群、②事業・雇用規模が大きく、経済・雇用への貢献度が高い企業群、③我が国経済のサプライチェーン上、重要な企業群、④地域コミュニティに不可欠な商店街 等

グループ補助金の実績（30年4月1日現在）

これまで705グループに対し、国費3,361億円（県費とあわせて5,041億円）を支援。

	グループ	補助金 交付者数	補助総額 （国県）	うち国費
北海道	6グループ	36事業者	10億円	6億円
青森県	10グループ	208事業者	86億円	57億円
岩手県	129グループ	1,487事業者	863億円	575億円
宮城県	232グループ	4,134事業者	2,595億円	1,729億円
福島県	261グループ	3,942事業者	1,259億円	840億円
茨城県	58グループ	1,432事業者	195億円	130億円
栃木県	1グループ	14事業者	5億円	3億円
千葉県	8グループ	154事業者	28億円	19億円
計	705グループ	11,407事業者	5,041億円	3,361億円

復旧事例

高德海産（石巻市）

H23年11月下旬、工場再開。



県が計画認定、国1/2と県1/4補助。国費は、H23補正1503億円、H24・500億円、H24予備費801億円、H25・250億円、H25補正・204億円、H26・221億円、H27・400億円、H28・290億円、H29・210億円、H30・150億円

2-3-1 産業の復旧に向けた取組②（仮設店舗・工場等の利用状況）

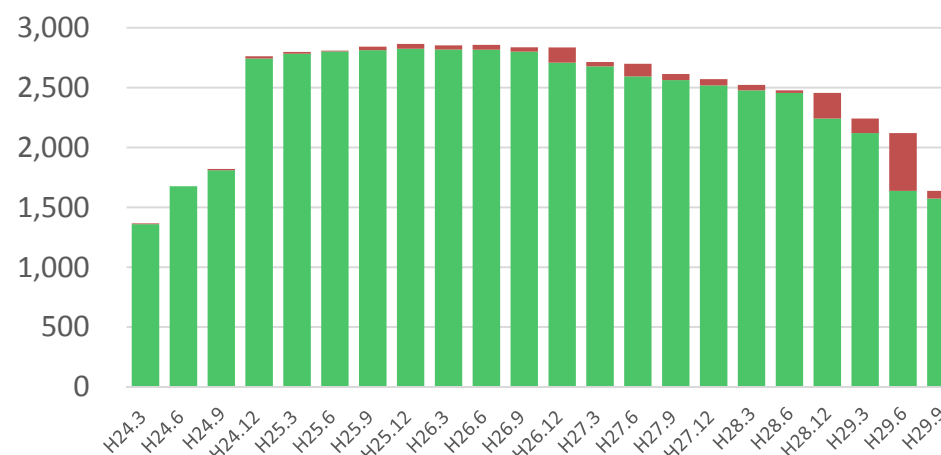
- 各被災市町村からの設置要望を受け、仮設店舗・工場等を645件に整備。
- 徐々に入居事業者の本施設への移行が進んでおり、平成29年12月時点で1,532事業者が退去し、入居者は1,574事業者となっている。
- 復旧段階から復興段階に移行するに従い、仮設施設の取り巻く環境に変化。そのため、26年度より、中小機構において、①長期利用、②移設、③撤去に係る助成を実施。

仮設施設の整備状況

	整備件数	残存件数	入居事業者数
青森県	27	2	1
岩手県	362	242	1,027
宮城県	149	94	287
福島県	105	92	258
茨城県	1	0	0
長野県	1	1	1
合計	645	431	1,574

（平成29年12月末時点）（中小企業基盤整備機構調べ）

仮設施設の入居事業者数・退去事業者数



（平成29年12月末時点）（中小企業基盤整備機構調べ）

陸前高田未来商店街

（陸前高田市）

津波により壊滅的被害を受けた商店を中心に、H25年2月にオープン。



いわき四倉中核工業団地

（いわき市）

72社分の仮設工場等が事業再開。H23年11月以降、順次完成。



ここなら商店街（櫛葉町）

避難解除準備区域に指定されていた中、作業員、帰還住民のために、H26年7月にオープン。



東町エンガワ商店（南相馬市）

避難解除準備区域に指定されていた中、住民の帰還促進支援のための仮設商業施設。（H27年9月オープン）



2-3-1 産業の復旧に向けた取組③（商店街の再生）

○仮設施設の本施設への移行を支援するため、

- ①津波企業立地補助金（商業施設等復興整備事業）を活用した共同店舗型商業施設の整備や、
- ②グループ補助金を活用した被災事業者の自立再建への支援を実施している。

共同店舗型商業施設の整備による支援

津波企業立地補助金（商業施設等復興整備事業）及び自立帰還支援補助金（商業施設等立地支援事業）を活用し、商業機能の回復を促進するため、共同店舗型商業施設の整備を支援。

○民設民営型商業施設

まちなか再生計画に位置づけられた、まちづくり会社等が運営する商業施設の整備に対する補助を実施。

【まちなか再生計画の認定実績】（認定日）

- ①宮城県 女川町(H26.12.19)【開業済】
- ②岩手県 山田町(H27.3.24)【開業済】
- ③宮城県 石巻市(H27.7.10)【開業済】
- ④宮城県 南三陸町(H27.10.2)【開業済】
- ⑤岩手県 陸前高田市(H28.1.15)【開業済】
- ⑥岩手県 大船渡市(H28.2.9)【開業済】
- ⑦福島県 いわき市(H28.2.9)【開業済】
- ⑧宮城県 名取市(H30.1.30)



キャッセン大船渡
（岩手県大船渡市）
（H29.4.29オープン）



さくらモールとみおか
（福島県富岡町）
（H29.3.30オープン）

○公設民営型商業施設

福島12市町村を対象に、自治体が整備する商業施設に対する補助を実施。

【採択案件】（採択日）

- ①福島県 川内村(H26.3.25)【開業済】
- ②福島県 広野町(H27.2.4)【開業済】
- ③福島県 南相馬市(H27.2.4)【開業済】
- ④福島県 富岡町(H28.2.16)【開業済】
- ⑤福島県 川俣町(H28.2.16)【開業済】
- ⑥福島県 飯舘村(H28.3.16)【開業済】
- ⑦福島県 浪江町(H28.3.16)【調査事業】
- ⑧福島県 楡葉町(H29.3.10)
- ⑨福島県 浪江町(H29.6.20)
- ⑩福島県 南相馬市(H29.6.20)
- ⑪福島県 双葉町(H29.10.20)【調査事業】

本設店舗の自立再建支援

グループ補助金を活用し、中小企業等グループが作成した復興事業計画に基づき、被災事業者の被災施設等の復旧・整備を補助。

【支援実績（商店街向け）】

（平成29年12月31日時点）

	グループ数	事業者数	市町村数
岩手県	11グループ	388事業者	7市町村
宮城県	9グループ	170事業者	7市町村
福島県	11グループ	420事業者	8市町村
千葉県	1グループ	11事業者	1市町村
合 計	32グループ	989事業者	23市町村

【個別店舗支援例】

- 震災前に事業で使っていた自己所有の建物や設備を復旧するための費用を補助する。

【共同店舗支援例】

- 複数の被災事業者が入居する共同店舗を整備するための費用を補助する。

新生やまだ商店街（山田町）



タウンポート大町（釜石市）



2-3-1 産業の復旧に向けた取組④（企業立地）

被災地の企業立地を促進し産業の復興を加速するため、福島県向け、その周辺地域向け、津波・原子力災害被災地向けの企業立地補助金を創設。

ふくしま産業復興 企業立地支援事業

平成23年度3次補正予算：
1,700億円
平成24年度予備費：
402億円

- ・対象地域：福島県
- ・交付決定件数：408件

（平成30年3月末時点）

原子力災害周辺地 域産業復興 企業立地補助金

平成24年度予算： 140億円

- ・対象地域：
宮城県、栃木県、茨城県
- ・交付決定件数：75件

（平成30年3月末時点）

津波・原子力災害 被災地域雇用創出 企業立地補助金

平成25年度予算：
1,100億円
平成25年度補正予算：
330億円

- 平成26年度予算： 300億円
平成27年度予算： 360億円
- ・対象地域：
津波浸水地域（青森県、岩手県、宮城県、茨城県）及び福島県全域
 - ・交付決定件数：355件
（平成30年3月末時点）

自立・帰還支援 雇用創出 企業立地補助金

平成28年度予算：
320億円
平成29年度予算：
185億円
平成30年度予算：
80億円

- ・対象地域：
福島県12市町村の避難指示区域等
- ・採択件数：66件
（平成30年3月末時点）

ふくしま産業復興企業立地支援事業の活用事例



日本オートマチックマシン株式 会社（南相馬市・いわき市）

・平成25年7月に福島復興プロジェクトチームを発足させ、生産設備の増強・強化を実施。

津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金の活用事例



有限会社菊池電子工業 （宮古市）

・平成27年10月に宮古市にコネクタ生産工場を建設。

2-3-2 産業の復興に向けた取組①（水産業）

- 被害を受けた漁業者等に対し、漁船や定置網などの漁具の導入費や冷凍冷蔵施設などの整備費を補助するほか、経営再建に必要な経費を助成。
- 共同利用漁船・共同利用施設の新規導入を契機とする協業化や加工・流通業との連携等を促進するとともに、省エネ・省コスト設備の導入等による安定的な水産物生産体制の構築を目指す。

漁船などに被害を受けた漁業者のために、漁業協同組合などが漁船及び漁具・漁労設備を導入する場合に、国は、事業費の1/3を補助。

※平成28年度以降は原発事故の影響が残る福島県のみを対象

＜共同利用漁船等復旧支援対策事業＞

（平成23年度補正予算387億円、平成24年度当初予算39億円、平成25年度当初予算29億円、平成26年度当初予算17億円、平成27年度当初予算11億円、平成28年度当初予算4億円、平成29年度当初予算2億円、平成30年度当初予算4億円）

共同利用漁船等復旧支援対策事業の実績

	漁船	定置網
○北海道	22隻	
○青森県	82隻	9ヶ統
○岩手県	6, 485隻	229ヶ統
○宮城県	3, 486隻	177ヶ統
○福島県	234隻	
○茨城県	2隻	1ヶ統
○富山県	6隻	
○三重県		6ヶ統

※H29年6月末時点復旧数

※「ヶ統」とは、定置網を数える単位

活用事例



採介藻漁船※(岩手県宮古市)

平成23年7月、漁協から漁業者に引渡し。

※船上からヤス等を用いて貝類や海藻を採捕するための漁船

被災した漁業者等の共同利用施設(荷さばき施設、加工処理施設、製氷貯氷施設、養殖施設、放流用種苗生産施設等)や漁港環境の復旧に必要な施設を整備する場合、国が事業費の2/3、又は半額を補助。

＜水産業共同利用施設復旧整備事業＞

（平成23年度補正予算731億円、平成24年度当初予算100億円、平成25年度当初予算82億円、平成25年度補正予算21億円、平成26年度当初予算78億円、平成27年度当初予算42億円、平成28年度当初予算36億円、平成29年度当初予算12億円、平成30年度当初予算12億円）

水産業共同利用施設復旧整備事業の交付実績

○北海道	3件	5億円
○岩手県	331件	355億円
○宮城県	322件	393億円
○福島県	21件	17億円
○茨城県	2件	6億円
○千葉県	3件	0.3億円

※H29年12月末時点

※件数は事業計画の数

活用事例



製氷・貯氷施設(宮城県気仙沼市)

平成24年3月交付決定。

平成24年10月中旬から稼働開始。

地域の漁業者、養殖業者などが、新しい操業形態の導入や養殖業の共同化など、安定的な水産物の生産体制を構築する場合、必要な経費(人件費、燃油費、販売費など)について、水揚げ金額では賄えない部分の9/10、2/3、又は半額を国が支援。

＜漁業・養殖業復興支援事業＞

（平成23年度補正予算818億円、平成24年度当初予算106億円）

漁業・養殖業復興支援事業の実績

	漁船漁業	養殖業
○北海道	9経営体	
○青森県	3経営体	
○岩手県	13経営体	493経営体
○宮城県	78経営体	469経営体
○福島県	4経営体	
○茨城県	11経営体	
○千葉県	3経営体	
○富山県	1経営体	
○三重県		19経営体

※H30年2月末時点

活用事例



さんま棒受網漁船(岩手県大船渡市)

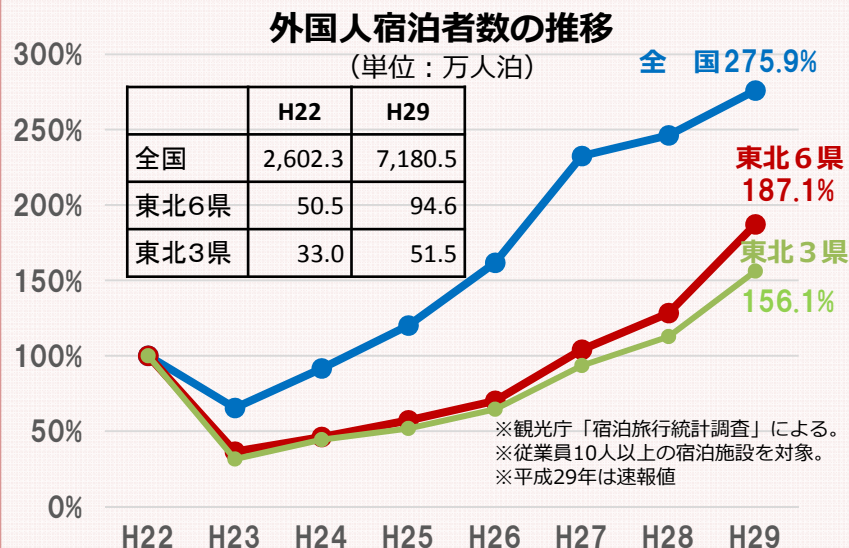
平成23年12月、漁業復興計画認定。

平成24年10月から事業開始。

2-3-2 産業の復興に向けた取組②（観光業）

- 東北の観光は、全国的なインバウンド急増の流れから大幅な遅れ。
- 「観光先進地・東北」に向けて、平成32年（2020年）に東北の外国人宿泊者数を150万人泊とする目標を設定するとともに、平成28年度から関連予算を大幅に増額。
- 引き続き、平成30年度も必要な予算を確保し、東北の観光復興を加速化。

東北のインバウンドの現状



観光復興の成果（外国人宿泊者数）

- 平成29年(1月～12月)の対前年同期比
全国: +12.1% 東北6県: +45.8% 福島県: +31.9%
- ※観光庁「宿泊旅行統計調査」確報値による。
※従業員10人以上の宿泊施設を対象。
※平成29年は速報値。

主な事業 (H30: 50億円)

●東北観光復興対策交付金(観光庁)

(30予算: 33億円)

- －地域の発案に基づくインバウンド誘客に向けた取組を支援。
- －東北各県が東北観光推進機構等と連携して行う広域的な取組を促進。

●東北観光復興プロモーション(観光庁)

(30予算: 10億円)

- －全世界を対象としたデスティネーション・キャンペーンとして、東北を対象とした集中的な訪日プロモーションを実施。

●「新しい東北」交流拡大モデル事業(復興庁)

(30予算: 4億円)

- －外国人旅行者の誘客につながる民間の新たなビジネスモデルの立ち上げを支援。
- －平成30年度から、地域型を創設。復興局主導で、被災沿岸部等の事情に応じたビジネスモデル構築を目指す。

●福島県観光関連復興支援事業(観光庁)

(30予算: 3億円)

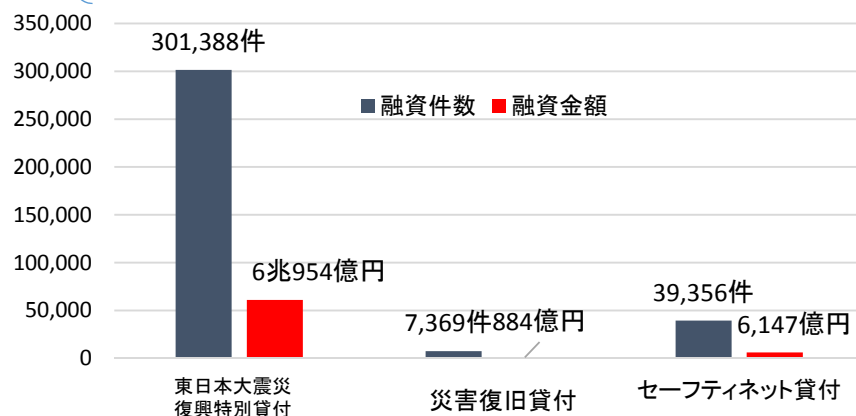
- －福島県が実施する教育旅行の誘致を含めた国内観光振興に関する取組を支援

2-3-3 被災事業者に対する資金繰り対策①

中小・小規模事業者向けの融資・保証として、東日本大震災復興特別貸付301,388件、東日本大震災復興緊急保証135,650件（H23年5月23日～H30年3月末日）。農林漁業者向けの融資については10,083件貸付決定、保証については4,233件（H23年5月2日～H30年3月末日）。

中小・小規模事業者向け融資

東日本大震災復興特別貸付 H23年5月23日～H30年3月末日
災害復旧貸付 H23年3月14日～H23年5月22日
セーフティネット貸付 H23年3月14日～H23年5月22日



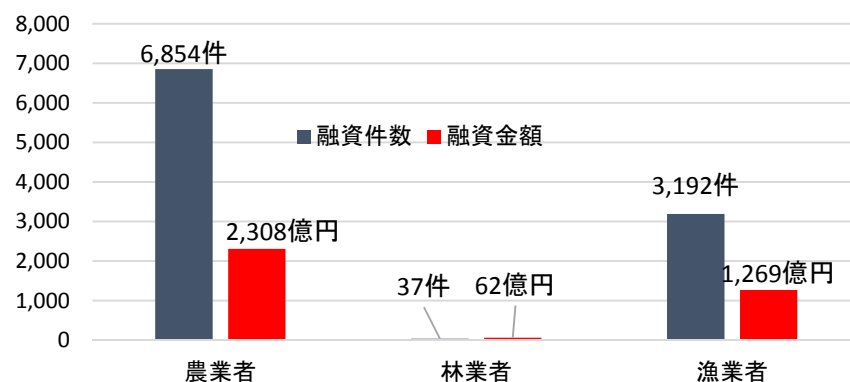
中小・小規模事業者向け保証

東日本大震災復興緊急保証 H23年5月23日～H30年3月末日
災害関係保証 H23年3月14日～H30年3月末日
セーフティネット保証5号 H23年3月14日～H30年3月末日

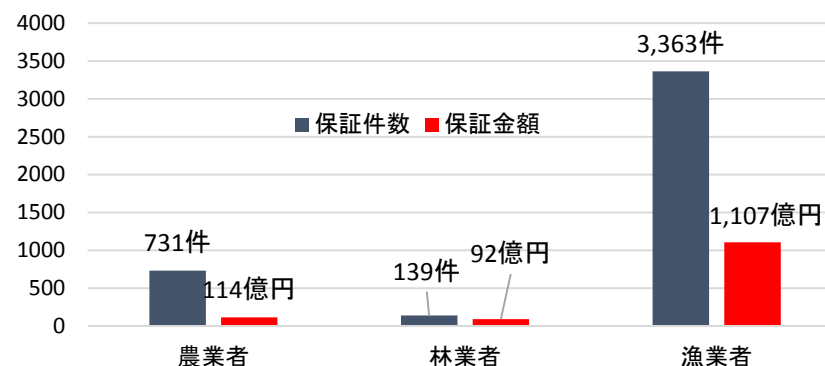


出典：中小企業庁HP「東日本大震災後の資金繰り支援策の実施状況」(<http://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/shikinguri/earthquake2011/index.htm>)

農林漁業者向け融資（貸付決定済）（H23年5月2日～H30年3月末日）



農林漁業者向け保証（H23年5月2日～H30年3月末日）



2-3-3 被災事業者に対する資金繰り対策② (中小企業者等の二重ローン問題への対応)

○ 中小企業者等の二重ローン問題については、震災支援機構及び産業復興機構が連携して対応。

被災事業者(震災被害により過大な債務を負っている事業者)

東日本大震災事業者再生支援機構 (震災支援機構)

○支援対象

産業復興機構による支援の
対象とすることが困難なもの

- ・小規模事業者、農林水産事業者、
医療福祉事業者を重点的な対象とする

資本金：200億円

債権買取資金：5,000億円(政府保証枠)

対象地域：岩手、宮城、福島各全県その他、北海道、
青森、茨城、栃木、埼玉、千葉、新潟、長野
群馬、東京、静岡の各都道府県の一部市町村
(14都道府県、351市町村)

産業復興相談センター 産業復興機構

○支援対象

中小企業者等

- ・被災各県に設置され、各県の
実情に応じた対応を実施

連携/案件の引継ぎ

(出資金※)

岩手産業復興機構 (23年11月11日設立)：100億円
宮城産業復興機構 (23年12月27日設立)：100億円
福島産業復興機構 (23年12月28日設立)：100億円
茨城産業復興機構 (23年11月30日設立)：50億円
千葉産業復興機構 (24年3月28日設立)：20億円

※出資約束金額総額ベース

【両機構の実績】

○震災支援機構(4月末現在)

	岩手県	宮城県	福島県	茨城県	その他	合計
相談件数	512	1,226	426	258	337	2,759
最終調整中	0	3	3	1	0	7
支援決定数	166	343	86	56	85	736

○産業復興相談センター・機構(4月末現在)

	岩手県	宮城県	福島県	茨城県	その他	合計
相談件数	1,350	1,623	1,731	322	1,172	6,198
震災支援機構への引継	55	100	30	5	6	196
金融機関等による 金融支援の合意取付	256	323	209	56	330	1,174
うち買取決定数	110	142	49	20	16	337

2-3-4 雇用に関する取組

- 被災3県の雇用情勢は、全体として落ち着いてきているものの、沿岸部については、有効求人倍率は高いものの、人口減少等により震災前の水準まで回復していない地域もある。
- ミスマッチ(職種や産業などの求人と求職がかみあわない状況)の解消、産業政策と一体となった雇用面の支援により、被災3県(岩手・宮城は沿岸部)の被災者の就職支援を推進。

・雇用のミスマッチ解消のため、きめ細かな就職支援やハロートレーニング(公的職業訓練)を実施。

《ハローワークの就職支援》

産業政策や復旧・復興需要で生じる求人をハローワークで確保するとともに、個々の求職者に応じたきめ細かな職業相談の実施や、職業訓練への誘導を行う。
また、人材の確保については、工場見学会を実施するなどして、求人の充足につなげている。

【実績】23年4月～30年4月 約**89.9万人**が就職

《ハロートレーニングの実施》

介護、情報通信等の職業訓練コースの他、建設機械の運転技能を習得する特別訓練コースを設定する。

【実績】29年度開講コースのハロートレーニング受講者数 **7,353人(速報値)**

特別訓練コースの受講者数 **103人(速報値)**

・中小企業等が被災求職者等を雇用する場合に、産業政策と一体となった雇用面からの支援を実施。

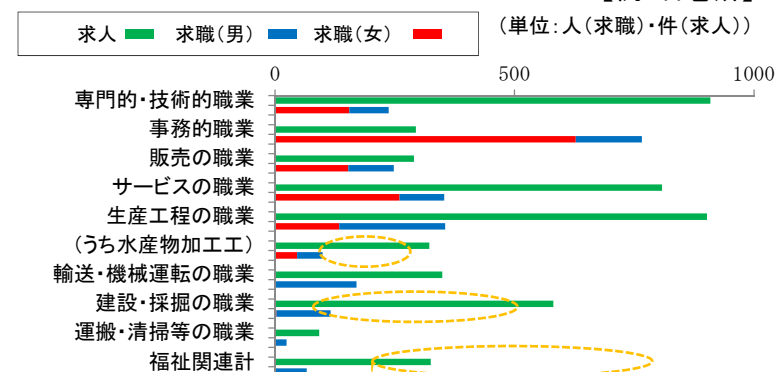
(従来の雇入費助成に加え、平成29年度から新たに住宅支援費助成を創設)

- ・事業復興型雇用確保事業(旧 事業復興型雇用創出事業)により、
約4.6万人(平成28年度実績)の雇用創出

○課題＝ミスマッチ等

震災前と比較して求人数は増えているが、建設の職業等でミスマッチ。

【例：石巻所】



特別訓練コースの実施
(岩手県宮古市)

【平成30年4月末現在】

有効求人倍率：岩手1.45倍、宮城1.73倍、福島1.53倍

有効求人数：約13.2万件

有効求職者数：約8.3万人(※23年3月約12.5万人)

新規求人数：依然高水準(約4.9万件)

新規求職者数：減少傾向(約2.2万人)

2-3-5 人材確保に向けた取組

若者や専門人材等を被災地に呼び込むとともに、企業の人材獲得力の向上を支援。
また、企業の連携による競争力の向上や好事例の横展開を支援。(平成29年度から実施)

被災地外からの人材の呼び込み・人材獲得力の向上

① 伴走型人材確保・育成支援モデル事業 (H30予算:3.2億円)【復興庁】

(インターンシップ事業)

学生の成長や企業の経営課題の解決に資する「長期滞在・課題解決型インターンシップ」を実施

(トライアル就業事業)

約3か月の**社会人**向けトライアル就業プログラムを実施

(関係人口増加プロジェクト)

被災地企業の課題解決のために、定期的に訪問する者(関係人口)を増加させるためのマッチングイベント等を実施

② 企業間専門人材派遣支援モデル事業 (H30予算:3.5億円)【復興庁】

大企業等でキャリアを積んだ現場型の**専門人材**等を被災地企業へ長期間派遣

③ 被災地域中小企業人材確保支援等事業 (H30予算:1.5億円)【経産省】

労務環境の見直しや、魅力発信、**都市部人材**とのマッチング支援等を実施

人材確保の後押し・好事例の横展開

④ チーム化による水産加工業等再生モデル事業(H30予算1.2億円)【復興庁】

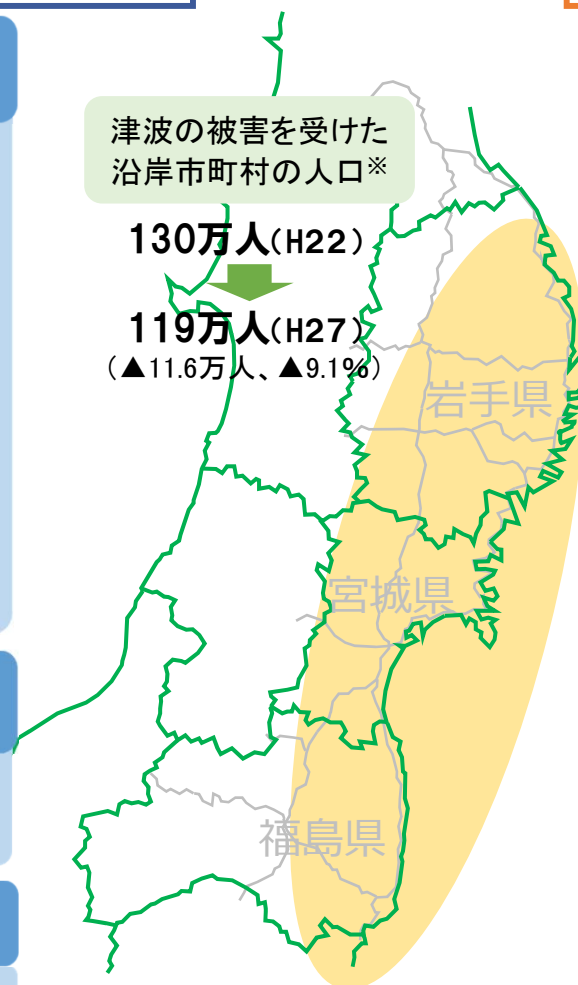
複数事業者が連携して、人材確保、商品開発、販売促進、輸出等を実施

⑤ 事業復興型雇用確保事業 (H30予算:制度要求)【厚労省】

産業政策と一体となった雇用面の支援として、被災求職者の雇入費の助成、被災地外の求職者も対象とした住宅支援費の助成を実施

⑥ 被災地域人材確保対策調査事業 (H30予算:0.3億円)【復興庁】

人手不足克服の好事例を横展開



※被災3県の沿岸市町村の人口(仙台市を除く) (出典: H22年、H27年国勢調査)

2-3-6 企業連携の推進①

被災地の産業復興を後押しするため、復興庁では、民間企業と被災自治体、被災地企業と外部企業などが連携して展開する事業等を次のような取組により支援している。

【被災地域企業新事業ハンズオン支援事業、専門家派遣集中支援事業】

- ・被災地域における新産業の創出につながる新たな事業へのハンズオン支援、専門家派遣による支援を実施。

【地域復興マッチング「結の場」】

- ・大手企業と被災地域企業とのマッチングを目的としたワークショップを開催し、対話の場を提供。

【復興に関する情報発信】

- ・企業の復興に関する事例集やフェイスブックなどによる情報提供を実施。
- ・被災地にて企業単体または企業間で連携して展開する事業に関する相談を随時受付。

被災地域企業新事業ハンズオン支援事業／専門家派遣集中支援事業

【ハンズオン支援】



水産加工業者等への支援
(岩手県大船渡市)



ハラル認証対応レトルト
食品の研究開発
(宮城県岩沼市)

被災地域における新産業の創出につながる新たな事業(新商品開発、販路拡大、既存商品の付加価値化・生産効率化等)を対象に、その事業化に向け、民間企業出身の復興庁職員が民間の知見を活用しつつ、被災地企業に寄り添いながら経営課題を解決していくハンズオン支援を実施。

平成27年度より、豊富な経験・ノウハウを持つ専門家が、被災地域における新たな事業等を支援する専門家派遣集中支援事業を実施している。

【専門家派遣集中支援】



ビジネスホテルの立ち上げ
支援(福島県富岡町)



商業施設の組織整備等支援
(岩手県陸前高田市)

【被災地域企業新事業ハンズオン支援実績】

平成24年度: 7件 平成25年度: 7件 平成26年度: 10件
平成27年度: 15件 平成28年度: 11件 平成29年度: 12件

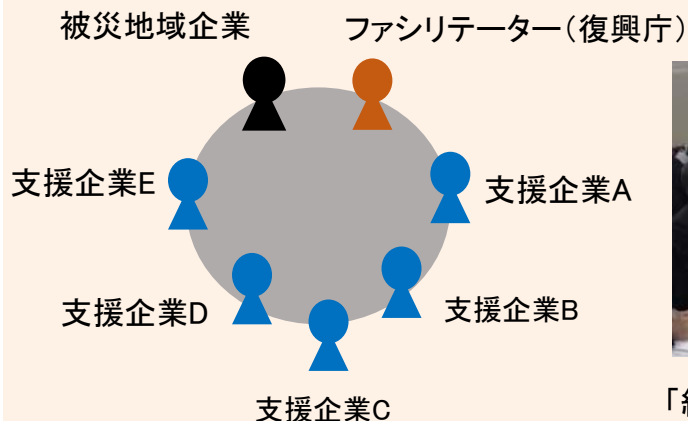
【専門家派遣集中支援実績】

平成27年度: 21件 平成28年度: 45件 平成29年度: 53件

2-3-6 企業連携の推進②

地域復興マッチング「結の場」

ワークショップ形式



被災地域の企業が抱える多様な経営課題の解決を図るため、大手企業等が、技術、情報、販路など、自らの経営資源を幅広く提供する支援事業の形成の場として、ワークショップを開催。



「結の場」ワークショップの様子

【ワークショップ開催】

平成24年度：石巻市、気仙沼市
平成25年度：南三陸町、亘理町・山元町、宮古市、福島市
平成26年度：南相馬市、多賀城市、大船渡市、気仙沼市
平成27年度：会津若松市、久慈市、女川町、広野町・楡葉町・富岡町・川内村
平成28年度：釜石市、山田町、相馬市、東松島市
平成29年度：名取市、陸前高田市、岩沼市、田村市・三春町・小野町

復興に関する情報発信

- 産業復興の事例集の作成。
- 平成24年～29年度にかけて毎年発行。



「被災地での55の挑戦」

Vol.1：平成25年3月

Vol.2：平成26年3月

「被災地の元気企業40」

平成27年2月

「私たちが創る」

平成28年2月

「東北発 私たちの挑戦」

平成29年2月

「続く挑戦 つなぐ未来へ」

平成30年2月

- 平成28年11月、フェイスブックの復興庁公式アカウントを開設。
- 現場での復興の進捗や各種支援施策情報をはじめとした様々な取組みを、タイムリーに情報発信。

復興庁フェイスブック公式アカウント

URL: <https://www.facebook.com/Fukkocho.JAPAN/>



2-4 復旧・復興の進捗情報の「見える化」

- 復興の加速化に向けて、復旧・復興の進捗状況を、被災者のニーズにあわせて分かり易くまとめ、情報共有を進め、見通しを明らかにしました。
- 地区ごとに定点で観測した写真を掲載し、進捗状況および着工から完成までが時系列で写真により確認することができます。

(1) 見える化のワンストップ（復興庁HP）

- ・復旧・復興の進捗状況に係る国、県、市町村等の情報をワンストップで見られるポータルページを提供。

(2) 「つちおと情報館」の提供

- ・住宅・公共インフラに係る事業概要、定点観測写真、工程表、地図情報等の詳細情報を、お住まいの地域毎にまとめ、視覚的に分かり易く掲載、随時更新。

[定点観測写真]

地区の詳細情報と過去の定点観測写真が一覧で表示されます。



例) 宮城県七ヶ浜町花淵浜地区 災害公営住宅



2014年6月



2014年10月



2015年2月



2015年4月

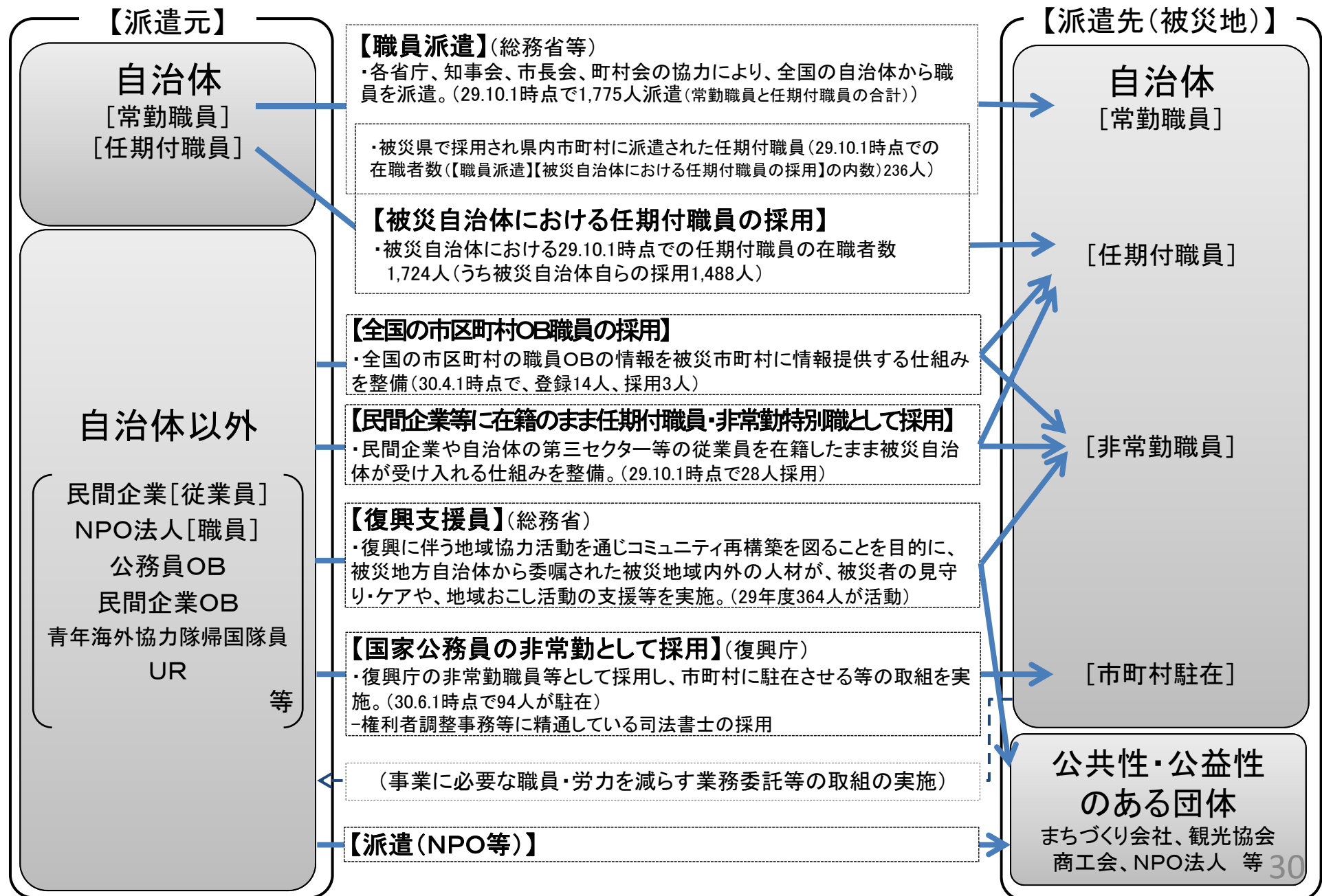


2015年8月



2015年12月完成

2-5-1 被災地での人材確保対策



2-5-2 ボランティア・公益的民間連携

- 被災地の復興の進展に伴い、進捗状況や地域・個人のニーズが多様化しつつあるなど、「復興・創生期間」においては、ハード面だけでなく、ソフト面を中心とした、よりきめ細かな取組が求められることから、NPOやボランティア団体等の活動に対するニーズや果たすべき役割は依然として大きい。
- このため、NPO、ボランティア団体及び企業等多様な主体が活動を効果的に進めるために必要な体制の構築、ボランティアの啓発・普及等を行っている。

○主な取組内容

多様な担い手の連携促進

- 行政・民間それぞれの多様な担い手が連携して復興にあたるために参考となる「ロードマップ」を作成。（平成24年4月）
- また、「多様な担い手による連携事例」を公表・周知。
- 多様な担い手の活動促進のため、被災者支援コーディネート事業において、行政・NPO・企業等の多様な主体が連携・協働して、各地域の課題に対応していくための体制づくりや、被災地が抱える課題・ニーズを把握・整理し、被災地内外のNPO等支援団体や企業CSR等とのマッチングなどを実施。



「ロードマップ」
及び「連携事例(第2版)」

ボランティア活動全般の促進

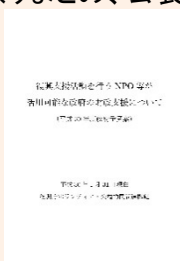
- これまでボランティア活動に携わってきた方々に被災地で引き続き活躍していただくとともに、新たにボランティアへの参加を検討している方々を後押しするため、学生等に向けたキャンペーンやNPO等に向けたメッセージを発信。

平成29年度
「学生ボランティア促進キャンペーン」
ポスター



NPO等への情報提供

- NPO等が息の長い支援活動を行えるよう、活用可能な政府の財政支援策を取りまとめ、公表・周知



「復興支援活動を行うNPO等
が活用可能な政府の財政支
援について」
(平成30年3月31日現在)

- 社会福祉協議会が運営する災害ボランティアセンターに登録し活動したボランティア数

岩手県	宮城県	福島県	計
約55万人	約75万人	約22万人	約152万人

- ※平成23年3月11日～平成29年1月31日までの累計(万人未満四捨五入)
- ・その他、NPO等の団体を通じ独自に活動しているボランティアも多数
 - ・発災当初は泥やガレキの撤去、避難所における炊き出し等が活動の中心だったが、その後は地元NPO等を中心に、心のケアやコミュニティづくり支援、さらには復興に向けたまちづくり支援など息の長い組織的な取組を展開

2-5-3 復興と男女共同参画

- 復興のあらゆる場面に男女共同参画の視点を導入することで「よりよい復興」(build back better)につなげる。
- 「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針及び第4次男女共同参画基本計画等を踏まえ、復興に男女共同参画の視点を持つことの必要性に対する理解を促進・浸透。

事例集の作成・公表

- 主に女性を中心となって行われている復興関連の取組や、取組を行っている女性を支援する取組等を中心に取材し、事例集を作成。
- 平成24年11月以降、103事例（平成29年8月末現在）をとりまとめ、ホームページで公表。



男女共同参画の視点からの復興
～参考事例集～（第14版）

復興と男女共同参画等に関する調査の公表

- 復興過程における男女共同参画の現状について、平成28年3月に「復興と男女共同参画等に関する調査」を実施。その結果をホームページで公表。



復興と男女共同参画等
に関する調査

復興活動への男女共同参画の視点の浸透

- 復興にも男女共同参画の視点を持つことの必要性を理解してもらう（＝浸透させる）ための活動。
- パネルディスカッション・シンポジウム・ワークショップの開催、研修会での講演等、被災地の自治体等のニーズに応じて実施。



これまでに開催したパネルディスカッション等の模様

「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針と第4次男女共同参画基本計画

- 基本方針では、「復興のあらゆる場・組織への女性の参画拡大を通じて、復興過程における男女共同参画を一層推進する」と記載。
- 第4次男女共同参画基本計画においては、第3次にはなかった「復興」に関する項目が新設（第11分野「男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の確立」）
- 復興施策への多様な住民の意見の反映、男女共同参画の視点導入への理解促進、事例の共有、統計情報等の復興施策への活用等、計画に基づいて実施。

2-5-4 「新しい東北」の創造に向けて①（概要）

「新しい東北」の基本的な考え方

- 被災地は、**日本全国の地域社会が抱える課題（人口減少、高齢化、産業の空洞化等）が顕著。**
- インフラや住宅等（ハード）の復旧が進みつつある中、「まちの賑わい」や「地域の活力」を取り戻すためには、「**人々の活動（ソフト）**」の復興が必要。具体的には、「**産業・なりわいの再生**」と「**コミュニティの形成・地域づくり**」に取り組むことが必要。
- 国・自治体のみならず、企業・大学・NPOなど、**民間の人材やノウハウを最大限に活用しながら、全国のモデルともなり得る挑戦的な取組を推進してきたところ（先導モデル事業等）。**その後は、被災地内外での普及・展開に向け、**官民連携推進協議会の主体的な取組を強化するとともに、情報発信のための取組**を行っている。

被災地における
先導的な取組の
支援

先導的な取組の普及・展開

多様な主体による連携・協働の促進

情報発信

先導モデル事業
【平成25年度～
平成27年度】

民間主体の
先導的な取組創出を
支援

※合計216の取組を支援

「新しい東北」官民連携推進協議会 【平成25年12月～】

官民の多様な主体による情報共有・交流の場

会員：企業・NPO・大学・行政等の1,305団体 【平成30年5月時点】

代 表：経団連会長、経済同友会代表幹事、日商会頭
副代表：岩手県・宮城県・福島県、
3県の連携復興センター・大学、金融機関等
事務局：復興庁

※代表・副代表団体による運営委員会、3県での意見交換会を実施
また、様々な規模のイベント（「新しい東北」交流会、Fw:東北Weekly）を開催

**地域づくり
ネットワーク**

企業連携グループ

販路開拓
支援チーム

**復興金融
ネットワーク**

情報発信の強化 【平成27年度～】

地域の担い手の情報発信力の強化、パートナーづくりを促進（平成29年度）

協議会の活動として、情報発信・ファン層の創出を図るため、小規模な週次のイベント（Fw:東北Weekly）を開催（平成30年度）

「新しい東北」 復興・創生顕彰 【平成28年度～】

地域の担い手の取組を顕彰

2-5-4 「新しい東北」の創造に向けて②（先導モデル事業）

- 「新しい東北」の実現に向け、被災地で既に芽生えている先導的な取組を育て、被災地での普及・展開を進め、東北、ひいては日本のモデルとしていくため、先導的な取組を幅広く公募し、支援するもの。

（平成25年度は66事業、平成26年度は95事業、平成27年度は55事業の計216事業を支援。）

【「新しい東北」先導モデル事業における支援事業（例）】

子どもの成長を育む地域の遊び場づくり ボランティア等の地域住民が積極的に参加する、新しい子どもの遊び場づくり活動を実践。災害公営住宅等における新たな地域コミュニティの形成にも寄与。 	保育所等と連携した高齢者の健康づくり 仮設住宅の高齢者が保育所・幼稚園で子どもと一緒に給食を食べ、ふれあうことにより、孤食の解消や、生活の不活発化を原因とする心身機能の低下等の課題に対応するとともに、高齢者の生きがいを創出。また、栄養士会の管理栄養士が栄養指導を実施。 
温泉熱を活かした六次化産業創出 活力ある「エコ温泉地」を目指し、温泉熱エネルギーを活用した植物工場による野菜・果物栽培、バイナリー発電の冷却水を利用した陸上養殖等を実施。これらの生産物による六次化商品の開発や、エネルギー体験型ツアー商品の開発を実施。 	津波避難訓練等における訓練プログラムの開発・検証 沿岸地域の自治体へヒアリングを行い集まった課題、問題点をベースに複数の避難訓練プログラムを作成し、選択できるようにする取組を実施。また、避難訓練の習慣化を目的に、ワークショップ等のイベントと併せて訓練を実施。 
浜の未利用資源の高機能性食品化 持続可能な地域産業の確立に向けて、市場では流通していなかった未利用の水産物を活用。「機能性」と「高付加価値化」に焦点を当てた新商品を開発。 	地域におけるスマートフォン等でのカード決済の導入 初期費用が低廉なモバイル端末を使ったクレジットカード決済の仕組みを、地域の小売店・飲食店等で一斉に導入し、消費の誘発による地域経済の活性化を図る。併せて、決済手数料の一部を地域に還元する仕組みを構築。 
インターンシップを通じたU・Iターン促進 岩手県内外の学生が岩手県内企業でのインターンシップに参加し、地元企業の課題解決や新規事業に取り組むことにより、U・Iターンを目指す取組を実施。 	地域協働の仕組みによるコミュニティ・産業の再生 仮設店舗を活用し、地域の特産品を活かした商品の開発、加工、販売までを地域住民が協働で行う。災害公営住宅に入居する高齢者への配達や仮設店舗までの送迎も行い、地域の買い物支援にも取り組む。 

2-5-4 「新しい東北」の創造に向けて③（「新しい東北」官民連携推進協議会）

- 被災地で行われている多様な主体（企業・大学・NPO等）による取組について、情報の共有・交換を進め、様々な連携を推進。【平成25年12月設立】
- ウェブサイトでの情報発信、交流会の開催等による交流・連携の促進や情報発信を行っている。
- 平成29年からは、岩手・宮城・福島 の3県で、協議会副代表等による意見交換会を実施。平成30年度は、「Fw:東北Weekly」の開催を通じ、会員等のネットワーク構築、協議会活動の活性化を図っている。

「新しい東北」官民連携推進協議会

代 表：経団連会長、経済同友会代表幹事、日商会頭
副代表：岩手県・宮城県・福島県、3県の連携復興センター・大学、金融機関等
会 員：1,305団体・法人（平成30年5月時点。代表・副代表を含む。）
経済団体（商工会議所、商工会等）／各種協同組合／民間企業／
NPO法人／公益社団・財団法人／独立行政法人、大学等／地方自治体／関係省庁
事務局：復興庁（一部、NECソリューションイノベータ株式会社に委託）
活動内容：ウェブサイトでの情報発信
交流会の開催（平成29年度は仙台市で開催（平成30年2月18日））



「新しい東北」交流会の様様

運営委員会・意見交換会

- 協議会の取組の共有、活動の方向性の議論を行うため、代表・副代表による運営委員会を開催（平成29年度は平成30年2月28日に東京都で開催）。
- 岩手・宮城・福島 の3県で、各県における取組の共有や各県の課題についての議論を行うため、協議会副代表等を構成員とする意見交換会を開催。

2-5-4 「新しい東北」の創造に向けて④（地域づくりネットワーク）

- 自治体、NPO等の地域課題の解決に取り組む各種団体等に対し、伴走型支援を行う「地域づくりハンズオン支援事業」を実施。
- これにより、「被災地内外との緩やかなつながりの構築」や「地域をけん引するリーダーの育成」、さらには「オープンイノベーション手法の普及」を図り、地域課題の解決に向けた取組の自走化を目指す。



専門家派遣型

専門家等の派遣による各団体（プロジェクト）の成熟度やニーズに応じたきめ細かな支援を実施

団体名	プロジェクト名
(一社) 雄勝花物語	雄勝花物語による低平地利活用及び交流人口拡大プロジェクト
気仙沼まち大学 運営協議会	まちを良くする それぞれの一步を応援する～「気仙沼まち大学構想推進プロジェクト」
野蒜まちづくり協議会	ふるさと野蒜の未来をつくる！ 安心あったかプロジェクト
(一社) 日本カーシェアリング協会	『コミュニティ・カーシェアリング』のプログラム化

- 支援対象団体等、地域の担い手の育成や、地域課題解決に向けた取組の促進、相互のネットワークの構築に資するよう、交流会型研修を実施。

共創イベント型

様々な立場の者が参加するアイデアソン等の「オープンイノベーション」の手法を用いた支援を実施

団体名	プロジェクト名
宮古観光創生研究会	観光の担い手の創造と連携で三陸の暮らしを誇りに
(特非) 移動支援 R e r a	安心して生き抜く地域をつくるための公共の再構築プロジェクト
小町温泉組合	福島県の中山間地域活性化のモデルをめざす「大地の泉」復活・創生プロジェクト
大堀相馬焼 松永窯	オープンイノベーションを活用した新しい概念の産地・仕組みづくり

- 支援対象団体等、地域の担い手自らが、アイデアの創出・活用やつながりの構築を継続的に行えるよう、ファシリテーター育成研修を実施。

企業連携グループ

【被災地域企業新事業ハンズオン支援事業、専門家派遣集中支援事業】

- ・被災地域における新産業の創出につながる新たな事業へのハンズオン支援、専門家派遣による支援を実施。

【地域復興マッチング「結の場」】

- ・大手企業と被災地域企業とのマッチングを目的としたワークショップを開催し、対話の場を提供。

【復興に関する情報発信】

- ・企業の復興に関する事例集やフェイスブックなどによる情報提供を実施。

【販路開拓支援チーム】

- ・水産加工業等の販路開拓に向け、被災地支援に取り組む民間企業・団体等による交流会を開催。

復興金融ネットワーク

- 「新しい東北」官民連携推進協議会の下に、金融機関等から構成される「復興金融ネットワーク」を平成26年7月に設置。（平成30年5月現在、メンバーは35団体）
- 被災地での新たな資金供給の創出を目指し、復興庁や各金融機関の取組や外部有識者による先進事例の共有、産業復興に関する意見交換等を行う「交流会」を開催。
- 被災地の事業者に対して資金供給を呼び込むことを目指し、「新しい東北」復興ビジネスコンテストを開催して優良な取組を発掘するとともに、事業化・事業の発展に向けた効果的な支援を実施。

- ・「新しい東北」復興ビジネスコンテスト2017 大賞
漆とロック株式会社（福島県会津若松市）
「我が子のような“育てる器”で食を大事にする日本へ～山と、人と、食卓を繋ぎ直す～」



2-5-4 「新しい東北」の創造に向けて⑥（情報発信）

○被災地における復興・地域課題解決に向けた様々な活動等をテーマに、地域の課題を広く共有し、課題解決のための知見を集めるとともに、人的ネットワークを構築することなどを目的として、東京や東北各地で、
フォワード
「Fw:東北Weekly」と題したイベントを多数展開している（平成29年度は全25回実施）。

- ✓ 共創（オープンイノベーションの手法を活用した価値創出）の力を用いて、被災地の課題解決等を目的として行う様々なプロジェクトを「Fw:東北」と総称し、イベントやソーシャルメディア等を通じて発信。
- ✓ 「Fw:東北Weekly」においては、参加者を交えたアイデアソン等の双方向型の企画等を用意し、被災地の現状や課題について、参加者が自分事として考えることができ、その後の被災地での関わりにつながるよう工夫。



ロゴマーク

○「新しい東北」の創造に向けた取組について、大きな貢献をされている方を顕彰することにより、取組を広く情報発信するとともに、被災地内外への普及・展開を図ることを目的として、平成28年度から「新しい東北」復興・創生顕彰を実施している。

<平成29年度選定結果>

齊藤 賢治氏 (一般社団法人大船渡津波伝承館 理事長兼館長)	観光チーム気仙沼
釜石〇〇会議実行委員会	特定非営利活動法人ザ・ピープル
特定非営利活動法人遠野まごころネット	特定非営利活動法人 相双に新しい精神科医療保健福祉システムをつくる会
愛さんさんグループ	味の素株式会社グローバルコミュニケーション部CSRグループ 「ふれあいの赤いエプロンプロジェクト」
一般社団法人日本カーシェアリング協会	きっかけ食堂



事例集を作成し、受賞者の取組を紹介

2-6-1 福島復興に向けた取組①（復興施策体系）

福島復興再生特別措置法

[平成24年3月31日施行][平成25年5月10日改正]
[平成27年5月7日改正][平成29年5月19日改正]

- 福島の復興・再生について、その置かれた特殊な諸事情と原子力政策を推進してきた国の社会的な責任を踏まえ推進を目的

福島復興再生基本方針

[平成24年7月13日閣議決定][平成29年6月30日改定]

- 法の基本理念に則し、福島の復興及び再生に関する施策の総合的な推進を図るための基本的な方針

重点推進計画（県作成）

[平成25年4月26日認定][平成30年4月25日認定]

- 基本方針に即して、福島イノベーション・コースト構想の取組や再生可能エネルギー等の新たな産業創出を推進する計画

産業復興再生計画（県作成）

[平成25年5月28日認定]

- 基本方針に即して、福島の産業の復興・再生の推進を図る計画

被災者支援（子ども被災者支援法基本方針）

[平成25年10月11日閣議決定、平成27年8月25日改定]

風評被害対策（風評対策強化指針）

[平成26年6月23日策定][タスクフォースの開催ごとに追補改訂]

- 子ども被災者支援法に基づき、支援施策の推進に関する基本的方向や支援対象地域を定めるとともに、各種の支援施策を取りまとめ

- 原子力災害による風評被害を含む影響に対する政府の取組とりまとめ

福島県全体

被災12市町村

福島12市町村の将来像有識者検討会提言

[平成27年7月30日策定]

- 有識者検討会において、30～40年後の姿を見据えた2020年の課題と解決の方向を提言としてとりまとめ
- 提言の主要個別項目の具体化・実現に向けて進捗管理を行う

避難解除等区域復興再生計画

[平成25年3月19日決定][平成26年6月20日改定]

- 基本方針に即して、避難指示が解除された区域及びその準備区域等の復興及び再生を推進する計画

帰還困難区域内

特定復興再生拠点区域復興再生計画

- 基本方針に即して、帰還困難区域のうち、避難指示を解除し、帰還者等の居住を可能とすることを目指す計画

広域

全国

2-6-1 福島復興に向けた取組②

（「原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針」（平成28年12月20日閣議決定））

＜策定の経緯＞

- ✓ 原子力災害からの福島復興の加速に向けて（閣議決定 平成25年12月20日）
 - ✓ 「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」改訂（閣議決定 平成27年6月12日）
- ↓
- ✓ 今回、福島復興の加速に向けて、地元の御要望や与党の提言なども踏まえ、新たに基本指針を策定

1. 避難指示の解除と帰還に向けた取組を拡充する

- 総合的・重層的な防護措置の取組、生活支援相談の充実など、帰還に向けた安全・安心対策
- 復興の動きと連携した除染の推進及び中間貯蔵施設の整備等
- 29年3月までの解除に向けあらゆる施策を総動員
- 帰還する方々への生活環境整備及び当面帰還できない方々への支援等

2. 帰還困難区域の復興に取り組む

- 特定復興拠点を整備する計画等を盛り込んだ福島特措法の改正法案の国会への提出。
- 整備計画の下で除染とインフラ整備を一体的に行う仕組みの整備。

- 整備計画の実施に係る費用の負担については

- ・将来にわたって居住を制限することを原則とした区域として設定され、東京電力がすでに賠償を行ってきたこと
- ・こうした中、地元からの要望や与党からの提言等を踏まえ、政府は新たに住民の居住を目指す復興拠点を整備する方針を示したこと
- ・復興拠点の整備は、国の新たな政策決定を踏まえ、新たなまちづくりとして実施することから東京電力に求償せず、国の負担により実施。

- 除染・解体は除染特措法に基づく事業とは区別して整理したうえで国が実施。

- インフラ整備事業は国において必要な措置を講じ、市町村等で実施。

- 避難先におけるきめ細かな生活支援の取組を継続的に後押し。等

2-6-1 福島復興に向けた取組③

（「原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針」（平成28年12月20日閣議決定））

3 新たな生活の開始に向けた取組等を拡充する

- 福島イノベーション・コースト構想の推進のため、福島特措法に同構想を位置付け。
- 「福島新エネ社会構想」をとりまとめ、構想の実現に向けた取組を推進。
- まちの復興等の帰還環境整備に取り組む法人の福島特措法への位置付け。 等

4 事業・生業や生活の再建・自立に向けた取組を拡充する

- 官民合同チームが継続的・持続的に活動できるよう、福島相双復興推進機構を福島特措法に位置付け。
- 帰還困難区域の事業者の事業再開の後押しに向けてご事情に配慮した適切な措置。
- 流通段階の風評被害の実態等の調査とそれに基づく適切な措置を行うこととし、その旨を法的に位置づけ。
- 農林業賠償等について、国は、東京電力に対し、損害がある限り賠償するという方針の下、適切な賠償等を指導。 等

5 廃炉・汚染水対策に万全を期す

- 安全確保を大前提に、長期的にリスクが確実に下がるよう、優先順位を付けて対応。
- 国が前面に立つことが必要な研究開発等を支援。
- 国内外に対し、廃炉・汚染水対策の進捗状況などについて迅速かつわかりやすく情報を公開 等

6 国と東京電力がそれぞれの担うべき役割を果たす

- ～賠償、除染、廃炉等に関する中長期的かつ安定的な対応～
- 東京電力は福島への責任を貫徹するため、非連続な経営改革を断行。
- これにより廃炉、賠償、除染のための資金を確保するとともに、官民合同チームによる取組等に対して、人的・資金的な点も含め、福島の復興推進に貢献。
- 国は、託送料金の見直し、廃炉に係る資金を管理する積立金制度の創設など、必要な制度整備を実施。 等

2-6-1 福島復興に向けた取組④

(福島再生加速化交付金の概要) 【平成30年度予算 828億円(平成29年度予算 807億円)】

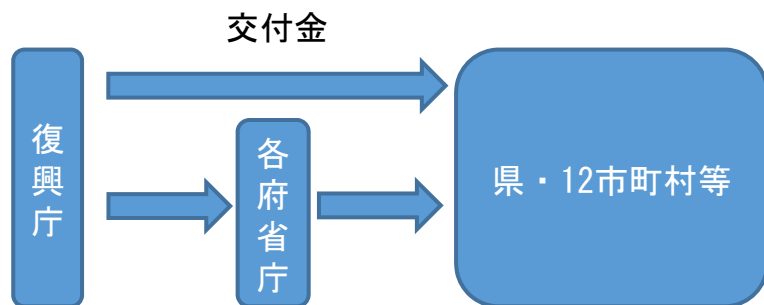
事業概要・目的

- 復興の動きを加速するために、長期避難者への支援から早期帰還への対応までの施策等を一括して支援する「福島再生加速化交付金」を、福島復興の柱とし、他の事業とも連携させつつ、福島再生加速化の原動力として活用している。

期待される効果

- 長期避難者の生活拠点整備、子育て世帯の帰還・定住支援、帰還加速のための生活環境向上や生活拠点整備等を一括して支援することにより、福島被災地の復興・再生を加速することが期待できる。

資金の流れ



事業イメージ・具体例

(1) 対象区域

避難指示を受けた12市町村等(各事業に応じて対象地域を設定)

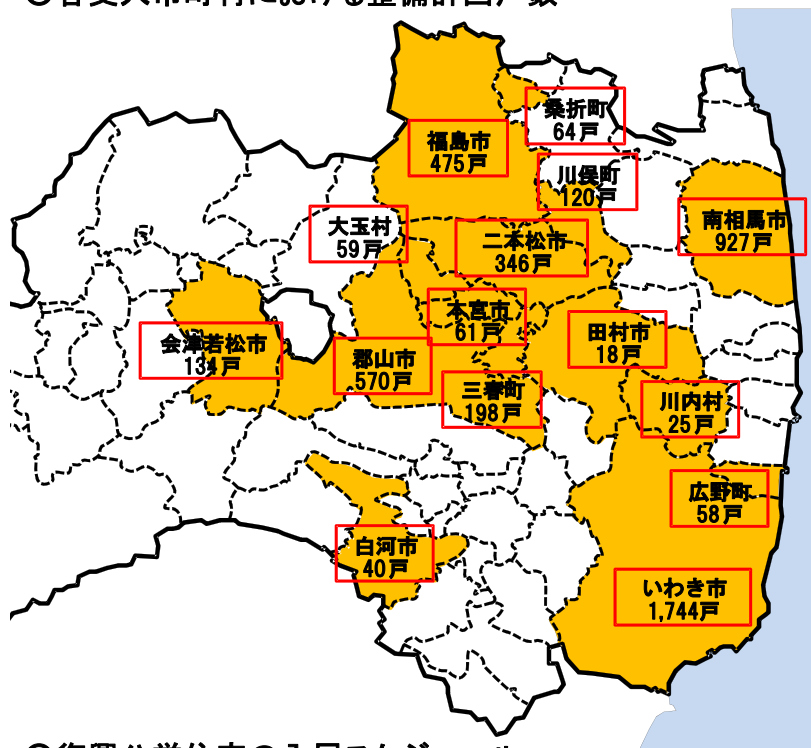
(2) 福島再生加速化交付金の主な事業内容

交付金の対象	主な事業内容
帰還環境整備	被災12市町村への早期帰還の促進、地域の再生加速化 ○生活拠点等の整備 (復興拠点、災害公営住宅等の整備等) ○放射線への健康不安・健康管理対策等(個人線量の管理等) ○営農・商工業再開に向けた環境整備 (農地・農業用施設、産業団地の整備等)
長期避難者生活拠点形成	長期避難者向けの公営住宅整備とコミュニティ支援 ○長期避難者の生活拠点の形成及び関連基盤整備等 (復興公営住宅の整備や道路等インフラ整備等) ○復興公営住宅での生活支援 (コミュニティ交流員の配置等)
福島定住等緊急支援	子育て世帯が早期に帰還し安心して定住できる環境整備等 ○子どもの運動機会確保 (遊具の更新、地域の運動施設の整備等) ○基幹事業と一体となって効果を増大するソフト施策 (プレイリーダーの養成等)
道路等側溝堆積物撤去・処理支援	道路等側溝堆積物撤去・処理による通常の維持管理活動の再開支援
原子力災害情報発信等拠点施設等整備	福島イノベーション・コースト構想の推進の加速化に向けた ○福島県が行う、原子力災害に係る経験と教訓を後世に伝えるための情報発信拠点(アーカイブ拠点)の整備等に対する支援 ○構想推進に係る拠点周辺の生活環境整備等に向けた支援

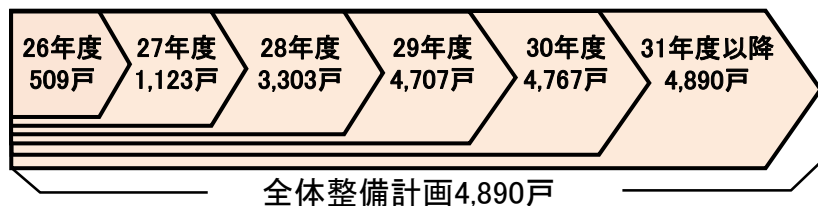
2-6-1 福島復興に向けた取組⑤（長期避難者への生活支援）

- 原発事故により長期にわたる避難生活を余儀なくされた方々が安定して過ごせるよう、住民意向調査等を基に、復興公営住宅の整備を中心に、避難者受入れに伴う基盤整備、避難者支援のためのソフト施策を一体的に実施し、生活拠点を形成。
- 計画戸数4,890戸のうち平成29年度末までに4,707戸完成。
（平成30年度末までに4,767戸完成予定、123戸保留中）
- 平成30年4月末時点、4,707戸で入居可能。
- 整備にあたっての財源は、コミュニティ復活交付金（福島再生加速化交付金（長期避難者生活拠点形成））を活用。

○各受入市町村における整備計画戸数

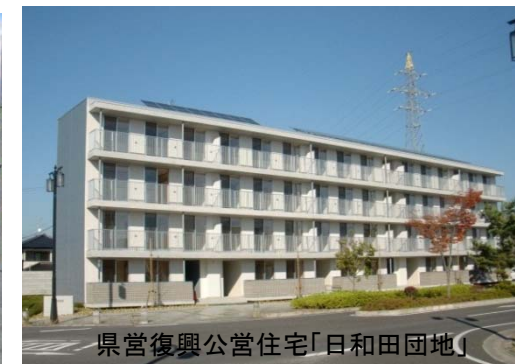


○復興公営住宅の入居スケジュール

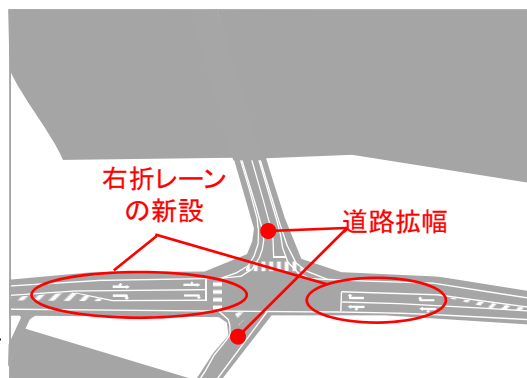


○コミュニティ復活交付金による主な支援例

復興公営住宅の整備



道路の整備



コミュニティ交流員の配置



2-6-1 福島復興に向けた取組⑥（子どもの運動機会の確保等）

- 「子ども元気復活交付金」(注)の活用により、子育て世帯が早期に帰還し、安心して定住できる環境の整備を図るため、子どもの運動機会の確保のための遊具の更新や運動施設の整備、公的賃貸住宅の整備を実施
- 特に運動施設については、ハード整備にあわせて、子どもたちの運動する力を引き出すソフト事業も実施

(注)平成25年度当初予算で創設。平成25年度補正予算より福島再生加速化交付金に統合

遊具の更新を通じた子育て世帯の帰還促進【広野町】

広野町では、公園の遊具の更新を行い、子どもたちが安心して遊べる環境を整備することにより、子どもの肥満傾向の解消や運動能力の向上を図るとともに、子育て世帯の帰還を促進している。



更新した遊具で遊ぶ子どもたち



ハード・ソフト一体となった運動機会の確保【本宮市】

本宮市では、運動施設のリニューアルや屋外の遊び場の整備を行うとともに、生き生きと遊ぶ力をより一層引き出す「プレイリーダー」の養成により、子どもたちの運動や遊びの機会の創出を図っている。



にぎわう屋外遊び場



ウィリアム王子訪問(27年2月) プレイリーダーの養成



■ これまでの採択実績

計17回の配分により以下の事業を採択

- 遊具の更新643箇所
- 運動施設の整備56施設(屋内施設25施設、屋外施設31施設)
- 運動施設整備と一体的に行うプレイリーダー養成等のソフト事業(9市町村)
- 子育て定住支援賃貸住宅の整備(20戸)及び家賃低廉化

■ 参考ホームページ

子ども元気復活交付金の概要や整備事例の詳細については復興庁ホームページを参照

<http://www.reconstruction.go.jp/topics/20140411163951.html>

2-6-1 福島復興に向けた取組⑦

(福島県の除染対象以外の道路等側溝堆積物の撤去・処理)

課題

- 福島第一原発事故後、住民による清掃活動を中止
 - 仮置場や最終処分場の確保が困難
 - 空間線量 $0.23\mu\text{Sv/h}$ を下回る地域は除染事業の対象外
- ⇒豪雨時の路面の冠水、悪臭、害虫発生などの実害が発生

対応

- 平成28年9月30日、国が以下のような対応方針を定めて対応
 - ・市町村が最終処分場や仮置場を確保
 - ・国は、通常の維持管理活動の再開のため、一地区、一回に限り財政支援を行う。
 - ・8000Bq/kg超の側溝堆積物は、必要な整理をした上で、特定廃棄物埋立処分施設又は中間貯蔵施設に搬入

福島再生加速化交付金(道路等側溝堆積物撤去・処理支援)

- (1)対象地域・団体
福島県、除染実施計画を定めた福島県内の市町村
- (2)対象要件等
 - ・事業実施後は、中断していた道路等側溝の維持管理活動を再開
 - ・最終処分場又は仮置場が確保
 - ・除染等の措置により撤去・処理を行っていない。
 - ・一地区、一回限り。
- (3)交付対象経費
撤去作業費、放射能濃度測定費、仮置場等関係費、運搬費、中間処理費、最終処分費、等
- (4)交付額
1 / 2 (従前の維持管理活動に係る費用を控除)
地方負担分は、震災復興特別交付税交付金を措置
交付省庁は復興庁。



(施工前)

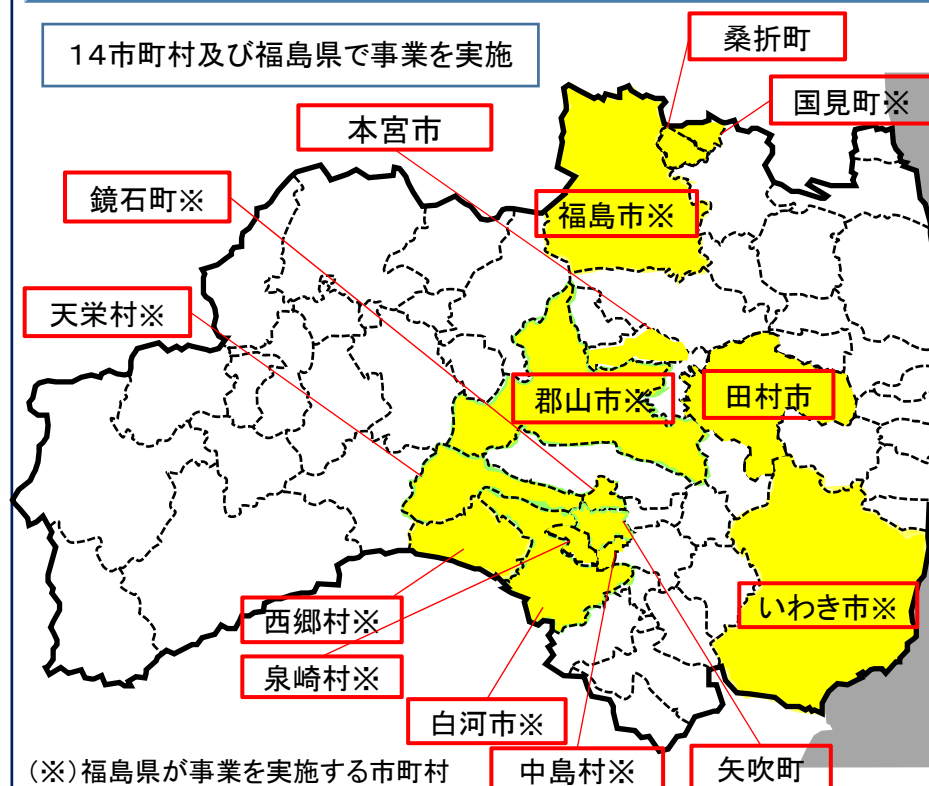
支援



(施工後)

事業実施自治体(平成28～30年度)

14市町村及び福島県で事業を実施



2-6-1 福島復興に向けた取組⑧

(福島生活環境整備・帰還再生加速事業委託費の概要・事業例) 【平成30年度予算 150億円】
【平成29年度予算 181億円】

事業概要・目的

- 福島復興再生特措法等に基づき住民の生活環境の改善に資するため、避難指示に起因して機能低下した公共施設・公益的施設について、市町村等からの要請に基づき国の費用負担により機能回復を実施
- 原子力災害からの復興・再生を加速するため、福島県の被災12市町村における避難解除区域の住民の帰還を促進するための取組や、直ちに帰還できない区域への将来の帰還に向けた荒廃抑制・保全対策を実施

※ 対象区域：田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村

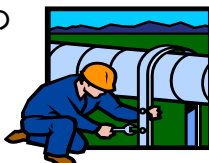
主な事業例（国が全額支援）

①生活環境の改善のための取組

★ 公共施設・公益的施設の機能回復

・ 公共施設の点検

避難指示に伴い、長期間放置された下水道管路について、下水道の復旧に向けて、管路の点検を実施。



・ 公共施設の清掃

児童福祉施設の再開に向けて、施設内の内部清掃を実施。



・ 公共施設の修繕

避難に伴い、長期間放置された集会施設内の修繕を実施。



など

②避難解除区域への帰還加速のための取組

★ 生活関連サービスの代替、補完

・ 村内医療体制の拡充

医療環境に対する住民の不安を払しょくするため、村の診療所への専門医師の定期的な派遣を委託。



★ 地域のコミュニティの維持

・ 市外避難者への情報提供

市外避難者と自治体とのつながりを維持してもらうため、復興情報・生活情報・防災情報等を自治体チャンネルとして放送・配信。



・ 避難者の交流事業

双葉地域8町村のシンボルイベントであった「ふたばワールド」を復活させ、全国に分散避難している地域住民同士の交流を創出することにより、双葉地方の人と人、人と地域を再び繋ぎ、復興に向けた意識の醸成を図る。



など

③直ちに帰還できない区域の荒廃抑制等

★ 避難区域の荒廃抑制・保全対策

・ 避難区域内の除草
火災等の危険を低減し避難区域を保全するために必要な除草を実施。



・ 防犯パトロール

避難指示区域の見直しに伴い自由に立ち入りできる区域について、防犯・防火のためのパトロールを実施。



★ 住民の一時帰宅支援

・ 一時帰宅バス等の運行

自家用車等の交通手段を持たない方向けに、避難先と避難元とを結ぶバスやジャンボタクシーの運行を委託。



など

2-6-1 福島復興に向けた取組⑨

(中間貯蔵施設の整備等に伴う財政措置) 【平成26年度補正予算 1,000億円】

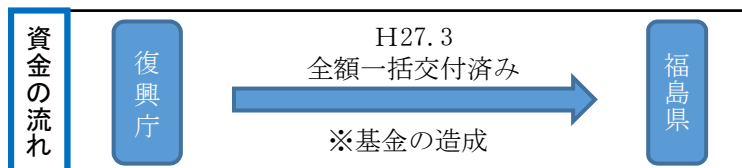
総額3,010億円の新規かつ追加的な財政措置

○中間貯蔵施設等に係る交付金 1,500億円 【環境省】

- ・850億円は大熊・双葉両町に国が直接交付。
残りの650億円は県に交付。
- ・850億円の内訳は、大熊町461億円、双葉町389億円(※)。
※両町の人口や搬入する除去土壌等の貯蔵予定量などを勘案し、決定。

○原子力災害からの福島復興交付金1,000億円 【復興庁】

- ・全額を県が造成する基金に交付。



○福島特定原子力施設地域振興交付金 510億円 【経済産業省】

- ・今回の措置による増額分510億円。
(17億円×30年間)
- ・増額分は全て県に交付。

事業内容

1. 被災地域における帰還・再生推進事業

避難指示が出ていたこと等により復興が遅れている地域に対して、帰還や地域の再生を推進するための事業(12市町村を対象)

- ・避難地域復興拠点推進事業(道の駅「までい館」の用地取得・造成、「笑ふるタウンならは」の分譲団地の用地取得・造成、「富岡町ふたば医療センター」の用地取得・造成等)

2. 原子力災害からの復興に必要な拠点の充実に係る事業

福島の復興再生を加速するために、特に重要な拠点について、その充実を図るために実施する事業(県全域を対象)

- ・県内ロボット関連企業の育成・支援、ロボット技術研究開発
- ・介護支援ロボットを導入する施設への補助
- ・住宅用太陽光設備の設置に係る初期投資費用への一部補助等

3. 原発事故による風評被害対策事業

未だ根強く残る原発事故による風評被害の払拭や被害拡大を防ぐために、県全域での風評被害対策のために実施する事業(県全域を対象)

- ・県外の学校が、県内の教育旅行で活動する際のバス経費の一部補助
- ・小・中学校等の児童生徒等が行う自然体験・交流活動への補助等

4. その他

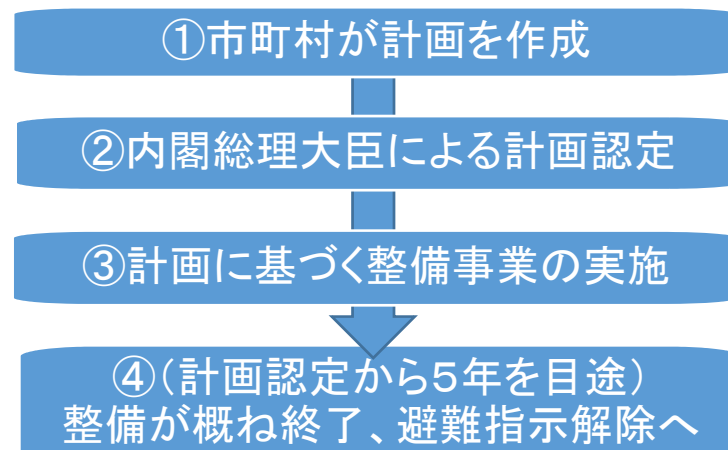
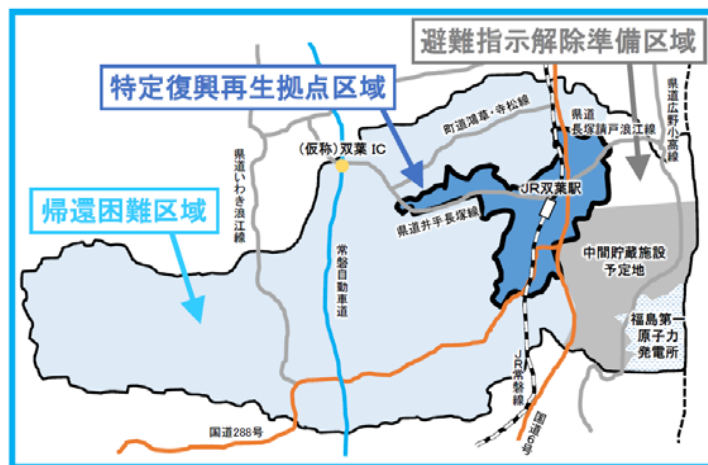
1～3に掲げるもののほか、中間貯蔵施設の整備等による影響も含め、原子力災害による影響を強く受けた被災地域の復興や風評被害対策をはじめとした福島県全域の復興並びに地域の自立を効果的に進める事業(県全域を対象)

- ・応急仮設住宅等から退去し、避難指示解除された地域に帰還した世帯へ移転費用の補助事業を実施する市町村への支援
- ・12市町村農業者の生活再建を図るため、12市町村外の移住先や避難先における農業経営の再開に必要な機械・施設の導入等を支援
- ・常磐自動車道追加インターチェンジ整備事業等

2-6-1 福島復興に向けた取組⑩（特定復興再生拠点区域）

- 福島復興再生特別措置法の改正(H29.5)により、将来にわたって居住を制限するとされてきた帰還困難区域内に、避難指示を解除し、居住を可能とする「特定復興再生拠点区域」を定めることが可能となった。
- 市町村長は、特定復興再生拠点区域の設定及び同区域における環境整備（除染やインフラ等の整備）に関する計画を作成。同計画を内閣総理大臣が認定し、復興再生に向けて計画を推進。

【特定復興再生拠点区域の例（双葉町）】



■計画の認定基準

項 目	内 容
区域の条件に該当	・除染により放射線量が概ね5年以内に避難指示解除に支障ない基準以下に低減 ・住民の居住や経済活動に適した地形、帰還困難区域の外へのアクセス確保、効率的整備が可能な規模
復興再生への寄与	・計画の目標(例:帰還者数)が住民の帰還意向等を踏まえて適確 ・計画で想定した土地利用の実現可能性が十分に見込まれる
円滑かつ確実な実施	・計画に記載された事業が具体的かつスケジュールが適切

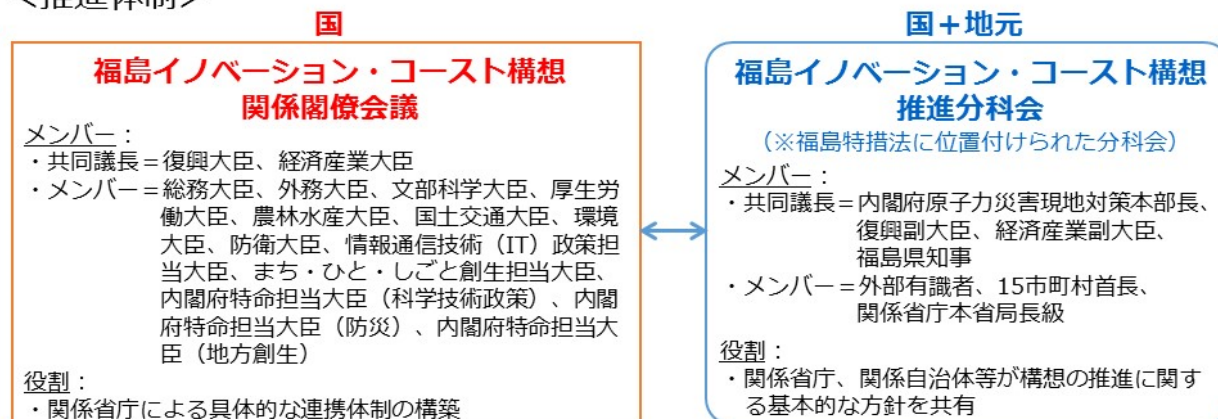
■計画認定の効果

- ◆認定計画に従って除染や廃棄物の処理を国が実施（費用は国の負担）
- ◆帰還困難区域では適用できなかった、道路事業等の国による事業代行や「一団地の復興再生拠点整備制度」等を適用可能

2-6-1 福島復興に向けた取組⑪（福島イノベーション・コースト構想）

- 福島の浜通り地域等に新たな産業基盤を構築することを目指し、平成26年6月、「福島イノベーション・コースト構想」を取りまとめ。
- 構想をより一層推進するため、先般の福島特措法の改正により、構想を福島特措法に位置付け、関係省庁、自治体、事業者等との連携強化を規定。
- 昨年7月に関係閣僚会議を、昨年11月に「原子力災害からの福島復興再生協議会」の下に設置された分科会を立ち上げ、推進体制を抜本強化。
- 分科会の議論等を踏まえ、福島県は、構想を位置付けた重点推進計画を策定。本年4月25日に開催した関係閣僚会議において、重点推進計画を内閣総理大臣認定。

<推進体制>



<主な取組事項>

①廃炉国際共同研究センター ・国際共同研究棟

国内外の大学、研究機関、産業界等の英知を結集し、廃炉に係る研究開発・人材育成等を実施



【富岡町】

②櫛葉遠隔技術開発センター

実規模のモックアップ施設を利用した廃炉に関するロボットの実証試験等を実施



【櫛葉町】

③福島ロボットテストフィールド

無人航空機や災害対応ロボット等の実証実験を実施



【南相馬市】
【浪江町】



2-6-1 福島復興に向けた取組⑫（福島相双復興官民合同チーム）

- 原子力災害による被災事業者の自立支援を目的に、平成27年8月24日、国・県・民間からなる「福島相双復興官民合同チーム」を創設。
- チーム員は総勢277人（このうち国の職員は57人）。県内（福島市、いわき市、南相馬市、富岡町、浪江町）及び都内の計6拠点に常駐。
- これまでに約5,100の商工業者及び約1,200の農業者を個別訪問するなど、個々の事情に応じたきめ細かな支援を実施。専門家によるコンサルティングや、国の支援策等を通じ、事業再開や自立を支援。
- 平成29年7月1日から、改正福島特措法に基づき、チームの中核である（公社）福島相双復興推進機構に国・県の職員の派遣を実施し、新体制がスタート。

新・官民合同チーム

チーム長：福井 （公社）福島相双復興推進機構理事長

副チーム長：立岡 元経済産業事務次官

（公社）福島相双復興推進機構

本部（福島市）

総務調整グループ

事業者支援グループ

地域・生活支援
グループ

企画グループ

営農再開グループ

福島支部

南相馬支部

浪江事務所

いわき支部

富岡事務所

東京支部

2-6-1 福島復興に向けた取組⑬

(福島12市町村将来像に関する有識者検討会提言(平成27年7月)及びそのフォローアップ)

①有識者検討会(座長:大西隆 豊橋技術科学大学学長)で議論を実施。

30～40年後の姿を見据えた、2020年の課題と解決の方向を検討。
平成27年7月、提言を取りまとめた上、復興大臣に提出。

②30～40年後の姿のポイント

- (1)人口見通し:復興の進捗により震災前の推計を上回る可能性
- (2)線量見通し:現状から物理減衰で相当程度低減
- (3)世界に発信する福島型の地域再生

③2020年に向けた具体的な課題と取組

- (1)産業・生業(なりわい)の再生・創出
- (2)住民生活に不可欠な健康・医療・介護
- (3)未来を担う、地域を担うひとづくり
- (4)広域インフラ整備・まちづくり・広域連携
- (5)観光振興、風評・風化対策、文化・スポーツ振興

④実現に向けて

福島復興・再生は国の責務。
震災から10年以降の福島復興に向けた政府の組織のあり方は検討課題。

◎福島12市町村将来像提言フォローアップ会議
(平成27年10月～)

復興庁統括官、福島県副知事を共同議長とし、関係省庁、県、12市町村等がメンバー。

・提言の主要個別項目に関し、実現に向けた進捗管理を実施するため、平成28年5月にロードマップを策定。平成29年6月、平成30年5月に、その後の進捗を踏まえて改訂。

「福島12市町村の将来像に関する有識者検討会提言」における2020年に向けた具体的な課題と取組

(1) 産業・生業(なりわい)の再生・創出

- ・新産業の創出と事業・生業の再建
- ・基幹産業である農林水産業の再生

(2) 住民生活に不可欠な健康・医療・介護

- ・医療の充実による安全・安心の確保
- ・高齢者の介護の充実等

(3) 未来を担う、地域を担うひとづくり

- ・地域の復興人材を育む先進的な教育の推進
- ・新たな産業構造下における中核的な人材の育成

(4) 広域インフラ整備・まちづくり・広域連携

- ・広域インフラ整備
- ・まちづくり
- ・広域連携

(5) 観光振興、風評・風化対策、文化・スポーツ振興

- ・観光振興
- ・風評・風化対策
- ・文化芸術の振興
- ・スポーツ振興

主要個別項目への取組(22項目)

1. 福島イノベーション・コースト構想の推進

- ・認定された重点推進計画に基づき、産業集積促進、教育・人材育成、生活環境整備、交流人口拡大等の取組を推進
- ・2018年度からロボットテストフィールドを順次開所

2. 官民合同チームの取組等

- ・官民合同チームの体制を強化
- ・被災事業者の事業・生業の再建や農業の再生、12市町村の取組を支援

3. 被災企業等への支援

- ・被災地企業の販路開拓等を支援するとともに、企業立地支援により雇用創出及び産業集積等を推進

4. 福島フードファンクラブ(FFF)等の取組

5. 二次医療体制の確保を含めた取組

- ・「避難地域等医療復興計画」の策定、福島県ふたば医療センター附属病院の開院等、医療提供体制の再構築を推進

6. ICT活用による地域医療ネットワークの構築

- ・ICTを活用した地域医療ネットワークの構築や、ネットワークの拡大を推進

7. 地域包括ケアの実現に向けた検討

- ・被災町村の地域包括ケアシステム構築を支援

8. 小中学校再開のための環境整備等

- ・2018年4月から5町村において地元で学校を再開する等、教育環境づくりを推進

9. ICT教育コーディネーター

- ・2019年度から併設型 中高一貫教育を実践予定、SGHの取組

10. ふたば未来学園での先進教育

- ・2019年度から併設型 中高一貫教育を実践予定、SGHの取組
- ・イノベーション・コースト構想に貢献する人材を育成、SPHの取組

11. 小高産業技術高校での先端技術教育の実施

- ・産学官連携による人材の育成・確保、福島復興産業人材育成塾等の取組

12. 産業人材の育成

- ・平成30年代前半までの完成を目指し、ふくしま復興再生道路を整備

13. 幹線道路の整備

- ・平成30年代前半までの完成を目指し、ふくしま復興再生道路を整備

14. JR常磐線の早期の全線開通

- ・2019年度末までの全線開通を目指す

15. 復興拠点等の整備

- ・復興拠点等を復興の足がかりとしたまちづくりを推進
- ・特定復興再生拠点の整備を推進

16. 地域公共交通の構築に向けた検討

- ・「避難地域公共交通網形成計画」をもとに地域公共交通ネットワークを構築

17. その他広域連携の取組

- ・避難12市町村広域連携検討会等を開催し、地域の共通課題(鳥獣被害対策等)に対応

18. 観光振興・交流人口の拡大

- ・ホーブツーリズム等の取組を推進

19. 風評・風化対策の強化

- ・「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」に基づいて情報発信等
- ・「風評・風化対策強化戦略第3版」に基づき県産品の販路拡大等を継続・強化

20. 文化芸術の振興

- ・「地域のたから」民俗芸能総合支援事業を実施

21. 東京オリンピック・パラリンピック関連事業の検討

- ・「地域のたから」民俗芸能総合支援事業を実施

22. Jヴィレッジを中核とした取組

- ・2019年度にJヴィレッジを全面再開
- ・Jヴィレッジを中核としてスポーツ振興を図るとともに、地域活性化等を推進

東京オリンピック・パラリンピックが開催される2020年に向け、福島復興を世界にアピール

福島復興・再生は中長期的対応が必要であり、「復興・創生期間」後も継続して、国が前面に立って取り組む。

※福島12市町村将来像提言は、除染、特定廃棄物の処理、中間貯蔵施設の整備、原発事故の収束等の状況も踏まえ、長期的に、かつ、広域の視点で検討が行われたもの。

2-6-1 福島復興に向けた取組⑭

(風評対策の主な取組状況と今後の取組の方向性)

(平成29年7月21日開催の風評タスクフォース資料を基に、平成30年5月時点で作成)

- 復興大臣の下、関係府省庁からなる「原子力災害による風評被害を含む影響への対策タスクフォース」を開催し、これまでの取組状況の検証とともに、課題を洗い出し、風評対策の強化について検討。
- 昨年12月12日開催のタスクフォースにおいて「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」を決定・公表。本戦略に基づき関係府省庁における施策の実施を大臣指示。

強化指針1. 風評の源を取り除く

(1) 世界で最も厳しいレベルの基準値に基づく放射性物質検査の徹底

- 福島県産米の全袋検査において、27年産米以降は3年連続で全て基準値以内(H30.3現在)
- 福島県による水産物の放射性物質調査において、福島県海産物の全てが基準値以内(H27.4以降)

(2) 環境中の放射線量の把握と公表

- 福島第一原発から80km圏内の地表面から1m高さの空間線量率平均は、H23年11月比で約74%減少(H29.9現在)

強化指針2. 正確で分かりやすい情報提供を進め、風評を防ぐ

(1) 放射性物質に関するリスクコミュニケーション

- 関係府省庁、地方公共団体、消費者団体等が連携して食品中の放射性物質に関する意見交換会等の実施(H29年度まで福島県を中心に累計800回以上)
- 「帰還に向けた放射線リスクコミュニケーションに関する施策パッケージ」のフォローアップ会合(H29.1)等の場で情報交換

(2) 正確で分かりやすい情報提供

- 「復興フォーラムin大阪」(H29.6)、「ふくしま復興フェアin霞が関コモンゲート」(H29.9)で、農林水産物の安全性、放射線に関する正しい知識等を発信
- 「福島の今」を伝える動画の中国語(簡体・繁体)・韓国語版を作成して発信(H29.3)
- 「食品と放射能Q&A」を改訂、全国約21万部配布。HPでも公表(H30.5現在)
- 「放射線リスクに関する基礎的情報」を全国約3万部配布。HPでも公表(H30.3現在)
- 多言語による資料について、戦略を踏まえ「風評の払拭に向けて」を改訂(H30.4時点で更新:英語、中国語(簡体・繁体)・韓国語も更新予定)

強化指針3. 風評被害を受けた産業を支援する

(1) 被災地産品の販路拡大等

- 福島復興再生特別措置法の改正(H29.5.12成立、同年5.19公布・施行)
 - 福島県産農林水産物等の販売不振の実態調査とそれに基づく指導・助言等の措置を講ずることを位置付け
- 国、福島県、農業関係団体による風評払拭対策協議会を開催(H29.2、4、6、10、H30.5)
- 生産から流通・販売に至るまで、風評払拭を総合的に支援
 - (生産段階) 第三者認証GAP等の取得等
 - (流通・販売段階) 福島県産農林水産物等の販売不振の実態調査、オンラインストアによる販売促進等
- 経済関係団体に被災地産品の利用等を要請(H30.1、2、3等)

(2) 諸外国の輸入規制の緩和・撤廃への働きかけ

- 計27か国(直近ではトルコ(H30.2))が規制を撤廃(H30.5現在)
- 諸外国の駐日大使・大使館幹部等や報道関係者に対して働きかけや情報発信を実施
 - 「ふくしまスイーツ賞味会」にFAO事務局長を招き、福島県産の食品の美味しさと安全性をPR(H29.5)



(3) 国内外からの被災地への誘客促進

- 訪日外国人旅行者の拡大
 - H29年の福島県への外国人宿泊者数は、94,000人となり、震災前(H22年)の宿泊者数(87,170人)を初めて上回る
 - 在外公館等において被災地自治体等による観光誘致PRの実施(H29年度)
 - 外国メディアによる取材(招へい18ヶ国21名、在京特派員13カ国32名:H29年度)
- 福島県への修学旅行等の回復に向けた対策の強化
 - 教育旅行の延べ宿泊者数は、震災前(H21年度)の5割(H27年度)から6割(H28年度)に増加
 - 福島県への修学旅行実施を全国の教育長、学校長等に要請(H26からの累計106回)

今後の方向性

- ① 国内外へ正確かつ効果的に情報発信するとともに、諸外国・地域の輸入規制解除に向けた働きかけを継続
- ② 福島県産農林水産物の販売不振の実態を明らかにし、国、福島県、農業関係団体が一体となって、購入促進につながる具体的な施策を実施
- ③ 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を見据え、第三者認証GAP取得支援等、被災地の食材や資材の利用拡大の推進
- ④ 首都圏等の大消費地を対象に被災地産品の販売促進を図るとともに、各府省庁も率先して被災地産品の利用を促進
- ⑤ 東北の魅力発信の強化、福島への教育旅行回復への対策など、被災地への観光誘客の一層の促進

2-6-1 福島復興に向けた取組⑮

(福島12市町村における公共インフラ復旧の工程表)

〔平成29年3月取りまとめ、
平成29年8月1日公表〕

- 福島12市町村における公共インフラ復旧の工程表については、「福島復興再生基本方針」（平成29年6月30日閣議決定）を踏まえ、復旧・整備の見通しを「見える化」し関係者と共有することを目的に平成24年度から市町村等が作成。
- 平成28年度においては、
- ① 上下水道は、富岡町、浪江町において、帰還困難区域、津波被災区域を除いて復旧
 - ② 医療施設は、富岡診療所（富岡町）、浪江診療所（浪江町）、いいたてクリニック（飯館村）が復旧等
 - ③ 文教施設は、小高小学校及び中学校（南相馬市）、葛尾小学校及び中学校（葛尾村）、楢葉中学校（楢葉町）が復旧
 - ④ 広域インフラは、ＪＲ常磐線が、浜吉田～相馬間、原ノ町～浪江間で運転再開し、農業関係では、大柿ダムから南相馬市小高区への農業用水の供給が可能となるなど、概ね工程表の計画どおり進捗。

主な公共インフラ復旧の状況

◎：復旧完了 ○：復旧中 △：調査計画中 ー：該当なし、被災なし

区分	田村市	南相馬市	川俣町	広野町	楢葉町	富岡町	川内村	浪江町	葛尾村	飯館村	大熊町	双葉町
道路	◎	○	◎	○	◎	◎	○	○	◎	○	○	△ 測量・設計の実施
	◎常磐自動車道(H27.3～全線通行可)			◎一般国道6号線		○県管理道路						
上水道	ー	○ 〔津波被災区域 以外は再開〕	ー	○ 〔津波被災区域 以外は再開〕	○ 〔津波被災区域 以外は再開〕	○ 津波被災区域 以外は再開	ー	○ 津波被災区域 以外は再開	◎	◎	○	△ 基本構想策定中
下水道	ー	◎	ー	◎	◎	○ 津波被災区域 以外は使用再開	◎	○ 津波被災区域 以外は使用再開	ー	◎	○	△ 基本構想策定中
医療福祉施設	ー	◎ 小高保健福祉センター が再開	◎ 山木屋診療所 が再開	◎	○ 保健福祉会館 の復旧完了	○ 富岡診療所 の新設完了	◎	◎ 浪江診療所 の新設完了	◎	◎ いいたてクリニック が再開	ー	ー
文教施設	◎	○ 小高小中学校 の復旧完了	○	◎	○ 楢葉中学校 の復旧完了	○	◎	○ 浪江東小中学校 の改修工事に着手	○ 葛尾小中学校 の復旧完了	○	△	△
役場・公共施設	ー	◎	◎ 新庁舎の 整備完了	◎	○	○ 庁舎の復旧完了	ー	◎	◎	○	○	△
観光施設	ー	ー	ー	ー	○ 木戸川溪谷遊歩 道の復旧完了	ー	○	○	△	○	ー	ー
廃棄物等	○ 双葉地方広域市町村圏組合の施設(8町村) H27年度までに、北部衛生センター(浪江町)、南部衛生センター(楢葉町)の復旧工事が完了し、一般廃棄物の焼却を実施中。											
鉄道	○ JR常磐線 平成28年7月12日に原ノ町～小高間、同12月10日に浜吉田～相馬間、平成29年4月1日に小高～浪江間が運転再開。											
農業水利	◎ 大柿ダム(浪江町)から南相馬小高区への用水路が復旧し、平成29年度から農業用水の供給が可能。 ○ H28年度までに南相馬市の農業用排水機場5箇所の復旧工事が概ね完了し、本格稼働が可能。											

(注1) 上表は、平成29年3月時点で取りまとめ。

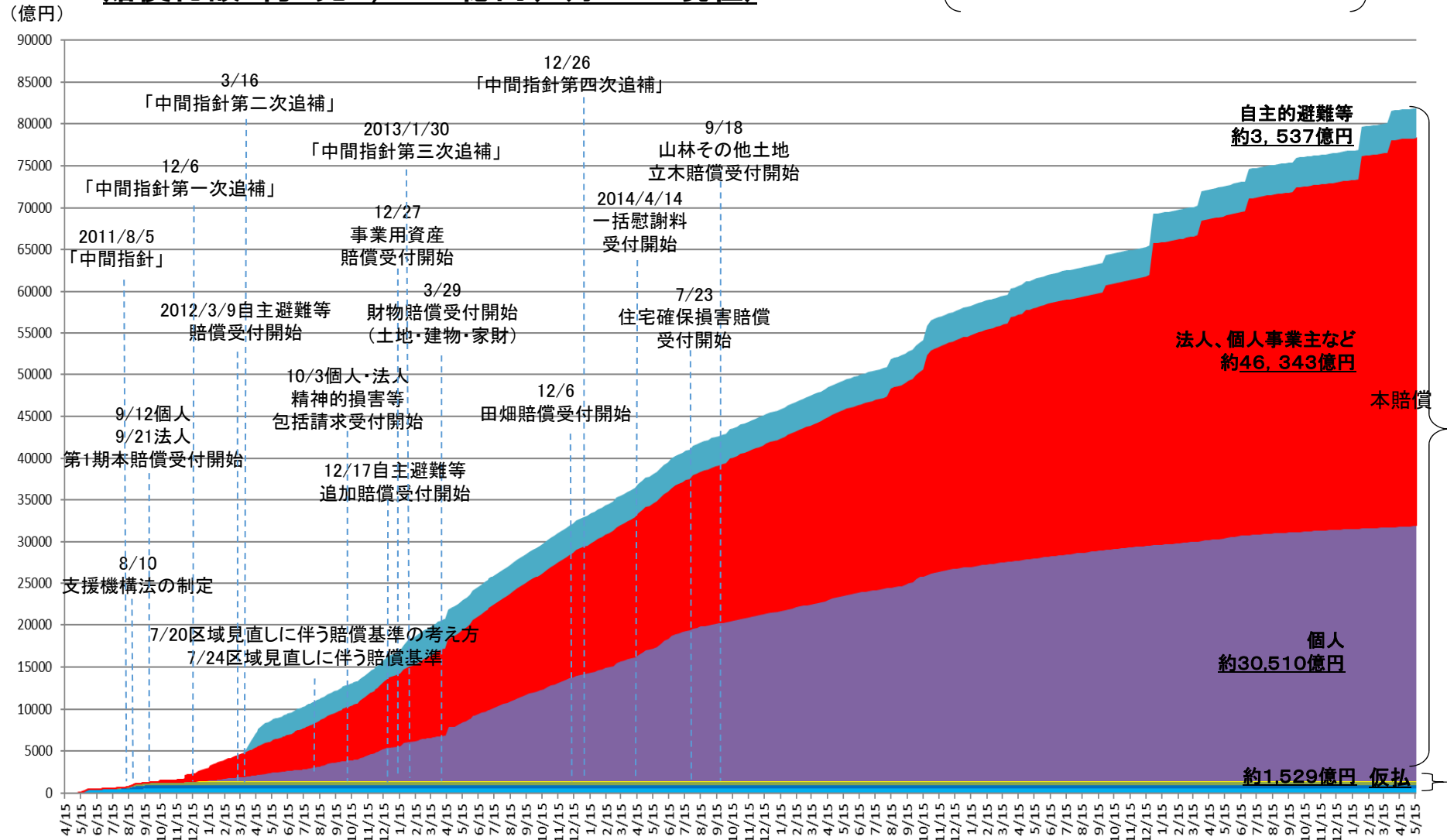
(注2) 上表は、帰還困難区域を除いて評価しているが、町の大半が帰還困難区域に指定されている大熊町、双葉町については、これを含む。

(注3) 上表のうち、凡例下段のコメントは平成28年度の実績であるが、()は、過年度の実績。

2-6-2 個別課題への対応（賠償①）

賠償総額：約8兆1,918億円(5月18日現在)

仮払い： 1,529億円
本賠償： 8兆0,390億円



2-6-2 個別課題への対応（賠償②）

原子力損害賠償紛争審査会の中間指針等に則り、東京電力より財物賠償、精神的損害賠償等を実施している。また、平成25年12月にまとめられた中間指針第四次追補を元に、生活の再建を図るための住居確保に係る賠償（平成26年7月）、一括慰謝料の賠償（平成26年4月）を開始している。

（1）不動産（住宅・宅地）に対する賠償（財物賠償）

- ① 帰還困難区域においては、事故発生前の価値の全額を賠償し、居住制限区域・避難指示解除準備区域は、事故時点から6年で全損として、避難指示の解除までの期間に応じた割合分を賠償。
- ② 解除の見込み時期までの期間分を当初に一括払いをすることとし、実際の解除時期が見込み時期を超えた場合は、超過分について追加的に賠償。

（2）住宅確保に係る損害賠償

帰還にともなう住居の修繕・建替え費用等、移住に伴う新たな住居や土地取得の費用等について、事故前の財物価値を超えて負担した費用を賠償。（平成26年7月申請受付開始）

- ① 帰還に伴う住居の修繕・建替え、移住に伴う新たな取得費用は、元の住宅の新築価格と事故前価値の差額の75%までを賠償。（財物賠償と合わせ、元の住宅の新築価格の8～10割までを賠償。）
- ② 移住に伴う宅地の賠償は、従来のお住まいが帰還困難区域等の場合は、新たに取得した土地の価格と従前の土地の価格の差額を賠償。その他の区域にお住まいで移住される場合は75%を賠償。

※従前借家の方には、帰還、移住に応じた定額での賠償を行う。

（3）家財に対する賠償

- ① 家族構成に応じて算定した定額の賠償。
- ② 損害の総額が定額を上回る場合には個別評価による賠償も選択可能。

※事故発生時に所有していた仏壇を対象として、定額40万円または個別査定に基づいた時価相当額で賠償。（平成26年3月より申請受付開始）

（4）精神的損害賠償

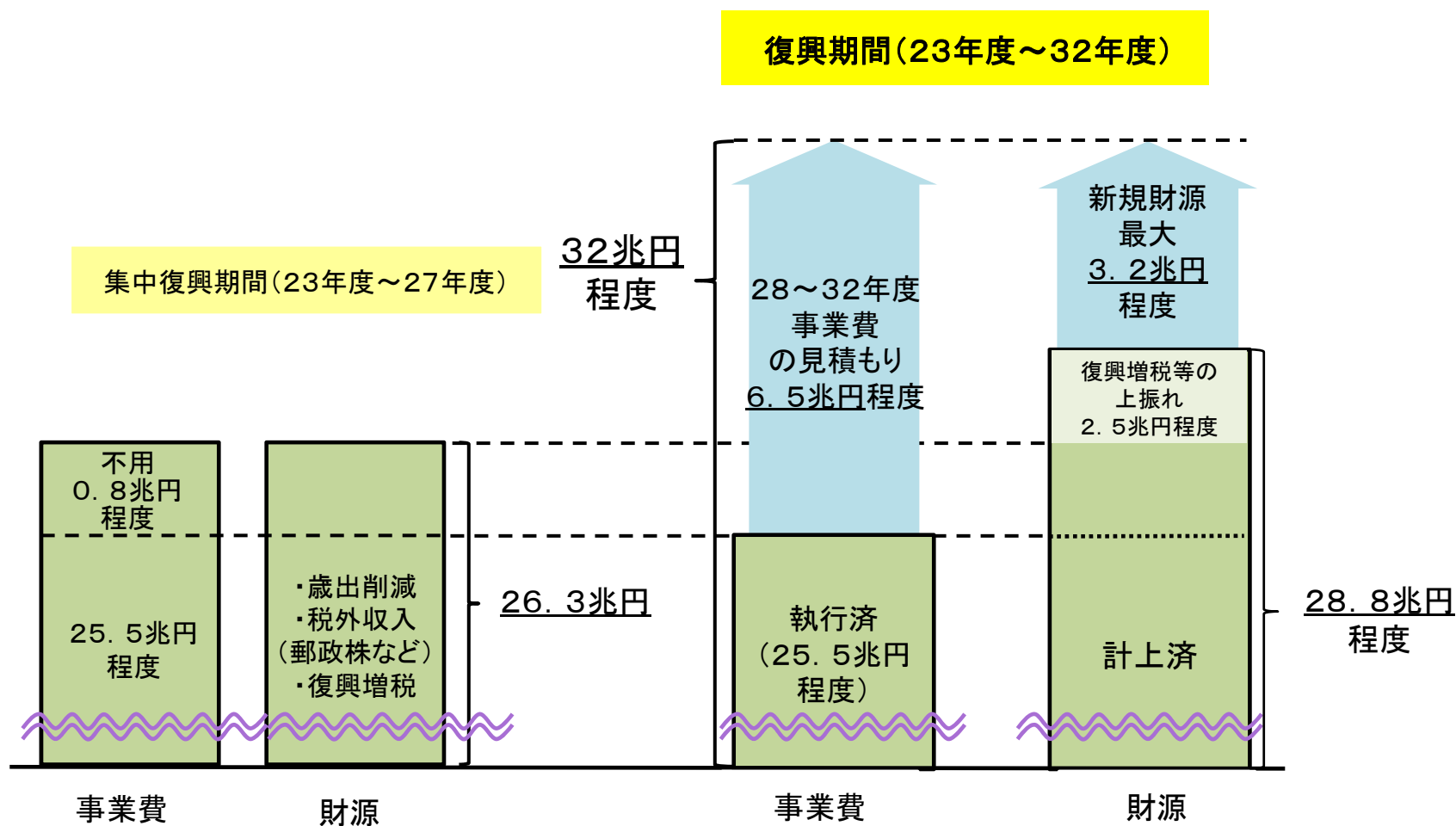
- ① 帰還困難区域等については、事故後6年分まで支払済み。加えて移住を余儀なくされたことによる精神的損害（700万円）も支払済み。
- ② 居住制限区域、避難指示解除準備区域については、避難指示解除後、相当期間経過後まで一人当たり月10万円を支払う。また、改訂福島復興指針（平成27年6月）に基づき、早期に避難指示を解除した場合においても、避難指示解除の時期にかかわらず、事故から6年後に解除される場合と同等の金額の一括払いを決定。

（5）営業損害・就労不能損害に対する賠償

- ① 営業損害として、逸失利益等の損害を賠償。
- ② 一定期間毎における実損害を賠償する方法と、一定年数分の営業損害、就労不能損害を一括で支払う方法から選択可能。
 - （ア）就労不能損害 : 事故後3年間（賠償は平成27年2月末まで）
 - （イ）農林業以外の業種 : 事故後4年間 + 年間逸失利益の2倍を追加
 - （ウ）農林業 : 事故後6年間 + 年間逸失利益の3倍を追加
- ③ 営業・就労再開等による収入は控除しない。（②（ア）給与所得には適用していない。）
- ④ 事業再開費用等を賠償。（帰還して営農や営業を再開する場合、その際に必要な追加的費用を賠償。）

3-1 平成28年度以降5年間(復興・創生期間)の復興財源フレーム (平成27年6月30日 閣議決定)

- 集中復興期間の復興事業費は25.5兆円程度の見込み(27年度は予算ベース)。
- 復興期間に見込まれる事業費(32兆円程度)の財源としては、これまでに計上した復興財源(28.8兆円程度の見込み)に加え、一般会計からの繰入れや税外収入により、新たに最大3.2兆円程度を確保。



3-1 平成28年度以降の復興事業の整理

復興特会で実施してきた事業を以下の通り整理。

- ① 復興の基幹的事業や原子力事故災害に由来する事業の地方負担はゼロ。
- ② 地域振興策や将来の災害への備えといった全国共通の課題へ対応する事業は、一般会計へ移行。
- ③ 復興事業のうち、全国共通の課題への対応との性質を併せ持つ事業は、自治体負担を導入。

特別会計に残す事業		一般会計へ移す事業
全額国費	自治体負担あり (地方負担の5%(各事業費の1~3%))	自治体負担あり(通常事業と同一)
【基幹的な事業】 ○被災者支援 ⇒災害救助、心のケア、コミュニティ再建 ○災害復旧 ⇒災害廃棄物処理、インフラ復旧 生産設備復旧 ○復興交付金【基幹事業】 ⇒高台移転など 【原発事故由来の事業】 ○放射性物質汚染廃棄物処理 ○除染、放射線測定 ○福島再生加速化交付金 ○12市町村内事業 ⇒市町村事業+県事業 【その他】 ○直轄事業 ⇒三陸沿岸道路、相馬福島道路 ○農山漁村地域整備交付金 ⇒市町村防潮堤 ○任期付職員・応援職員経費	○直轄事業(全額国費対応分を除く) ⇒道路、港湾など ○復興交付金【効果促進事業】 ○社総交〔復興枠〕(道路事業) など ※岩手県・宮城県 ・東北自動車道以東の事業 ※福島県 ・東北自動車道以東の事業 ・その他の地域で実施する沿岸部 及び避難解除等区域の12市町村 関連事業(防災・減災事業を除く) ※青森県、茨城県、千葉県 ・太平洋沿岸の地方公共団体(太 平洋沿岸から15km以内の事業を 含む)で実施する事業 ・その他の地域で実施する沿岸部 関連事業(防災・減災事業を除く)	○社総交〔復興枠〕(道路事業) 左記以外の事業

3-1 平成30年度復興庁予算のポイント

平成30年度予算額(復興庁所管): 1兆6,357億円 [前年度予算額: 1兆8,153億円]

復興のステージの進展に応じて生じる課題に引き続き迅速かつ適切に対応。
特に、心のケアや生業の再生といったきめ細かなソフト支援に引き続き注力。

被災者支援

避難生活の長期化、災害公営住宅等への移転、ふるさとへの帰還など被災者の生活再建のステージに応じて、コミュニティの再生、見守りや心のケア等の支援を切れ目なく実施。あわせて、被災者支援に携わる者への支援を強化。

- ・被災者支援総合交付金(190億円)
- 被災者の心のケア支援体制の構築(18億円)
- ・災害救助法による災害救助等(167億円)
- ・被災者生活再建支援金補助金(108億円)
- ・被災した児童生徒等への就学等支援(84億円)
- 相双地域等における介護サービス提供体制の確保等(5億円) 等

産業・生業(なりわい)の再生

観光復興や人材確保、水産業の販路開拓等のソフト支援に引き続き注力。福島については、福島県農林水産業の再生、福島イノベーション・コースト構想の推進、原子力災害被災12市町村における事業再開・新規立地等に引き続き取り組む。

- 東日本大震災事業者再生支援機構への出資金(100億円)
- ・中小企業組合等共同施設等災害復旧事業(150億円)
- ・観光復興関連事業(50億円) ・被災地の人材確保対策事業(10億円)
- ・復興水産加工業等販路回復促進事業(13億円)
- 福島県農林水産業再生総合事業(風評の払拭等)(47億円)
- ・福島県営農再開支援事業(130億円) ●福島イノベーション・コースト構想関連事業(135億円)
- ・原子力災害による被災事業者の自立等支援事業(16億円)
- ・自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金(80億円) 等

住宅再建・復興まちづくり

住宅再建に関する事業の進展等を踏まえつつ、復興まちづくりを進めるほか、復興道路・復興支援道路をはじめとする社会インフラの整備を推進。

- ・復興道路・復興支援道路の整備(2,090億円)
- ・東日本大震災復興交付金(805億円)
- ・災害復旧事業(2,064億円)
- ・社会資本整備総合交付金(復興)(961億円)
- ・農山漁村整備(225億円)
- 森林整備事業(63億円) 等

原子力災害からの復興・再生

避難指示が解除された区域での生活再開に必要な環境整備等を実施するとともに、風評払拭及び放射線に関するリスクコミュニケーションの取組を強化。また、中間貯蔵施設の整備等を着実に推進。

- ・福島再生加速化交付金(828億円) ・特定復興再生拠点整備事業(690億円)
- ・福島生活環境整備・帰還再生加速事業(150億円)
- ・帰還困難区域等における鳥獣捕獲等緊急対策事業(4億円) ●鳥獣被害対策: 計20億円程度を想定
- ・帰還困難区域の入域管理・被ばく管理等(56億円)
- 福島県浜通り地域等の教育再生(40億円)
- 放射線リスクに関する情報発信(5億円の内数)
- ・中間貯蔵施設整備 放射性物質汚染廃棄物処理 除去土壌等の適正管理等(5,467億円) 等

※上記のほか、「新しい東北」の創造(8億円)、調整費(2億円)、復興庁一般行政経費等(55億円)を計上

3-1 復興関連予算

区分	平成28年度		平成29年度	平成30年度
	当初予算額(億円)	補正予算額(億円)	当初予算額(億円)	当初予算額(億円)
被災者支援	1,126	-	1,124	768
生活支援	524	-	366	275
教育・医療・福祉	556	-	713	447
救助活動	11	-	7	7
その他	35	-	38	39
住宅再建・復興まちづくり	11,318	637	7,698	6,996
災害廃棄物等処理	248	9	72	33
公共事業(災害復旧)	4,525	-	2,270	1,916
施設等の災害復旧等	568	-	329	148
復興に向けた公共事業等	4,500	628	4,502	4,094
東日本大震災復興交付金	1,477	-	525	805
産業・生業(なりわい)の再生	1,362	79	1,052	1,052
産業振興	1,283	79	1,023	1,026
災害関連融資	243	-	216	161
東日本大震災事業者再生支援機構への出資金	-	-	-	100
中小企業への支援・立地補助事業等	663	-	434	263
農林水産業の復興支援	142	70	160	295
観光復興	50	8	51	50
福島イノベーション・コースト構想関連	145	-	101	135
被災事業者支援	13	2	54	16
研究開発・再生エネルギー等	15	-	7	6
雇用の確保	83	-	29	25
その他	8	-	-	1
原子力災害からの復興・再生	10,167	3,307	8,209	7,477
風評被害対策・食の安全確保等	128	-	100	98
除染等	8,855	3,307	6,699	5,585
研究開発拠点整備等	11	-	11	9
ふるさとの復活	1,087	-	1,297	1,669
その他	85	-	102	116
東日本大震災復興推進調整費	15	-	8	2
「新しい東北」先導モデル事業等	10	-	9	8
地方交付税交付金	3,478	165	3,425	3,252
全国防災対策費	2	-	0	-
その他	4,992	1,272	5,372	4,038
合計	32,469	5,460	26,896	23,593

※ 計数については、単位未満を切り捨てているため、合計とは一致しない。

3-1 平成28年度 復興予算の執行状況

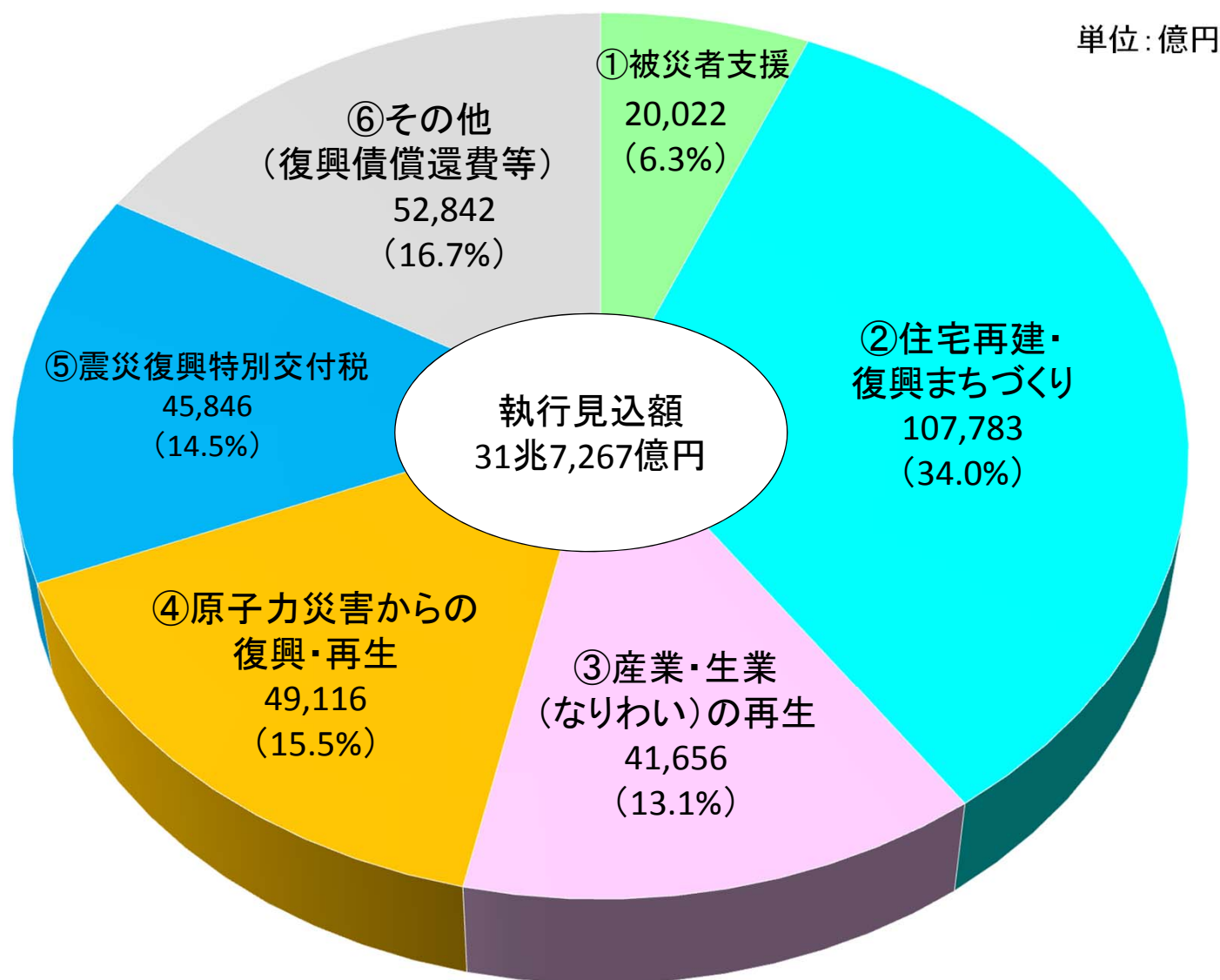
(単位: 億円)

区 分	歳出 予算現額 (A)	支出済 歳出額 (B)	翌年度 繰越額 (C)	不用額 (D)=(A-B-C)	執行率 (B)/(A)	執行見込率 (B)+(C)/(A)	不用率 (D)/(A)
被災者支援	1,088	847	30	211	77.8%	80.6%	19.4%
生活支援	509	343	30	135	67.5%	73.5%	26.5%
教育・医療・福祉	547	474	-	73	86.6%	86.6%	13.4%
救助活動	8	7	-	0	89.1%	89.1%	10.9%
その他	22	21	-	1	93.8%	93.8%	6.2%
住宅再建・復興まちづくり	21,880	11,250	8,265	2,363	51.4%	89.2%	10.8%
災害廃棄物等処理	314	249	20	44	79.4%	85.9%	14.1%
公共事業(災害復旧)	8,939	4,239	4,049	650	47.4%	92.7%	7.3%
施設等の災害復旧等	883	487	313	83	55.1%	90.6%	9.4%
復興に向けた公共事業等	7,720	4,636	2,951	132	60.1%	98.3%	1.7%
東日本大震災復興交付金	4,021	1,637	931	1,453	40.7%	63.9%	36.1%
産業・生業(なりわい)の再生	1,899	1,108	524	265	58.4%	86.0%	14.0%
産業振興	1,837	1,054	524	257	57.4%	86.0%	14.0%
災害関連融資	236	229	-	6	97.2%	97.2%	2.8%
中小企業への支援・立地補助事業等	1,182	504	479	199	42.7%	83.2%	16.8%
農林水産業の復興支援	187	127	34	25	68.2%	86.6%	13.4%
観光復興	60	48	8	3	80.3%	95.0%	5.0%
イノベーション・コースト構想関連	45	27	1	16	60.8%	63.1%	36.9%
原子力災害による被災事業者の自立支援事業	83	78	0	4	93.9%	95.1%	4.9%
研究開発・再生エネルギー等	41	38	-	3	92.4%	92.4%	7.6%
雇用の確保	54	46	-	7	85.8%	85.8%	14.2%
その他	8	7	-	0	98.4%	98.4%	1.6%
原子力災害からの復興・再生	14,902	10,992	2,579	1,329	73.8%	91.1%	8.9%
風評被害対策・食の安全確保等	119	94	-	24	79.5%	79.5%	20.5%
除染等	13,617	10,122	2,448	1,045	74.3%	92.3%	7.7%
研究開発拠点整備等	33	31	-	1	94.5%	94.5%	5.5%
ふるさとの復活	1,043	695	101	246	66.7%	76.4%	23.6%
その他	88	47	29	11	54.2%	87.2%	12.8%
震災復興特別交付税	3,429	3,429	-	-	100.0%	100.0%	0.0%
その他(復興債償還費等)	3,145	1,980	26	1,139	63.0%	63.8%	36.2%
合計	46,345	29,609	11,426	5,309	63.9%	88.5%	11.5%

※1 計数については、単位未満を切り捨てているため、合計とは一致しない。

※2 計数については、平成26年度復興特会予算繰越分、平成27年度復興特会予算繰越分及び平成28年度復興特会予算分の合計である。

3-1 復興関連予算の執行内容（平成23～28年度）



※執行見込額は、復興財源フレーム対象経費に加え、東京電力への求償対象経費、復興債償還費等を含む。

3-2 福島復興に向けた予算等①（概要）

26年度予算	26年度補正予算	27年度予算
(1) インフラ整備 ◎東日本大震災復興交付金 3,638億円 ◎災害復旧事業 5,855億円 ◎復興関係公共事業 3,561億円	(1) 福島復興・再生の加速 ○中間貯蔵施設等に係る交付金 1,500億円 ○原子力災害からの福島復興交付金 1,000億円	(1) 福島復興・再生の加速 ○福島再生加速化交付金 1,056億円 ○福島生活環境整備・帰還再生加速事業 68億円 等
(2) 産業振興・雇用 ◎津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金 300億円 ◎グループ補助金 221億円 ◎災害関連融資 221億円 ◎東日本大震災農業生産対策交付金 75億円 ◎復興特区支援利子補給金 13億円 ○避難解除等区域生活環境整備事業 19億円 ○再生可能エネルギー導入支援（福島県市民交流型再生可能エネルギー導入促進事業等）17億円 ○再生可能エネルギー関係研究開発等 29億円 ◎農産物等消費応援事業 1億円 ○福島県における観光関連復興支援 4億円	(2) 地域再生(まちの復旧・復興、被災者支援) ◎公立学校施設災害復旧費 74億円 ○廃棄物処理施設災害復旧事業費補助 18億円 等	(2) 地域再生(まちの復旧・復興、被災者支援) ◎災害復旧事業 5,794億円 ◎東日本大震災復興交付金 3,173億円 ◎被災者生活再建支援金補助金 190億円 等
(3) 除染・健康管理等 ◎放射性物質により汚染された土壌等の除染 2,582億円 ◎放射性物質汚染廃棄物処理事業 1,330億円 ○中間貯蔵施設の整備 1,012億円		(3) 安全・安心な生活環境の実現 ◎放射性物質により汚染された土壌等の除染 4,174億円 ◎放射性物質汚染廃棄物処理事業等金 1,387億円 ○原子力被災者環境放射線モニタリング対策関連交付金 9億円 ◎地方消費者行政推進事業 5億円 等
(4) 新たな課題への対応 ○福島再生加速化交付金 1,088億円 「長期避難者への支援から早期帰還への対応まで」を一括する、より使い勝手の良い新たな交付金による取組を強化。 ○生活環境向上対策 ○社会福祉施設整備 ○健康管理・健康不安対策 ○農林水産業支援 ○生活拠点整備 ○商工業支援		(4) 地域経済の再生等 ◎中小企業組合等共同施設等災害復旧事業 400億円 ◎津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金 360億円 ◎事業復興型雇用創出事業 122億円 ◎震災等対応雇用支援事業 107億円 ○再生可能エネルギー発電設備等導入促進復興支援事業 37億円 ○再エネ・医療等の支援・研究・拠点整備等 50億円 ○福島産農産物等戦略的情報発信事業 16億円 ○福島県における観光関連復興支援事業 4億円 ◎農産物等消費応援事業 1億円 等

(注)◎については被災県の合計であり、その一定部分が福島県で実施される。

3-2 福島復興に向けた予算等②（概要）

27年度補正予算	28年度予算	28年度補正予算
	（１）長期避難者の支援、早期帰還の支援等 ○福島再生加速化交付金 1,012億円 ○福島生活環境整備・帰還再生加速事業 76億円	
	（２）地域再生（被災者支援、住宅再建・復興まちづくり） ◎災害復旧事業 5,093億円 ◎東日本大震災復興交付金 1,477億円 ◎被災者支援総合交付金 220億円 ◎被災者生活再建支援金補助金 189億円 等	○復興まちづくり ◎復興道路・復興支援道路の整備加速化 589億円 ◎復興を支える港湾施設（防波堤等）の整備加速化 38億円 ◎災害廃棄物処理 9億円
1. 安心・安全な生活環境の実現 ◎放射性物質により汚染された土壌等の除染を加速 783億円 除染特別地域内の関東・東北豪雨の被災箇所への対応 (66億円) 地方公共団体による除染等の措置等に対する財政措置 (717億円)	（３）安全・安心な生活環境の実現等 ◎放射性物質により汚染された土壌等の除染 5,249億円 ◎放射性物質汚染廃棄物処理事業等 2,140億円 ◎中間貯蔵施設の整備等 1,346億円 ◎放射性物質環境汚染状況監視等調査研究 14億円 ◎福島県双葉郡中高一貫校設置事業 26億円 等	○原子力災害からの復興・再生 ◎放射性物質により汚染された土壌等の除染の実施 3,307億円
2. 地域経済の再生 ◎原子力災害による被災事業者の自立支援事業 228億円 ○東北の観光復興に関する取組の強化 東北観光復興対策調査 1億円 「新しい東北」交流拡大モデル事業 1.8億円 ○被災地の水産加工品販路開拓に関する取組の強化 「新しい東北」輸出拡大モデル事業 1.8億円	（４）地域経済の再生、「12市町村の将来像」関連等 ◎中小企業組合等共同施設等災害復旧事業 290億円 ◎観光復興関連事業 50億円 ◎事業復興型雇用支援事業 41億円 ◎復興特区支援利子補給金 19億円 ○自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金 320億円 ○原子力災害対応雇用支援事業 42億円 ○原子力災害による被災事業者の自立支援事業 13億円 ○福島12市町村の将来像実現のための調査・推進事業 1億円 ○イノベーション・コースト構想関連事業 145億円 ○福島発農産物等戦略的情報発信事業 16億円 等	○産業・生業（なりわい）の再生 ◎東北地方へのインバウンド推進による観光復興 8億円 ○原子力被災12市町村における営農再開支援 70億円 ○原子力災害被災地域における創業等支援 2億円

（注）◎については被災県の合計であり、その一部分が福島県で実施される。

3-2 福島復興に向けた予算等③ (概要)

29年度予算	30年度概算決定
(1) 長期避難者の支援、早期帰還の支援等 ○福島再生加速化交付金 807億円 ○特定復興再生拠点整備事業(仮称) 309億円 ○福島生活環境整備・帰還再生加速事業 181億円	(1) 長期避難者の支援、早期帰還の支援等 ○福島再生加速化交付金 828億円 ○特定復興拠点整備事業 690億円 ○福島生活環境整備・帰還再生加速事業 150億円
(2) 地域再生(被災者支援、住宅再建・復興まちづくり) ◎被災者支援総合交付金 200億円 ◎被災者生活再建支援金補助金 135億円 ◎東日本大震災復興交付金 525億円 ◎災害復旧事業 2,599億円 等	(2) 地域再生(被災者支援、住宅再建・復興まちづくり) ◎被災者支援総合交付金 190億円 ◎被災者生活再建支援金補助金 108億円 ◎東日本大震災復興交付金 805億円 ◎災害復旧事業 2,064億円 等
(3) 安全・安心な生活環境の実現等 ◎除去土壌等の適正管理・搬出等 2,855億円 ◎放射性物質汚染廃棄物処理事業等 1,851億円 ○中間貯蔵施設の整備等 1,876億円 ○放射性物質環境汚染状況監視等調査研究 13億円 ○福島県双葉郡中高一貫校設置事業 26億円 等	(3) 安全・安心な生活環境の実現等 ◎除去土壌等の適正管理・搬出等 1,212億円 ◎放射性物質汚染廃棄物処理事業等 1,455億円 ○中間貯蔵施設の整備等 2,799億円 ○放射性物質環境汚染状況監視等調査研究 13億円 ○福島県双葉郡中高一貫校設置事業 36億円 等
(4) 地域経済の再生、イノベーション・コスト・風評関連等 ◎中小企業組合等共同施設等災害復旧事業 210億円 ◎観光復興関連事業 51億円 ◎復興特区支援利子補給金 19億円 ○原子力災害対応雇用支援事業 19億円 ○原子力災害による被災事業者の自立支援事業 54億円 ○福島12市町村の将来像実現のための調査・推進事業 2億円 ○イノベーション・コスト構想関連事業 101億円 ○福島県農林水産業再生総合事業 47億円 等	(4) 地域経済の再生、イノベーション・コスト・風評関連等 ◎中小企業組合等共同施設等災害復旧事業 150億円 ◎観光復興関連事業 50億円 ◎復興特区支援利子補給金 15億円 ○福島県営農再開支援事業 130億円 ○原子力災害対応雇用支援事業 15億円 ○原子力災害による被災事業者の自立支援事業 16億円 ○福島12市町村の将来像実現のための調査・推進事業 2億円 ○イノベーション・コスト構想関連事業 135億円 ○福島県農林水産業再生総合事業 47億円 等

(注)◎については被災県の合計であり、その一部分が福島県で実施される。

3-2 福島復興に向けた予算等④（平成30年度概算決定のポイント）

○「復興・創生期間」に入り、さらなる福島の復興加速化に向け、「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針」の考え方に沿って各種事業を推進。また、福島県・市町村の現場の状況やニーズ等を最大限に踏まえながら予算案を決定。

1. 長期避難者の支援、早期帰還の支援等

【1,669億円（1,297億円）】

○福島再生加速化交付金 【828億円（807億円）】

「長期避難者への支援から早期帰還への対応まで」を一括する本交付金により、福島の再生を加速。長期避難者の生活拠点の確保や、帰還促進のための生活拠点整備等を支援。

○復興拠点整備関係（帰還困難区域関係）

【690億円（309億円）】

帰還困難区域の特定復興再生拠点整備に係るインフラ整備、除染・家屋解体費用等を実施。※インフラ等整備事業（福島再生加速化交付金内数）、特定復興再生拠点整備事業（690億円）

○福島生活環境整備・帰還再生加速事業【150億円（181億円）】

公共施設・公益的施設の機能回復を行うとともに、避難解除等区域への住民の帰還を加速するための取組や直ちに帰還できない区域への将来の帰還に向けた荒廃抑制・保全対策を促進。

2. 地域再生（被災者支援、住宅再建・復興まちづくり

【7,763億円の内数（8,821億円の内数）】

- ・被災者支援総合交付金【190（200）】※
- ・被災者生活再建支援金補助金【108（135）】※
- ・社会資本整備総合交付金（復興）【961（1,090）】※
- ・東日本大震災復興交付金【805（525）】※
- ・災害復旧事業【2,064（2,599）】※
- ・被災者の心のケア支援事業【18（14）】※
- ・長期避難者の早期帰還のための介護サービス提供体制助成事業等【5（1）】等

3. 安全・安心な生活環境の実現等

【5,802億円の内数（6,909億円の内数）】

①汚染廃棄物等の適正な処理 【5,585億円（6,699億円）】

- ・中間貯蔵施設の整備等【2,799（1,876）】等

②放射線モニタリング・リスクコミュニケーション等 【40億円（37億円）】

- ・放射線リスクに関する情報発信（再掲）
- 【被災地復興に向けた情報提供と復興施策の理解促進（5）の内数（新規）】等

③地域の生活環境の改善 【177億円（174億円）】

- ・福島県双葉郡中高一貫校設置事業【36（26）】
- ・帰還困難区域等における鳥獣捕獲等緊急対策事業【4（2）】
- ※鳥獣被害対策：福島生環・加速事業（150）の内数との合計20億円程度 等

4. 地域経済の再生、イノベーション・コースト、風評関連等

【1,058億円の内数（1,054億円の内数）】

①地域経済の再生等 【821億円（853億円）】

- ・中小企業組合等共同施設等災害復旧事業【150（210）】※
- ・自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金【80（185）】
- ・福島県営農再開支援事業【130（-）】等

②福島イノベーション・コースト構想関連事業等 【136億円（103億円）】

③風評払拭・農林水産業・観光関連 【101億円（98億円）】

- ・福島県農林水産業再生総合事業【47（47）】
- ・観光復興関連事業【50（51）】※
- ・地域の魅力等発信基盤整備事業【2（新規）】等

（備考1）復興庁一括計上予算のうち「原子力災害からの復興・再生」の総額は、7,477億円（29年度予算：8,209億円）。

（備考2）※の予算額は被災県等の合計であり、その一定部分が福島県に関連するもの。斜体の事業は「原子力災害からの復興・再生」予算以外に区分される事業。

（備考3）本ペーパーは、平成30年度復興庁概算決定のポイントを編集・加工したもの。

30年度概算決定 29年度
【〇〇（〇〇）】 当初
※単位：億円

3-3 被災自治体に対する東日本大震災に係る復旧・復興事業における 主な財政的支援

復旧事業

国庫補助	地方負担
➤ 補助率のかさ上げ (例) 公共土木施設等・・・8～9割(阪神・淡路大震災時は8割) ➤ 補助の算定方法の特例 公共土木施設等は総合負担軽減方式で算定(プール方式:各施設の災害復旧事業費を合算し補助率算出) ➤ 補助対象施設の拡大 市町村仮庁舎、介護老人保健施設等も補助(阪神・淡路大震災では対象外)	➤ 地方負担は、原則、全額を震災復興特別交付税で措置 (通常の災害では地方債を発行)

復興事業

国庫補助	地方負担
【復興交付金】 ➤ 復興地域づくりに必要なハード事業(5省40事業)を一括化(地方負担分の5割を追加的に国庫補助) ➤ 基幹事業に関連し実施する用途の自由度の高い効果促進事業等により、ハード・ソフト事業二重に対応(補助率8割) 【福島の復興・再生に向けた交付金】 ➤ 帰還を加速するための支援事業、復興公営住宅整備等長期避難者のコミュニティ維持のための事業、中通り等の子どものための全天候型運動施設整備等の事業 【その他】 ➤ 社会資本整備総合交付金、農山漁村地域整備交付金等の復興枠による支援 ➤ 地域経済の核となる中小企業等グループの施設の復旧等のためグループ補助金を創設 ➤ 既存の制度・予算での対応が困難な「制度の隙間」に対応するための復興推進調整費の創設	➤ 地方負担は、原則、全額を震災復興特別交付税で措置 (通常の災害では地方債を発行する等により対応)

その他

- 中長期職員派遣、職員採用等の単独事業、地方税等の減収に対する震災復興特別交付税措置
- 取崩し型復興基金の創設(23年度2次補正(特別交付税の増額))、津波被災地域の住民の定着促進のため基金の積み増し等(24年度補正(震災復興特別交付税の増額))

3-4 復興特区制度①（全体・復興推進計画）

根拠：東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）

復興特別区域基本方針（閣議決定）

地域の発意・創意工夫により、地域限定の思い切った措置（税・財政・金融上の特例や規制・手続の特例等）を総合的にワンストップで適用

対象区域：東日本大震災に際し災害救助法が適用された市町村の区域等で以下の計画が策定された区域

税制、金融、規制等の特例
（復興推進計画）

計画主体：県・市町村が単独又は共同

被災地の土地利用再編
（復興整備計画）

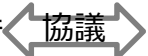
計画主体：市町村が単独又は県と共同

復興交付金
（復興交付金事業計画）

計画主体：市町村が単独又は県と共同

復興産業集積区域・復興居住区域・復興特定区域の設定

内閣総理大臣認定

復興庁  関係各省

事業の実施・特例の適用

税制上の特例（主なもの）

期限：32年度末

被災地の雇用機会確保のため戦略的に特定の業種の集積を促進

- ・機械・建物等の投資に係る特別償却又は税額控除
- ・被災雇用者に対する給与等支給額の一部税額控除
- ・新規立地促進税制（再投資等準備金及び特別償却）
- ・研究開発税制（特別償却及び税額控除）
- ・地方税の課税免除・不均一課税に係る減収補てん措置

被災者向け優良賃貸住宅の建設を促進

- ・特別償却又は税額控除

金融上の特例

復興の中核となる民間事業の支援

（復興特区支援利子補給金）
・指定金融機関に対する利子補給金の支給（5年
間 0.7%以内）
平成30年度予算額：15.2億円

規制・手続等の特例（主なもの）

住宅の確保

- ・公営住宅入居資格要件特例の期間延長

産業活性化・立地促進

- ・応急仮設店舗等の存続期間の延長
- ・工場立地の緑地規制の緩和

医療・福祉等のサービス確保

- ・被災地における医療・介護・福祉サービスに関する基準の弾力化

3-4 復興特区制度②（復興推進計画の認定状況）

- 規制・手続き等の特例に係る計画は40計画、税制上の特例に係る計画は29計画、金融上の特例に係る計画は174計画認定（※1）。
- 県別では、岩手県で33計画、宮城県で74計画、福島県で96計画等となっている（※2）。

平成30年3月末現在

	青森	岩手	宮城	福島	茨城	栃木	千葉	合計
規制・手続き等の特例	1	7	18	6	6	1	2	41
税制上の特例	1	7	16	4	1	0	0	29
金融上の特例	9	19	40	86	20	0	0	174
県合計	11 (10)	33 (32)	74 (72)	96	27 (26)	1	2	244 (239)

※1 一つの復興推進計画に複数の特例が盛り込まれている場合には、該当する特例の数を計上した。

※2 県合計の下段の括弧内の数値は複数の特例に該当する重複を排除し、当該県内で認定された復興推進計画の数を表記したもの。

3-4 復興特区制度③（復興整備計画）

根拠：東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）

復興特別区域基本方針（閣議決定）

地域の発意・創意工夫により、地域限定の思い切った措置（税・財政・金融上の特例や規制・手続の特例）を総合的にワンストップで適用

対象区域：東日本大震災に際し災害救助法が適用された市町村の区域等で以下の計画が策定された区域

税制、金融、規制等の特例
（復興推進計画）

計画主体：県・市町村が単独又は共同

被災地の土地利用再編
（復興整備計画）

計画主体：市町村が単独又は県と共同

復興交付金
（復興交付金事業計画）

計画主体：市町村が単独又は県と共同

復興整備協議会（関係県・市町村等）

計画の公表（特例の発効）

必要に応じて国や学識経験者等が協議会の構成員として加わり、協議・同意を経て、計画を確定

事業の実施・特例の適用

土地利用再編の特例（主なもの）

事業実施に必要な許可の基準、事業要件等の緩和

- ・市街化調整区域における開発行為、農地転用等について特例的に許可
- ・市街化調整区域における地方公共団体による土地区画整理事業の実施
- ・防災集団移転促進事業の拡充
- ・県営土地改良事業の拡充

事業実施に必要な複数の許可手続等のワンストップ化

- ・開発行為、農地転用の許可手続
- ・都市計画、農用地利用計画等の決定・変更手続
- ・集団移転促進事業、土地改良事業等の事業計画の作成手続

用地確保の円滑化

- ・土地収用手続の更なる迅速化
 - 事業認定手続短縮
 - 裁決申請と土地調書等確定の並行処理
 - 土地収用法の緊急使用による工事着手前倒し
- ・収用対象となる集団住宅整備の拡大（50戸以上→5戸以上）

3-4 復興特区制度④（復興整備計画の活用状況）

（平成30年4月27日現在）

地域	対象市町村	事業施行地区	復興整備事業の内容	主な許認可等の特例
岩手	○計12市町村 （宮古市、大船渡市、久慈市、 陸前高田市、釜石市、山田町、 大槌町、岩泉町、田野畑村、 普代村、野田村、洋野町）	計196地区	・市街地開発事業 （宮古市等の計21地区） ・集団移転促進事業 （宮古市等の計45地区） ・都市施設の整備に関する事業 （宮古市等の計77地区） ・小規模団地住宅施設整備事業 （大槌町の計7地区） ・土地改良事業 （釜石市等の計3地区） ・その他施設（災害公営住宅等）の整備に関する事業 （宮古市等の計78地区）	・農地法の転用許可みなし （宮古市等の計59地区） ・都市計画法の事業認可みなし （大船渡市等の計4地区）
宮城	○計14市町 （仙台市、石巻市、塩竈市、 気仙沼市、名取市、多賀城市、 岩沼市、東松島市、亘理町、 山元町、七ヶ浜町、利府町、 女川町、南三陸町）	計428地区	・市街地開発事業 （石巻市等の計32地区） ・集団移転促進事業 （仙台市等の計194地区） ・都市施設の整備に関する事業 （石巻市等の計69地区） ・土地改良事業 （南三陸町の計2地区） ・その他施設（災害公営住宅等）の整備に関する事業 （仙台市等の計163地区）	・農地法の転用許可みなし （仙台市等の計214地区） ・都市計画法の開発許可みなし （石巻市等の計157地区） ・自然公園法の建設許可等みなし （石巻市等の計36地区）
福島	○計13市町村 （いわき市、相馬市、南相馬市、 川俣町、広野町、楡葉町、 富岡町、川内村、大熊町、 双葉町、浪江町、新地町、 飯舘村）	計251地区	・市街地開発事業 （いわき市等の計7地区） ・集団移転促進事業 （いわき市等の計53地区） ・都市施設の整備に関する事業 （いわき市等の計76地区） ・小規模団地住宅施設整備事業（いわき市の計3地区） ・土地改良事業 （相馬市等の計13地区） ・造成宅地滑動崩落対策事業（楡葉町の計1地区） ・その他施設（災害公営住宅等）の整備に関する事業 （いわき市等の計111地区）	・農地法の転用許可みなし （いわき市等の計120地区） ・都市計画法の開発許可みなし （いわき市等の計21地区）

※ 1つの地区で複数の事業を実施している場合があるため、「事業施行地区」欄の地区数と「復興整備事業の内容」欄の地区数の合計とは、必ずしも一致しない。

3-5 復興交付金①

- 復興交付金は、復興特区法に基づき、東日本大震災により著しい被害を受けた地域における復興地域づくりに必要な事業を一括化し、一つの事業計画の提出により、被災地方公共団体へ交付金を交付するものであり、被災地の復興を支える中核的な制度。
- 関連する事業の一括化のほか、自由度の高い効果促進事業、地方負担の手当て、基金の活用等、過去の震災への対応にはない極めて柔軟な仕組み。

基幹事業

- ・被災地方公共団体の復興地域づくりに必要なハード事業を幅広く一括化（5省40事業→右表参照）

効果促進事業等（関連事業）

- ・基幹事業に関連して自主的かつ主体的に実施する事業
- ・使途の自由度の高い資金により、ハード・ソフト事業ニーズに対応（補助率80%、基幹事業の事業費の35%が上限）

地方負担の軽減

- ・基幹事業に係る地方負担分の50%を追加的に国庫補助
- ・なお生じる地方負担は地方交付税の加算により全額手当て※

※28年度以降に計上された復興交付金予算を財源として実施された効果促進事業については、地方負担の95%を手当て。

執行の弾力化・手続の簡素化

- ・市町村の復興交付金事業計画全体（関連する県事業を含む）をパッケージで復興局、支所等に提出
- ・基金の設置、交付・繰越・変更等の諸手続の簡素化

参考：東日本大震災復興特別区域法（抄）

第77条 特定地方公共団体である市町村（以下この章において「特定市町村」という。）は単独で、又は、特定市町村と当該特定市町村の存する都道府県（次節において「特定都道府県」という。）は共同して、東日本大震災により、相当数の住宅、公共施設その他の施設の滅失又は損壊等の著しい被害を受けた地域の円滑かつ迅速な復興のために実施する必要がある事業に関する計画（以下この章において「復興交付金事業計画」という。）を作成することができる。

文部科学省	
1	公立学校施設整備費国庫負担事業（公立小中学校等の新増築・統合）
2	学校施設環境改善事業（公立学校の耐震化等）
3	幼稚園等の複合化・多機能化推進事業
4	埋蔵文化財発掘調査事業
厚生労働省	
5	医療施設耐震化事業
6	介護基盤復興まちづくり整備事業（「定期巡回・随時対応サービス」や「訪問看護ステーション」の整備等）
7	保育所等の複合化・多機能化推進事業
農林水産省	
8	農山漁村地域復興基盤総合整備事業（集落排水等の集落基盤、農地等の生産基盤整備等）
9	農山漁村活性化プロジェクト支援（復興対策）事業（被災した生産施設、生活環境施設、地域間交流拠点整備等）
10	震災対策・戦略作物生産基盤整備事業（麦・大豆等の生産に必要な水利施設整備等）
11	被災地域農業復興総合支援事業（農業用施設整備等）
12	漁業集落防災機能強化事業（漁業集落地盤高上げ、生活基盤整備等）
13	漁港施設機能強化事業（漁港施設用地高上げ、排水対策等）
14	水産業共同利用施設復興整備事業（水産業共同利用施設、漁港施設、放流用種苗生産施設整備等）
15	農林水産関係試験研究機関緊急整備事業
16	木質バイオマス施設等緊急整備事業
国土交通省	
17	道路事業（市街地相互の接続道路等）
18	道路事業（高台移転等に伴う道路整備（区画整理））
19	道路事業（道路の防災・震災対策等）
20	災害公営住宅整備事業等（災害公営住宅の整備、災害公営住宅に係る用地取得造成等）
21	災害公営住宅家賃低廉化事業
22	東日本大震災特別家賃低減事業
23	公営住宅等ストック総合改善事業（耐震改修、エレベーター改修）
24	住宅地区改良事業（不良住宅除却、改良住宅の建設等）
25	小規模住宅地区改良事業（不良住宅除却、小規模改良住宅の建設等）
26	住宅市街地総合整備事業（住宅市街地の再生・整備）
27	優良建築物等整備事業
28	住宅・建築物安全ストック形成事業（住宅・建築物耐震改修事業）
29	住宅・建築物安全ストック形成事業（がけ地近接等危険住宅移転事業）
30	造成宅地滑動崩落緊急対策事業
31	津波復興拠点整備事業
32	市街地再開発事業
33	都市再生区画整理事業（被災市街地復興土地区画整理事業等）
34	都市再生区画整理事業（市街地液状化対策事業）
35	都市防災推進事業（市街地液状化対策事業）
36	都市防災推進事業（都市防災総合推進事業）
37	下水道事業
38	都市公園事業
39	防災集団移転促進事業
環境省	
40	低炭素社会対応型浄化槽等集中導入事業

3-5 復興交付金②

- 復興交付金は、被災地の要望を踏まえ、随時、制度の見直しを実施し、運用を柔軟化。
(申請書類の削減、交付決定前着手の創設、効果促進事業の一括配分の創設・運用の弾力化 等)

効果促進事業の一括配分

- 第2回配分(24年5月25日)にあわせ、効果促進事業の一括配分を創設。
- 復興まちづくりの根幹をなす事業(※)には、幅広い関連事業が存在。交付手続の簡素化及び機動的な事業の実施のため、効果促進事業の予算の一定割合(基幹事業の配分額の20%)を予め先渡し。
- 県及び市町村は、使途内訳書の提出により、個別事業の交付申請・交付決定を経ず、迅速な事業実施が可能。
(※)漁業集落防災機能強化事業、災害公営住宅整備事業、津波復興拠点整備事業、市街地再開発事業、都市再生区画整理事業、防災集団移転促進事業

復興交付金の運用の柔軟化

- 第5回配分(25年3月8日)にあわせ、復興のステージの高まりに応じた復興交付金の運用の柔軟化を実施。
 - ① 基幹事業及び効果促進事業の採択対象の拡大(防災拠点施設や駅前駐輪場整備等)
 - ② 効果促進事業の運用の弾力化(一括配分に関し、使途の限定を廃止)

復興交付金の活用促進の方針

- 第10回配分(26年11月25日)にあわせ、災害公営住宅への入居や高台団地の引き渡しの段階へ移行しつつある状況を踏まえ、復興交付金の活用により、今後の復興の仕上げを見据えた被災地の取組を弾力的に支援する方針を公表。
 - 1 住宅供給の本格化に伴う新たな生活の立ち上げへの機動的な支援
 - ・効果促進事業の一括配分の対象となる基幹事業に災害公営住宅整備事業を追加
 - ・効果促進事業の一括配分の対象となる事業費の上限の引上げ(1億円⇒3億円)
 - 2 市町村による追悼・祈念施設整備への対応
 - 3 防集移転元地を活かした地域資源活用型復興の推進

平成28年度以降5年間(復興・創生期間)の復興事業について(27年6月24日復興推進会議決定)

- 一括配分について、一事業当たりの事業費の上限(3億円)を撤廃し、配分額の上限を引き上げる(250億円⇒500億円)。
- 効果促進事業により実施可能な事業メニューのパッケージ化と担当者の設置により、効果促進事業の活用を促進する。
⇒「地域の課題への対応強化のための効果促進事業の活用の促進に向けたパッケージ」を公表。(27年6月26日公表、28年4月26日、29年6月23日改訂)

自治体負担の導入(平成28年3月29日付け復興庁事務連絡)

- 28年度以降に計上された復興交付金予算を財源として実施された効果促進事業について、事業費の1%を自治体負担の対象とすることを決定・周知。

復興交付金(効果促進事業)の活用について

- 28年4月26日に、震災復興が新たなステージに入っている中で、新たに顕在化している地域の課題に対応すべく、復旧・復興事業により損壊した道路舗装の補修、被災地における観光振興、離半島部等における暮らしの再建支援について、復興交付金(効果促進事業)の対象として明確化。
- 29年6月23日に、移転先団地等における新たなコミュニティ形成への支援、土地の利活用に資する取組への支援について、復興交付金(効果促進事業)の対象として明確化。

3-5 復興交付金③

- 基幹事業は、復興地域づくりに必要となる事業を一括化して実施。これまで、住まいの確保に関する事業を中心に、道路事業、水産・漁港関連事業、下水道事業、農地整備事業等に多く配分。
- 効果促進事業は、基幹事業に関連し、被災地方公共団体が自主的かつ主体的に実施するもの。復興地域づくりの構想から防集跡地の利活用まで、復興のステージに応じた多様なニーズに対応。

基幹事業の活用事例

※金額は事業間流用後の事業費

住まいの確保

- ・災害公営住宅整備事業(63市町村、7,266億円)
- ・防災集団移転促進事業(28市町村、5,806億円)
- ・都市再生区画整理事業(22市町村、4,184億円)

生業の再建

- ・水産・漁港関連施設整備事業(36市町村、2,717億円)
- ・農地整備、農業用施設等整備事業(40市町村、2,124億円)

都市機能の形成

- ・津波復興拠点整備事業(17市町、1,356億円)
- ・道路事業(50市町村、5,195億円)
- ・下水道事業(27市町村、2,147億円)
- ・都市公園事業(21市町村、634億円)
- ・市街地液状化対策事業(12市、830億円) 等

教育環境の整備等

- ・公立学校等の施設整備・環境改善事業(22市町村、102億円)
- ・その他、保育所の整備、下水道区域外の浄化槽の設置等を実施

効果促進事業の活用事例

復興・創生期間におけるまちづくりの構想

- ・維持管理費の推計と市内の公共施設の整備計画の作成 等

基幹事業の工事の加速

- ・基幹事業と他事業との調整のためのコンサルタントの活用 等

地域の実情に沿ったまちづくりの実施

- ・具体的な利用見込みのある土地の嵩上げ
- ・津波避難監視カメラ、防災備蓄倉庫 等

災害公営住宅における新たな生活の立ち上げ

- ・防集団地内のコミュニティ施設 等

移転先団地等における住宅の自力再建の支援

- ・住宅再建に係る相談会の開催 等

まちなりわい・にぎわいの再生

- ・一次産品の新商品開発、産業用地や観光交流施設の整備 等

防集移転元地の利活用

- ・土地利用計画の検討・作成
- ・防集移転元地における広場、道路等の整備

震災遺構の保存等への対応

3-5 復興交付金④

- 23年度第3次補正予算から30年度予算までで、国費3兆4,078億円(事業費4兆2,377億円)を計上。
- これまでに20回の配分を行い、国費3兆1,459億円(事業費3兆9,331億円)を配分。

予算額の内訳

(単位:億円)

	国費	事業費
23年度第3次補正予算	15,612	19,307
24年度予算	2,868	3,584
25年度予算	5,918	7,397
25年度第1次補正予算	611	763
26年度予算	3,638	4,547
27年度予算	3,173	3,931
28年度予算(補正後)	930	1,165
29年度予算	525	655
30年度予算	805	1,027
合計	34,078	42,377

(参考)県毎の配分額の内訳

(単位:億円)

	国費	事業費
岩手県	8,432	10,498
宮城県	18,483	22,984
福島県	3,490	4,396
その他	1,053	1,453
合計	31,459	39,331

注)事業費はそれぞれ配分時、予算計上時点での金額

各回の配分額

(単位:億円)

	国費	事業費
第1回(24年3月2日)	2,510	3,055
第2回(24年5月25日)	2,612	3,165
第3回(24年8月24日)	1,435	1,806
第4回(24年11月30日)	7,148	8,803
第5回(25年3月8日)	1,997	2,538
第6回(25年6月25日)	527	632
第7回(25年11月29日)	1,832	2,338
第8回(26年3月7日)	2,142	2,616
第9回(26年6月24日)	542	702
第10回(26年11月25日)	3,365	4,242
第11回(27年2月27日)	1,538	2,037
第12回(27年6月25日)	544	735
第13回(27年12月1日)	1,345	1,667
第14回(28年2月29日)	1,187	1,487
第15回(28年6月24日)	172	210
第16回(28年12月1日)	779	991
第17回(29年2月28日)	688	873
第18回(29年6月23日)	55	74
第19回(29年12月1日)	722	942
第20回(30年2月28日)	319	418
合計	31,459	39,331

3-5 復興交付金⑤

- 復興交付金により整備したインフラは、地域の財産として、被災地方公共団体が維持・管理。
- 住民意向の変化や人口減少等を踏まえ、適時適切な事業内容となるよう、復興庁も助言し、被災地方公共団体において事業計画の見直しを実施。

- 高台移転等により新たな住宅団地を整備する場合には、住民意向の変化を踏まえ、事業規模の縮小にも対応。

※ 高台移転の計画戸数は約2万8千戸(24年12月末時点)から約1万8千戸(30年3月末時点)に縮小。

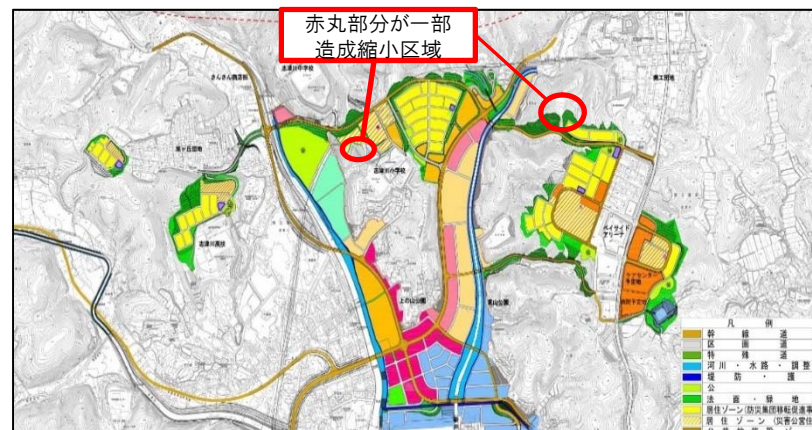
陸前高田市(中心部)

- 陸前高田市では、津波で被災した中心市街地で、高台移転や盛土造成による新たな市街地を整備。
- 当初計画策定後、住民意向の変化等を踏まえ、段階的に計画を見直し
(高台住宅地造成戸数:1,047戸(見直し前)⇒984戸(26年3月時点)⇒550戸(29年9月時点))。



南三陸町(志津川地区)

- 南三陸町では、津波で被災した志津川地区で、高台移転による新たな市街地を整備し、住宅や公共・公益施設を配置。
- 当初計画策定後、住民意向の変化等を踏まえ、段階的に計画を見直し。
(高台住宅地造成戸数:1,182戸(見直し前)⇒943戸(26年3月時点)⇒784戸(29年9月時点))



- 施設整備の場合も、必要性、市町村の人口動態や施設の利用者数、維持管理費等を考慮し、適切な規模を検討。

○女川町

- ・地域交流センターについて、旧公民館の面積を参考に、人口減少を加味し、旧公民館の約73%の規模(1,103m²)で整備。

○岩沼市

- ・防集移転団地のコミュニティセンターについて、利用人数等を勘案し、被災した集会所の総計面積の約74%の規模(850m²)で整備。

3-5 復興交付金⑥

主な市町村における復興交付金の活用事例(1)

①岩手県

※金額は事業間流用後の事業費

陸前高田市(配分額:事業費2,730億円)

- 土地区画整理事業(2地区:982億円)
- 防災集団移転促進事業(364億円)
- 災害公営住宅の整備(232億円)
- 復興まちづくりと一体となった道路整備(23事業、248億円)
- 津波復興拠点整備事業(2地区、222億円)
- 水産加工団地等における民間の水産加工場の整備等(58億円)
- 圃場整備事業(3地区、48億円)
- (その他、以下のようなきめ細かいニーズに対応)
- 土砂仮置き場整備事業(9億円)
- 災害公営住宅の下層階への生活利便施設の整備(1億円)
- 自治会館の整備(2億円) 等

釜石市(配分額:事業費1,781億円)

- 災害公営住宅の整備(421億円)
- 土地区画整理事業(4地区、267億円)
- 津波復興拠点整備事業(2地区、165億円)
- 復興まちづくりと一体となった道路整備(15事業、120億円)
- 水産加工団地及び民間水産加工場の整備(71億円)
- (その他、以下のようなきめ細かいニーズに対応)
- 復興拠点における駐車場の整備(6億円)
- 障がい者就労支援施設用地整備(0.6億円)
- 鵜住居地区の復興広場整備(17億円)
- 市営墓地の整備(0.2億円) 等

大槌町(配分額:事業費1,513億円)

- 防災集団移転促進事業(348億円)
- 災害公営住宅の整備(253億円)
- 水産加工団地及び民間水産加工場の整備(84億円)
- 復興まちづくりと一体となった道路整備(11事業、69億円)
- (その他、以下のようなきめ細かいニーズに対応)
- 町所有のさけますふ化場等の整備(7億円)
- 災害公営住宅のピロティ部分を駐車場等に整備(0.5億円)
- 中学校仮設運動場の整備(0.2億円)
- 震災遺構の保存調査(9百万円) 等

山田町(配分額:事業費1,460億円)

- 防災集団移転促進事業(352億円)
- 災害公営住宅の整備(236億円)
- 土地区画整理事業(5地区、189億円)
- 復興まちづくりと一体となった道路整備(20事業、214億円)
- 漁業集落防災機能強化事業(2地区、100億円)
- 津波復興拠点整備事業(90億円)
- 民間の水産加工場の整備(36億円)
- (その他、以下のようなきめ細かいニーズに対応)
- 水産加工施設再建に伴う設備導入支援(4億円)
- ボランティア等向けの簡易宿泊施設(トレーラーハウス)整備(0.3億円)
- 流出した砂浜再生に向けた調査(0.1億円) 等

大船渡市(配分額:事業費1,162億円)

- 災害公営住宅の整備(207億円)
- 防災集団移転促進事業(175億円)
- 復興まちづくりと一体となった道路整備(24事業、234億円)
- 民間の水産加工場整備、製氷施設整備、船揚場の嵩上げ等(99億円)
- 土地区画整理事業(106億円)
- 津波復興拠点整備事業(58億円)
- 学校施設関連(公立学校の新增築・統合、保育園の多機能化等、17億円)
- (その他、以下のようなきめ細かいニーズに対応)
- 地盤沈下地域の内水排除のための地盤嵩上げ(25億円)
- コミュニティ広場の整備(0.6億円)
- 魚市場共用施設(トイレ、シャワー室等)の整備(0.3億円) 等

宮古市(配分額:事業費1,134億円)

- 災害公営住宅の整備(205億円)
- 防災集団移転促進事業(167億円)
- 復興まちづくりと一体となった道路整備(16事業、211億円)
- 土地区画整理事業(2地区、116億円)
- 民間の水産加工場の整備、水産物卸売市場の整備(97億円)
- 浸水対策事業(排水ポンプ場の整備)(44億円)
- 漁業集落防災機能強化事業(10地区、36億円)
- 津波復興拠点整備事業(2地区、44億円)
- (その他、以下のようなきめ細かいニーズに対応)
- 津波遺構保存整備事業(たろう観光ホテル保存)(2億円)
- 地盤沈下地域の内水排除のための地盤嵩上げ(8億円)
- キャンプ場の復旧整備(5百万円) 等

3-5 復興交付金⑦

主な市町村における復興交付金の活用事例(2)

②宮城県

※金額は事業間流用後の事業費

石巻市(配分額:事業費5,622億円)

- 災害公営住宅の整備(1,321億円)
- 防災集団移転促進事業(1,046億円)
- 復興まちづくりと一体となった道路整備(48事業、799億円)
- 下水道事業(30事業、589億円)
- 土地区画整理事業(272億円)
- 水産加工団地における民間の水産加工場の整備、水産物卸売市場の整備(219億円)
- 漁業集落防災機能強化事業(25地区、103億円)
- (その他、以下のようなきめ細かいニーズに対応)
- 津波被災企業等のための企業用地の整備(24億円)
- 歴史的建造物の交流施設としての活用(2億円)
- 不登校の児童生徒を対象とした適応指導教室の復旧(0.9億円)等

気仙沼市(配分額:事業費3,649億円)

- 災害公営住宅の整備(766億円)
- 防災集団移転促進事業(562億円)
- 復興まちづくりと一体となった道路整備(43事業、506億円)
- 水産加工団地における民間の水産加工場整備(382億円)
- (その他、以下のようなきめ細かいニーズに対応)
- 造船関係施設の集約のための用地の整備(50億円)
- 地盤沈下地域の内水排除のための嵩上げ(25億円)
- 水産試験場の復旧整備(9億円)
- 復興市民広場の整備(3億円)等

仙台市(配分額:事業費2,429億円)

- 災害公営住宅の整備(770億円)
- 防災集団移転促進事業(470億円)
- 造成宅地の滑動崩落への対策工事(292億円)
- 地盤沈下地域の内水排除の為に下水道(185億円)
- 復興まちづくりと一体となった道路整備(4事業、221億円)
- 災害公営住宅家賃低廉化・低減事業(76億円)
- 圃場整備や農業用施設・機械の整備(40億円)
- (その他、以下のようなきめ細かいニーズに対応)
- 滑動崩落に起因する土地境界調整への専門家派遣(0.3億円)等

東松島市(配分額:事業費1,970億円)

- 復興まちづくりと一体となった道路整備(12事業、390億円)
- 防災集団移転促進事業(334億円)
- 土地区画整理事業(230億円)
- 災害公営住宅の整備(276億円)
- 農地の圃場整備や農業用施設等の整備(159億円)
- (その他、以下のようなきめ細かいニーズに対応)
- 防集移転元地における産業用土地区画整理事業地の内水排除のための嵩上げ(21億円)
- 防集跡地における企業用地整備(8億円)
- 震災遺構保存活用可能性調査(0.2億円)等

女川町(配分額:事業費1,804億円)

- 小・中学校移転整備事業(1億円)
- 水産加工団地における排水処理施設、水産物卸売市場及び民間の水産加工場の整備(179億円)
- 復興まちづくりと一体となった道路整備(13事業、208億円)
- 災害公営住宅の整備(264億円)
- 土地区画整理事業(511億円)
- 防災集団移転促進事業(246億円)
- (その他、以下のようなきめ細かいニーズに対応)
- 防集事業発生土のストックヤード整備(8億円)等

南三陸町(配分額:事業費1,426億円)

- 漁業集落防災機能強化事業(23地区、27億円)
- 水産物卸売市場及び民間の水産加工場等の整備(79億円)
- 復興まちづくりと一体となった道路整備(18事業、180億円)
- 災害公営住宅の整備(248億円)
- 津波復興拠点整備事業(2地区、122億円)
- 土地区画整理事業(46億円)
- 防災集団移転促進事業(390億円)
- (その他、以下のようなきめ細かいニーズに対応)
- 志津川小・中学校施設の環境改善(3億円)
- 漁港の砂浜復旧(3億円)
- メモリアルゾーン整備(6億円)等

山元町(配分額:事業費1,057億円)

- 復興まちづくりと一体となった道路整備(7事業、165億円)
- 災害公営住宅の整備(136億円)
- 津波復興拠点整備事業(2地区、149億円)
- 圃場整備(225億円)
- 防災集団移転促進事業(118億円)
- いちご栽培用ハウス、関連機械の再建整備(76億円)
- (その他、以下のようなきめ細かいニーズに対応)
- 漁港の静穏度対策検討調査(0.1億円)
- 中浜小学校の遺構としての保存に向けた調査(0.1億円)等

岩沼市(配分額:事業費908億円)

- 排水路・排水機整備事業(3地区、241億円)
- 復興まちづくりと一体となった道路整備(9事業、174億円)
- 防災集団移転促進事業(153億円)
- 圃場整備(3地区、125億円)
- 災害公営住宅の整備(52億円)
- 防災緑地などの都市公園整備事業(8地区、50億円)
- 農業用施設・機械の整備事業(42億円)
- 子育て拠点関連施設の一体整備(2.6億円)
- (その他、以下のようなきめ細かいニーズに対応)
- 道路整備促進(工事監督支援)(1億円)等

亘理町(配分額:事業費862億円)

- 圃場整備(241億円)
- 災害公営住宅の整備(128億円)
- いちご栽培用ハウス、関連機械の再建整備(99億円)
- 防災集団移転促進事業(91億円)
- 復興まちづくりと一体となった道路整備(8事業、125億円)
- 農業用施設・機械の整備事業(17億円)
- 民間の水産加工場の整備(15億円)
- いちご選果場の整備(10億円)
- 漁具倉庫の整備(2億円)
- (その他、以下のようなきめ細かいニーズに対応)
- 防集跡地における企業用地整備(0.3億円)
- 防災まちづくり計画の策定(0.1億円)等

3-5 復興交付金⑧

主な市町村における復興交付金の活用事例(3)

③福島県

※金額は事業間流用後の事業費

いわき市(配分額:事業費1,711億円)

- 災害公営住宅の整備(454億円)
- 土地区画整理事業(283億円)
- 津波防災緑地等の都市公園事業(7地区、221億円)
- 復興まちづくりと一体となった道路整備(20事業、172億円)
- 水産物卸売市場等の整備(55億円)
- (その他、以下のようなきめ細かいニーズに対応)
- 水産調査船「いわき丸」の建造(13億円)
- 被災した集会所の整備(9か所、3億円)
- いちごのブランド化促進(施設整備、販路拡大等)(0.7億円) 等

南相馬市(配分額:事業費604億円)

- 防災集団移転促進事業(210億円)
- 圃場整備(85億円)
- 災害公営住宅の整備(95億円)
- 復興まちづくりと一体となった道路整備(5事業、53億円)
- 被災した園芸施設等の整備(23億円)
- 被災した漁港施設の整備(14億円)
- (その他、以下のようなきめ細かいニーズに対応)
- 復興作業用住居の建設補助(3億円)
- 埋蔵文化財収蔵庫整備(1億円) 等

相馬市(配分額:事業費850億円)

- 防災集団移転促進事業(159億円)
- 災害公営住宅の整備(90億円)
- 復興まちづくりと一体となった道路整備(28事業、109億円)
- 水産種苗研究・生産施設の再建整備(92億円)
- 津波防災緑地の整備(1地区、76億円)
- 共同利用の水産加工施設等の再建整備(62億円)
- (その他、以下のようなきめ細かいニーズに対応)
- 地盤沈下地区の内水排除のための嵩上げ(8億円) 等

新地町(配分額:事業費535億円)

- 復興まちづくりと一体となった道路整備(7事業、128億円)
- 防災集団移転促進事業(81億円)
- 津波防災緑地の整備(2地区、85億円)
- 土地区画整理事業(1地区、49億円)
- 津波復興拠点整備事業(1地区、67億円)
- 災害公営住宅の整備(33億円)
- 民間の水産加工場の整備(7億円)
- 農業用施設・機械の整備(2億円) 等

※ その他の市町村においても、地域の実情に応じ、以下のような用途にも復興交付金を活用

須賀川市(配分額:事業費152億円)

- 市街地再開発事業(76億円)
- 災害公営住宅の整備(28億円)
- 地震により決壊した藤沼ダム周辺の被災した地域交流拠点の再建(5億円)

広野町(配分額:事業費113億円)

- 復興まちづくりと一体となった道路整備(10事業、51億円)
- 津波防災緑地の整備(35億円)
- 災害公営住宅の整備(17億円)

楢葉町(配分額:事業費86億円)

- 防災集団移転促進事業(17億円)
- 災害公営住宅の整備(49億円)
- 造成宅地の滑動崩落への対策工事(2億円)

浪江町(配分額:事業費98億円)

- 防災集団移転促進事業(50億円)
- 民間の水産加工場の整備(10億円)
- 津波により流失した共同墓地の移転整備(2億円)
- 復興まちづくりと一体となった道路整備(3事業、1億円)

富岡町(配分額:事業費33億円)

- 津波で被災した駅前の土地区画整理事業(10億円)

飯舘村(配分額:事業費10億円)

- 原発事故からの避難先での営農再開のための農業用施設・機械の整備(5億円)
- 災害公営住宅の整備(2億円)

川内村(配分額:事業費5億円)

- 野菜工場の復興整備(3億円)
- 被災した地域間交流施設の修復(2億円)

川俣町(配分額:事業費0.9億円)

- 原発事故により使用できない鶏飼育施設の代替施設の整備(0.6億円)

3-5 復興交付金⑨

主な市町村における復興交付金の活用事例(4)

④茨城県

※金額は事業間流用後の事業費

潮来市(配分額:事業費205億円)

- 市街地の液状化対策(112億円)

北茨城市(配分額:事業費100億円)

- 災害公営住宅の整備(32億円)
- 水産物市場、製氷・貯氷施設の整備(30億円)
- 防災集団移転促進事業(7億円)

神栖市(配分額:事業費100億円)

- 市街地の液状化対策(96億円)
- 防災拠点の整備(4億円)

鹿嶋市(配分額:事業費99億円)

- 市街地の液状化対策(83億円)
- 造成宅地の滑動崩落への対策工事(5億円)

大洗町(配分額:事業費53億円)

- 津波被災区域から高台への避難路等の整備(35億円)
- 魚市場荷捌き所、水産物加工処理施設等の整備(8億円)
- 一時避難所の整備(3億円)

東海村(配分額:事業費33億円)

- 造成宅地の滑動崩落への対策工事(33億円)

⑤青森県

八戸市(配分額:事業費55億円)

- 復興まちづくりと一体となった道路整備(25億円)
- 災害公営住宅の整備(14億円)
- (その他、以下のようなきめ細かいニーズに対応)
- 公民館整備(6億円)
- 津波避難施設、津波避難タワー建設(3億円) 等

三沢市(配分額:事業費5億円)

- 漁民研修施設の復興整備(3億円)
- 津波避難計画等策定(0.3億円)
- (その他、以下のようなきめ細かいニーズに対応)
- 三沢漁港内直売所等整備(0.9億円)
- 津波避難監視カメラ整備(0.4億円)

⑥千葉県

浦安市(配分額:事業費428億円)

- 市街地の液状化対策(369億円)
- 幹線道路の液状化対策(44億円)

香取市(配分額:事業費65億円)

- 市街地の液状化対策(50億円)
- 地盤沈下に伴う雨水排水対策(7億円)
- 災害公営住宅の整備(4億円)

⑦北海道、栃木県、埼玉県、新潟県、長野県

北海道 広尾町(配分額:事業費1億円)

- 漁業集落における避難階段の整備(0.7億円)

栃木県 矢板市(配分額:事業費9億円)

- 造成宅地の滑動崩落への対策工事(7億円)

埼玉県 久喜市(配分額:事業費46億円)

- 市街地の液状化対策(46億円)

新潟県 十日町市(配分額:事業費1億円)

- 災害公営住宅の整備(1億円)

長野県 栄村(配分額:事業費25億円)

- 災害公営住宅の整備(7億円)
- 被災した農業用施設・機械の整備(5億円)
- 農用地の基盤改良等(3億円)
- 避難道路の整備(6億円)

3-6 東日本大震災に係る「取崩し型復興基金」①

1 取崩し型復興基金の創設（平成23年度）

東日本大震災からの復興に向けて、被災団体が地域の実情に応じて、住民生活の安定やコミュニティの再生、地域経済の振興・雇用維持等について、単年度予算の枠に縛られずに弾力的かつきめ細かに対応できる資金として、復興基金を創設。

2 復興基金への特別交付税措置（基金の規模）

現在の低金利の状況では従来の運用型基金は有効ではないことから、取崩し型基金により対応することとして、特定被災地方公共団体である9県が基金を設置することとなる場合について、阪神・淡路大震災における措置等を踏まえ、2次補正により増額された既存の特別交付税により措置。

（単位：億円）

青森県	岩手県	宮城県	福島県	茨城県	栃木県	千葉県	新潟県	長野県	合 計
80	420	660	570	140	40	30	10	10	1,960

※ 被災者生活再建支援制度等の阪神・淡路大震災後の制度改正や平成23年度補正予算等で国庫補助対象となったものを除き、措置対象を同レベルとした場合の阪神・淡路大震災復興基金の措置額 960億円程度

3 基金の使途・運用

基金を具体的にどのように使うのか、直営方式・財団方式等どのような運用をするかについては、各県の判断に委ねられる。各県においては、きめ細かな事業を実施するという基金の趣旨から、市町村事業に十分に配慮した運用を実施。

4 交付時期

基金の設置について、12月分の特別交付税により措置(平成23年12月14日交付)。

3-6 東日本大震災に係る「取崩し型復興基金」②

○東日本大震災に係る「取崩し型復興基金」の各県の活用状況について

(単位：百万円)

県名	基金名	基金規模 ①	特別交付税 措置額	復興基金活用額		活用累計額 ④ (②+③)	うち市町村へ の交付金	執行率 (④÷①)	備 考
				平成23～28年度 (実績額) (②)	平成29年度 (当初予算) (③)				
青森県	青森県東日本大震災復興推進基金	8,000	8,000	6,444	414	6,858	(4,000)	85.7%	
岩手県	東日本大震災津波復興基金	42,000	42,000	33,521	4,261	37,782	(21,000)	90.0%	
宮城県	東日本大震災復興基金	91,314	66,000	69,257	6,085	75,342	(33,000)	82.5%	基金規模及び活用額には、寄附金等を含む
福島県	福島県原子力災害等復興基金	57,000	57,000	48,189	3,066	51,255	(28,500)	89.9%	
茨城県	茨城県東日本大震災復興基金	16,857	14,000	13,485	1,123	14,608	(7,000)	86.7%	基金規模及び活用額には、寄附金等を含む
栃木県	栃木県東日本大震災復興推進基金	4,018	4,000	3,991	21	4,012	(2,000)	99.9%	基金規模及び活用額には、寄附金等を含む
千葉県	千葉県東日本大震災市町村復興基金	3,001	3,000	3,001	0	3,001	(3,001)	100%	基金規模及び活用額には、寄附金等を含む
新潟県	(公財)新潟県中越大震災復興基金	1,000	1,000	960	40	1,000	(500)	100%	
長野県	長野県栄村復興基金	1,010	1,000	758	252	1,010	(1,010)	100%	基金規模及び活用額には、寄附金等を含む
合 計		224,200	196,000	179,606	15,263	194,868	(100,011)	86.9%	

○復興基金からの市町村交付金の活用状況について

(単位：百万円)

県名	交付金事業名	基金規模 ①	市町村交付金額 (既交付額)	交付金活用額		交付金活用累計額 ④ (②+③)	執行率 (④÷①)	備 考
				平成23～28年度 (実績額) (②)	平成29年度 (当初予算) (③)			
青森県	青森県東日本大震災復興推進交付金	4,045	4,000	3,684	163	3,847	95.1%	基金規模及び活用額には、寄附金等を含む
岩手県	東日本大震災津波復興基金市町村交付金	30,606	21,000	13,530	2,919	16,449	53.7%	基金規模及び活用額には、寄附金等を含む
宮城県	東日本大震災復興基金交付金	33,089	33,000	19,659	3,996	23,655	71.5%	基金規模及び活用額には、寄附金等を含む
福島県	福島県市町村復興支援交付金	43,179	28,500	22,587	2,397	24,984	57.9%	基金規模及び活用額には、寄附金等を含む
茨城県	市町村復興まちづくり支援事業費交付金	7,000	7,000	7,000	0	7,000	100 %	
栃木県	東日本大震災復興推進事業交付金	2,000	2,000	2,000	0	2,000	100 %	
千葉県	「がんばろう！千葉」市町村復興基金交付金	3,001	3,001	2,579	163	2,742	91.4%	基金規模及び活用額には、寄附金等を含む
新潟県	東日本大震災復興事業交付金	500	500	500	0	500	100 %	
長野県	長野県栄村復興交付金	1,010	1,010	673	66	739	73.2%	基金規模及び活用額には、寄附金等を含む
合 計		124,430	100,011	72,212	9,704	81,916	65.8%	

※ 復興基金を活用した市町村への交付金を受けて、市町村が基金を設けるなどしたうえで復興事業を執行。

※ 表示単位未満四捨五入の関係で合計が一致しない箇所がある。

3-6 東日本大震災に係る「取崩し型復興基金」③

※ 総務省まとめ

「取崩し型復興基金」を活用した主な事業（県）

【市町村向け交付金】（1,000億円）

○地域の実情に応じた復興事業を実施するための市町村交付金

【生活支援】（70億円）

- 被災者の心の健康の保持増進を図るための相談支援
- 仮設住宅における防犯ボランティアへの支援
- 仮設住宅の共同利用施設の維持管理費への補助
- 被災地域の集会所等のコミュニティ施設の再建支援 など

【住宅対策】（180億円）

- 災害救助法等の対象とされない被災住宅の補修等への支援
- 融資が困難な被災者の宅地復旧工事等への支援 など

【教育文化対策】（50億円）

- 私立学校・私立博物館等の災害復旧に対する支援
- 部活動に必要な備品の購入や施設の修繕等に対する支援
- 被災地における芸術・文化活動に対する支援 など

【産業復興・地域振興対策】（400億円）

- 被災商店街の復興支援や地域産業再生のための販路開拓支援
- 被災中小企業の早期復興のための経営相談等による支援
- 小規模農地や補助対象外の農林水産業施設の復旧に対する支援
- 早期の経営再開のために必要なウニ、アワビ等の種苗や代替家畜等の導入支援
- 被災農業者向けの農林業復興等に関する研修等への支援
- 被災者の就業支援や事業主の雇用維持に対する支援
- 被災地の観光振興に対する支援 など

【融資への利子補給】（50億円）

- 県の復興融資を利用した中小企業に対する利子補給
- 経営再建のための融資を活用した被災農林漁業者に対する利子補給
- 二重住宅ローンを抱える被災者に対する利子補給 など

【その他】（200億円）

- 被災者自らが主体となって実施する復興関連の地域づくり事業への支援
- 震災周年追悼・記念行事開催への支援
- 震災の記録・教訓の伝承や展示 など

復興基金からの市町村交付金を活用した事業例（市町村）

【生活支援における事業例】

- 被災した市民等に必要な生活支援等の情報を発信する災害情報誌の発行、避難住民に対する広報誌の郵送
- 仮設住宅や避難者居住地区周辺の安全確保のための防犯灯の設置
- 避難者受入自治体における交流会の開催
- 仮設住宅での見守り活動等を実施する災害ボランティアセンターの運営費補助
- 被災地域で新規に開業する診療所に対する開業費用の支援
- 地区集会施設の復旧等に対する支援
- 被災した私道の復旧に対する支援

【住宅対策における事業例】

- 一部損壊住宅の修繕、畳・襖・瓦の入替え等災害救助法適用外経費の支援

【教育文化対策における事業例】

- 被災した児童福祉施設等における各種備品の整備
- 通学用のバス乗車券の購入補助
- 被災を受けた学校や仮設住宅を巡回する移動図書館の運営
- 青少年のスポーツの練習場所の確保のための移動費支援

【産業復興・地域振興対策における事業例】

- 仮設店舗で開催される被災商店街の復興イベント等に対する助成
- 被災農業者向けの苗木の購入等の支援

3-6 東日本大震災に係る「取崩し型復興基金」④

津波被災地域の住民の定着促進（平成24年度補正予算により措置：1,047億円）

津波による被災地域において安定的な生活基盤(住まい)の形成に資する施策を通じて住民の定着を促し、復興まちづくりを推進する観点から、被災団体が、地域の実情に応じて弾力的かつきめ細かに対応することができるよう、被災県の復興基金の積立て等について、震災復興特別交付税の増額により措置。

○ 対象住宅数：40,738棟

津波により被災（全壊）した持ち家住宅のうち防災集団移転促進事業等の対象とならないもの

○ 対象経費：住宅再建支援に要する経費

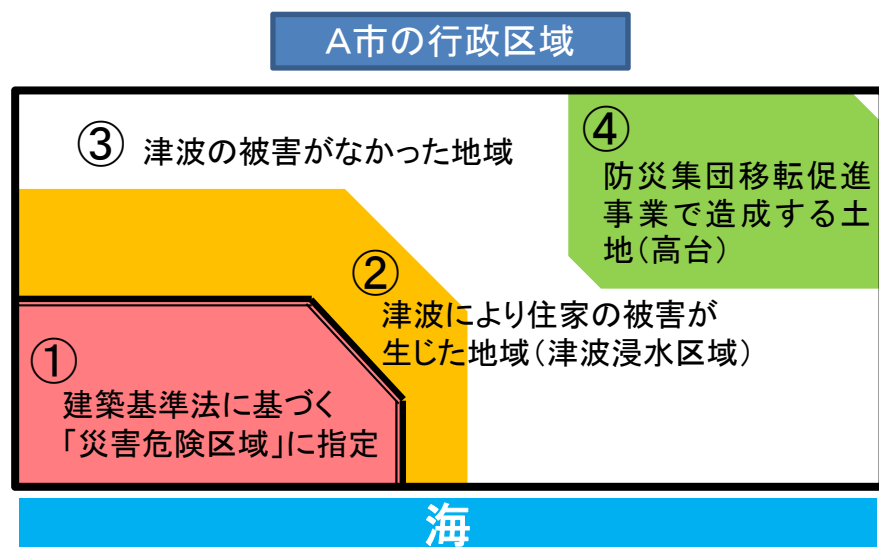
①土地区画整理事業等の対象外の住宅（32,184棟）分
：282万円（住宅建築に係る利子相当額、宅地の嵩上げ経費（1/2）、移転経費）

②土地区画整理事業等の対象の住宅（8,554棟）分
：163万円（住宅建築に係る利子相当額、移転経費）

※ 被災者への具体的な支援内容については、被災団体が地域の実情に応じて決定

○ 交付額

【再建パターンと支援策】



①→②～④の移転：防災集団移転促進事業等による支援あり
（被災土地買上げ、住宅建築・土地購入利子補給、移転経費助成）

②における現地再建、②→③、④の移転：上記支援措置なし

（単位：億円）

青森県	岩手県	宮城県	福島県	茨城県	千葉県	合 計
5	215	709	103	5	11	1,047

※ 平成24年度3月分の震災復興特別交付税により措置（平成25年3月25日交付）

3-6 東日本大震災に係る「取崩し型復興基金」⑤

○津波被災地域の住宅再建支援に係る基金の活用状況について

(単位：百万円)

県 名	交付金事業名	基金規模 (市町村) ①	震災復興 特別交付税 措置額	基金活用額		活用累計額 ④ (②+③)	執行率 (④÷①)	備 考
				平成23～28年度 (実績額) (②)	平成29年度 (当初予算) (③)			
青森県	青森県東日本大震災復興推進交付金	478	478	388	32	421	88.0%	
岩手県	東日本大震災津波復興基金市町村交付金	21,461	21,461	12,940	3,305	16,245	75.7%	
宮城県	東日本大震災復興基金交付金	72,753	70,856	46,464	8,342	54,806	75.3%	基金規模及び基金活用額 には、県復興基金からの 独自加算分を含む
福島県	福島県市町村復興支援交付金	10,306	10,306	1,541	1,757	3,298	32.0%	
茨城県	市町村復興まちづくり支援事業費交付金	455	455	186	84	271	59.4%	
千葉県	「がんばろう！千葉」市町村復興基金 交付金	1,146	1,146	480	69	549	47.9%	
合 計		106,599	104,702	62,000	13,589	75,589	70.9%	

※ 県は、震災復興特別交付税による措置分を全額市町村に交付金により交付済みであり、市町村が基金を設置して事業を執行。

※ 表示単位未満四捨五入の関係で合計が一致しない箇所がある。

3-7 福島復興に向けた制度①（福島復興再生特別措置法概要）

（施行：平成24年3月31日、改正：平成25年5月10日、平成27年5月7日、平成29年5月19日）

原子力災害により深刻かつ多大な被害を受けた福島の復興・再生について、その置かれた特殊な諸事情とこれまで原子力政策を推進してきたことに伴う国の社会的な責任を踏まえ推進。

福島復興再生基本方針（平成24年7月13日閣議決定、平成29年6月30日改定）

原子力災害からの福島の復興及び再生に関する施策の総合的な推進を図るための基本的な方針
（方針に定められる事項：福島の復興及び再生の意義、目標、政府が着実に実施すべき各支援施策の基本的な方針等）

避難指示の対象となった区域の復興・再生

避難解除等区域

国が「避難解除等区域復興再生計画」を作成

帰還困難区域

市町村長が「**特定復興再生拠点区域復興再生計画**」を作成し、内閣総理大臣が認定

これらの計画に基づいて、以下の措置を実施

- ①県等が管理する道路等の工事を国が代行
- ②公共施設の清掃等を国が直轄で実施
- ③事業を開始・再開する者に課税の特例を措置
- ④（特定復興再生拠点区域のみ）国の負担で除染等を実施

住民の帰還の促進を図るための措置

- ①一団地の復興再生拠点整備制度の活用
- ②帰還環境整備交付金による道路等のインフラ整備等の実施

長期避難者の生活の安定を図るための措置

生活拠点形成交付金による公営住宅の建設、コミュニティ維持のためのソフト事業等の実施

その他

福島相双復興推進機構への国の職員の派遣（官民合同チームの体制強化）、**帰還環境整備推進法人**の指定

福島県全域の復興・再生

（赤字は平成29年法改正事項）

産業の復興及び再生

福島県が作成する「産業復興再生計画」に基づき、以下の法律上の特例を措置

- ・地域ブランド（商標、品種）の登録料等の減免

新たな産業の創出等の重点的な推進

福島県が作成する「重点推進計画」に基づき、

- ・再生可能エネルギー、医薬品、医療機器、廃炉等、ロボット及び農林水産業に関する研究開発拠点の整備等を推進
- ・特に、**福島国際研究産業都市区域**において、以下の法律上の特例を措置（「**福島イノベーション・コースト構想**」推進の法定化）
 - ①中小企業者が行う研究開発に係る**特許料等の減免**
 - ②ロボット製品開発に係る**国有試験研究施設の低廉使用**

その他

- ①**農林水産物等の販売の実態調査等**（風評払拭への対応）、**いじめ防止対策の実施** 等
- ②原子力災害からの福島復興再生協議会、特定事項の調査・検討を行う**分科会**の設置

3-7 福島復興に向けた制度②（福島復興再生基本方針の概要）

（平成24年7月13日閣議決定、平成29年6月30日改定）

《第1部 原子力災害からの福島復興及び再生》

第1 原子力災害からの福島復興及び再生の意義及び目標に関する事項

- 1 原子力災害からの福島復興及び再生の意義・目標
- 2 福島復興及び再生の基本姿勢

《第2部 避難指示・解除等区域の復興及び再生》

第2 避難解除等区域の復興及び再生の推進のために政府が着実に実施すべき施策に関する基本的な事項

- 1 避難解除等区域の復興及び再生の基本的考え方
- 2 政府が着実に実施すべき施策に関する基本的な事項
- 3 避難解除等区域復興再生計画の策定・変更手続
- 4 公益社団法人福島相双復興推進機構への国職員の派遣等
- 5 帰還環境整備推進法人の帰還環境整備事業への参画

第3 特定復興再生拠点区域復興再生計画の認定に関する基本的な事項

《第3部 福島全域の復興及び再生》

第4 安心して暮らすことのできる生活環境の実現のために政府が着実に実施すべき施策に関する基本的な事項

第5 産業の復興及び再生の推進のために政府が着実に実施すべき施策に関する基本的な事項

第6 産業復興再生計画の認定に関する基本的な事項

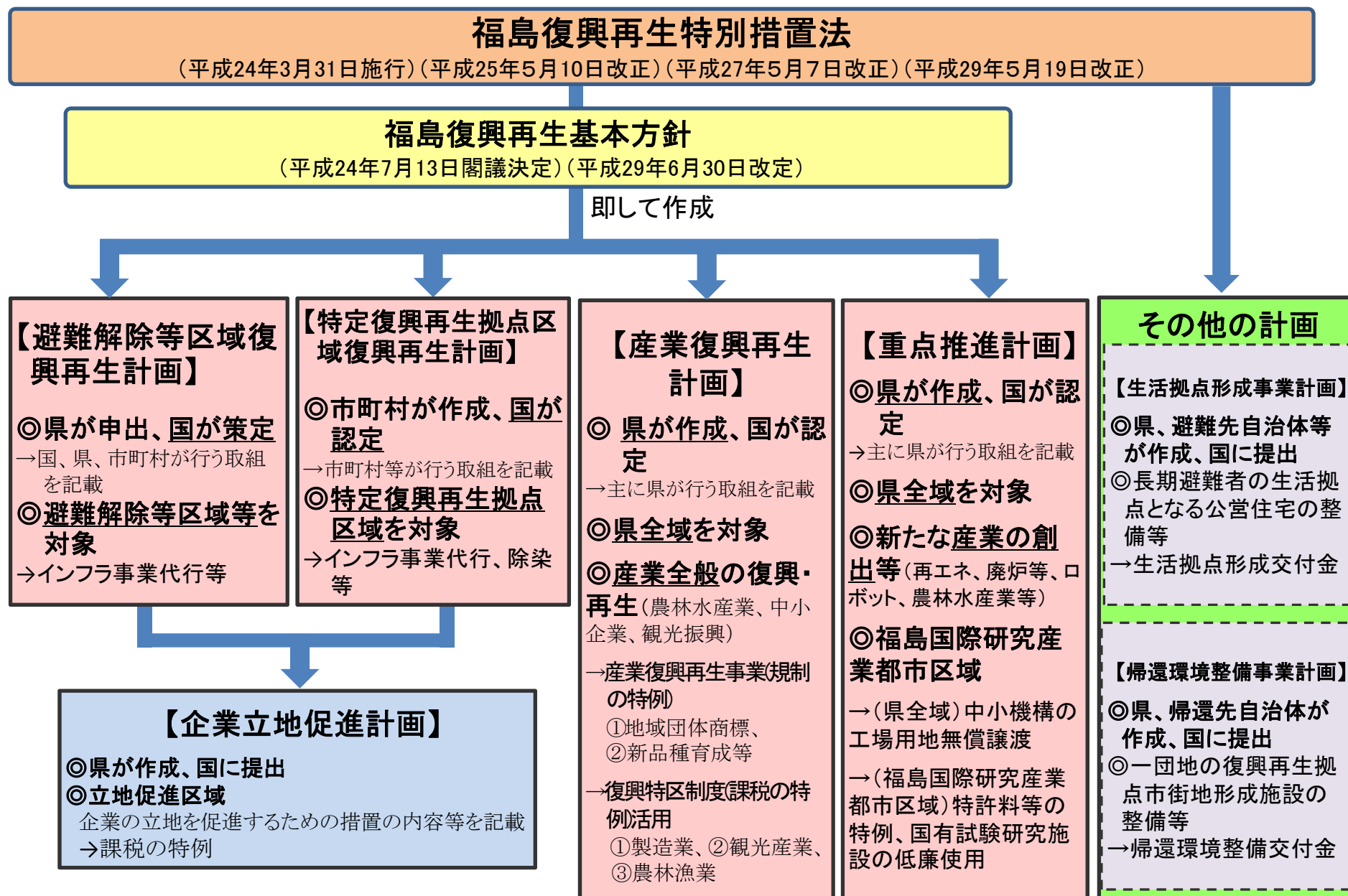
第7 先導的な施策への取組の重点的な推進のために政府が着実に実施すべき施策に関する基本的な事項

第8 重点推進計画の認定に関する基本的な事項

第9 関連する東日本大震災からの復興の円滑かつ迅速な推進に関する施策との連携に関する基本的な事項

第10 その他福島復興及び再生に関し必要な事項

3-7 福島復興に向けた制度③（福島復興再生特措法に基づく各種計画）



3-7 福島復興に向けた制度④

(福島復興再生特措法の一部を改正する法律 (平成29年5月19日公布・施行) 概要)

1 特定復興再生拠点区域の復興及び再生を推進するための計画制度の創設

- 市町村長は、帰還困難区域のうち、避難指示を解除し、帰還者等の居住を可能とすることを旨とする「特定復興再生拠点区域」の復興及び再生を推進するための計画を作成。内閣総理大臣の認定を受けた場合、計画に従って除染や廃棄物の処理を国が実施（費用は国の負担）すること等を可能とする。

2 官民合同チームの体制強化

- 官民合同チームの中核である（公社）福島相双復興推進機構を法律に位置付け、国の職員をその身分を保有したまま派遣できること等を可能とする。

3 「福島イノベーション・コースト構想」推進

- 「福島イノベーション・コースト構想」に係る取組を推進する区域や当該取組を法定の重点推進計画に記載し、中小企業の研究成果に係る特許料等の減免やロボット開発促進のための国有の試験研究施設の低廉使用を可能とする。

4 風評払拭への対応

- 福島県産農林水産物等の販売等の実態調査や当該調査に基づく指導・助言等の措置を講ずることを法律に位置付ける。

3-7 福島復興に向けた制度⑤

(子ども・被災者支援法の概要、被災者生活支援等施策の推進に関する基本的な方針)

1 法の目的及び経緯

- 与野党協議の上、超党派の議員立法により平成24年6月21日に成立。
- 被災者の不安の解消・安定した生活の実現には、包括的な支援法が必要との認識の下、被災者の生活支援等に関し、国は必要な施策を講ずる責務を有すること等を定めた理念法(主に自主避難者を対象)。

2 支援対象地域の設定

自主避難者への支援策を講ずべき地域である「支援対象地域(20mSv未満で一定の基準以上の地域)」として、基本方針(H25.10.11閣議決定)において、次の通り設定。

支援対象地域:

原発事故発生後、相当な線量が広がっていた
「福島県中通り・浜通り(避難指示区域等を除く)」を設定。

立法時には、
・線量数値でコミュニティを分断してはならない
・地域の実情に合わせて区域を決めるべき
・多様な事情を総合的に勘案して決めるべき
などの議論があり、「一定の基準」は法定せず、
政府が基本方針の中で定めることとされた。

3 基本方針改定(H27.8.25閣議決定)

◆改定の趣旨

福島県による自主避難者向け応急仮設住宅の提供終了の発表、及び線量が大幅に低減していること等から、被災者が自ら居を定め、安心して生活ができるよう、帰還や定住の支援に重点を置く方針を明らかにするため、基本方針を改定。

◆改定の主な内容

- 支援対象地域は、線量が発災時と比べ大幅に低減し、新たに避難する状況にはないことを明記。
- 一方、避難先での生活の定着化により、被災者が帰還又は他の地域への定住を新たに判断するためには一定の期間を要することから、当面、支援対象地域の縮小はしない。



(参考) 子ども被災者支援法関連の施策

- ・放射線による健康への影響調査
- ・民間団体を活用した被災者支援
- ・住宅の確保に関する支援
- ・自然体験活動等を通じた心身の健康の保持 等

3-8 これまでの主な動き①

【平成23年】

- 3月11日 東日本大震災発災・緊急災害対策本部発足
- 3月17日 被災者生活支援特別対策本部(支援チーム)設置
- 5月 2日 東日本大震災財特法成立
平成23年度補正予算成立(復興経費4兆153億円)
- 6月24日 復興基本法施行
- 6月25日 東日本大震災復興構想会議「復興への提言」提出
- 6月28日 東日本大震災復興対策本部(第1回)開催
- 7月25日 平成23年度第2次補正予算成立(復興経費1兆8,106億円)
- 7月29日 「復興基本方針」策定
- 8月 5日 原発避難者特例法成立
- 8月26日 各府省の事業計画と工程表の取りまとめ(第1回)
- 8月27日 原子力災害からの福島復興再生協議会(第1回)開催
- 11月21日 平成23年度第3次補正予算成立(復興経費9兆2,438億円)
- 11月30日 復興財源確保法成立
- 12月 7日 東日本大震災復興特別区域法成立
- 12月 9日 復興庁設置法成立

【平成24年】

- 2月 9日 復興推進計画第1号認定(岩手、宮城)
- 2月10日 復興庁開庁
- 3月 2日 復興交付金の交付可能額通知(第1回目)
- 3月 5日 東日本大震災事業者再生支援機構始業開始
- 3月30日 福島復興再生特別措置法 成立
- 4月 5日 平成24年度予算成立(復興特会3兆7,754億円)
- 6月27日 子ども被災者支援法 成立
- 7月13日 「福島復興再生基本方針」を閣議決定
- 9月 4日 被災地域の原子力被災者・自治体に対する国の取組方針(グランドデザイン)の公表
- 11月22日 東日本大震災からの復興の状況に関する国会報告

【平成25年】

- 1月29日 復旧・復興事業の規模と財源(19兆円を25兆円)に見直し
- 2月 1日 福島復興再生総局を設置
- 2月 6日 復興推進委員会平成24年度審議報告
- 2月26日 平成24年度補正予算成立(復興特会3,177億円)
- 3月 7日 「住まいの復興工程表」公表
- 3月15日 「原子力災害による被災者支援策パッケージ」公表
- 4月 2日 「原子力災害による風評被害を含む影響への対策パッケージ」公表
- 5月10日 福島復興再生特別措置法改正法の施行
- 5月15日 平成25年度予算成立(復興特会4兆3,840億円)
- 6月 5日 復興推進委員会
「新しい東北」の創造に向けて(中間とりまとめ)
- 8月 7日 避難区域の見直しが完了
- 10月11日 「子ども被災者支援法基本方針」を閣議決定・国会報告
- 11月12日 東日本大震災からの復興の状況に関する国会報告
- 12月20日 「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」を閣議決定

【平成26年】

- 2月 6日 平成25年度補正予算成立(復興特会5,638億円)
- 3月20日 平成26年度予算成立(復興特会3兆6,464億円)
- 4月 1日 福島県田村市の避難指示解除
- 4月18日 「新しい東北の創造に向けて」(提言)を取りまとめ・公表
- 5月 1日 東日本大震災復興特別区域法の改正
- 6月10日 「産業復興創造戦略」を取りまとめ・公表
- 6月23日 「風評対策強化指針」を取りまとめ・公表
- 8月28日 「大熊・双葉ふるさと復興構想」公表
- 9月 1日 福島県が中間貯蔵施設の建設受入れを表明
- 10月 1日 福島県川内村の避難指示の一部解除
- 11月28日 東日本大震災からの復興の状況に関する国会報告
- 12月28日 南相馬市の特定避難勧奨地点を解除

3-8 これまでの主な動き②

【平成27年】

- 1月23日 被災者支援【健康・生活支援】総合対策を公表
- 2月 3日 平成26年度補正予算成立(復興特会2,597億円)
- 4月 9日 平成27年度予算成立(復興特会3兆9,087億円)
- 5月 7日 福島復興再生特別措置法改正法の施行
- 6月12日 「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」改訂を閣議決定
- 6月24日 復興推進会議
今後5年にわたる復興・創生期間における復興事業のあり方等を取りまとめ・公表
- 6月30日 平成28年度以降5年間を含む復興期間の復旧・復興事業の規模と財源について閣議決定
- 7月30日 福島12市町村の将来像に関する有識者検討会提言公表
- 8月24日 福島相双復興官民合同チーム発足
- 8月25日 「子ども被災者支援法基本方針改定」を閣議決定・国会報告
- 9月 5日 福島県楢葉町の避難指示解除
- 10月 2日 「被災者生活支援等施策の推進に関する基本的な方針」に関する施策取りまとめの公表
- 11月27日 東日本大震災からの復興の状況に関する国会報告
- 12月18日 「防災集団移転促進事業の移転元地等を利活用する場合の支援施策パッケージ」を公表
- 12月25日 復興・創生期間に向けた新たな課題への対応方針を公表

【平成28年】

- 1月20日 平成27年度補正予算成立(復興特会1,016億円)
- 1月22日 第一回東北観光アドバイザー会議を開催
- 3月11日 「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針を閣議決定
- 3月29日 平成28年度予算成立(復興特会3兆2,469億円)
- 3月31日 復興庁青森事務所を閉所
- 4月 1日 「復興・創生に向けたメッセージ皆様への約束とお願い」を公表
「復興特別区域基本方針の一部改定」を閣議決定
- 4月15日 「東北観光アドバイザー会議」の提言を取り纏め・公表
- 4月22日 被災者支援総合交付金の交付可能額(第一回)を通知
- 5月28日 福島12市町村将来像実現ロードマップ2020を公表
- 6月 6日 東日本大震災5周年復興フォーラムを開催
- 6月12日 葛尾村の避難指示を解除(一部の帰還困難区域を除く)
- 6月14日 川内村の避難指示を解除
- 7月12日 福島県南相馬市の避難指示解除(帰還困難区域を除く)
- 8月31日 帰還困難区域の取扱いに関する考え方を決定
- 9月26日 「住宅取得等に係る給付措置について」の一部改正」を閣議決定
- 9月30日 「除染対象以外の道路等側溝堆積物の撤去・処理の対応方針」を公表
- 10月11日 平成28年度第2次補正予算成立(復興特会4,023億円)
- 11月29日 東日本大震災からの復興の状況に関する国会報告
- 12月20日 原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針を閣議決定

3-8 これまでの主な動き③

【平成29年】

- 3月27日 平成29年度予算成立（復興特会2兆6,896億円）
- 3月31日 「復興特別区域基本方針の一部改定」を閣議決定
川俣町の避難指示を解除。飯舘村、浪江町の避難指示を解除（一部の帰還困難区域を除く）
- 4月 1日 富岡町の避難指示を解除（一部の帰還困難区域を除く）
- 5月19日 福島復興再生特別措置法改正法の施行
- 6月30日 福島復興再生基本方針の改定
- 9月15日 「双葉町特定復興再生拠点区域復興再生計画」の認定
- 11月10日 「大熊町特定復興再生拠点区域復興再生計画」の認定
- 11月29日 東日本大震災からの復興の状況に関する国会報告
- 12月12日 「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」決定
- 12月22日 「浪江町特定復興再生拠点区域復興再生計画」の認定

【平成30年】

- 2月 1日 東日本大震災事業者再生支援機構法改正法成立
- 3月 9日 「富岡町特定復興再生拠点区域復興再生計画」の認定
- 3月28日 平成30年度予算成立（復興特会2兆3,593億円）
- 4月20日 「飯舘村特定復興再生拠点区域復興再生計画」の認定
- 5月11日 「葛尾村特定復興再生拠点区域復興再生計画」の認定